

第49回平成25年3月与謝野町議会定例会会議録（第10号）

招集年月日 平成25年3月27日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後6時57分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文(遅刻)
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | | |
|--------|-------------------|---|-------------|
| 日程第 1 | 議案第 35号 | 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 36号 | 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 37号 | 平成25年度与謝野町下水道特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 38号 | 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 39号 | 平成25年度与謝野町介護保険特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 40号 | 平成25年度与謝野町土地取得特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 41号 | 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 42号 | 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 43号 | 平成25年度与謝野町財産区特別会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 44号 | 平成25年度与謝野町水道事業会計予算 | (質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 45号 | 与謝野町財産区管理委員の選任について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 12 | 議案第 46号 | 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 13 | 議案第 47号 | 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 14 | 発委第 2号 | 与謝野町議会議員定数条例の制定について | (提案～表決) |
| 日程第 15 | 意見書案第 1号 | 個人連帯保証人制度の早期廃止を求める意見書(案)について | (提案～表決) |
| 日程第 16 | 請願第 1号
(平成24年) | 学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書 | (委員長報告～表決) |
| 日程第 17 | 請願第 3号
(平成24年) | 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、
教育諸条件の整備・充実を求める請願書 | (委員長報告～表決) |
| 日程第 18 | 閉会中の継続審査(調査) | 申出書 | |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

いよいよ3月議会も最終日を迎えました。きょうも1日よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 議案第35号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計予算を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番(井田義之) それでは、水道の今年度の予算に限らず5カ年計画が出ておりますので、予算とも関係しますし、そこから質問をさせていただきたいというふうに思います。

簡易水道の部分ですけれども、今後は地下水を優先的に活用するという計画で今後、進められるというように書いてあります。私、以前にも申し上げましたけれども、地下水のほうが安定的に管理がしやすいということは十分理解できるんですが、地下水のみに頼るといことについて、私は疑問があるというふうに思っております。といいますのは、地震とか云々とかいうときに、どうしても地下水の場合には地盤沈下が起きるといことも十分考えられますので、表流水と両方ですね、これはやっぱり堅持すべきだといふふうに思うんですけれども、現状の水源ですけれども、現状の水源が、地下水が幾ら、何カ所あって、それから表流水が何カ所あるのか、その点をまず、お尋ねいたします。

議長(赤松孝一) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) おはようございます。

ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、詳しく何カ所ということが、申し上げられないんですが、ざっと地下水が占める割合が4割ほど、あと表流水が6割ぐらいだと思っております。

議長(赤松孝一) 井田議員。

13番(井田義之) その4割、6割を大体どれぐらいの割合にしようという、この計画なのか、5カ年計画、その点についてはいかがでしょうか。

議長(赤松孝一) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) お答えいたします。一定、整備計画に基づいた整備につきましては、平成27年度を目途に完成といいますか、完了しようという計画で進めております。その中で今、ご質問の地下水をどの程度まで伸ばしていくかにつきましては、一定、限界があるのかなど、いわゆる地形的な問題であるとか、地下水の水脈の問題等もございまして、先ほど申し上げました4割、6割、このところで、今後は維持管理のほうへ持っていくということで、これ以上、割合を変えるということは、今現在は、もう考えずにおこうというふうに思っております。

議長(赤松孝一) 井田議員。

13番(井田義之) この事業計画の中では、そういうようにとれないんですね。これらの条件に左右

されない地下水を優先的に活用することとし、表流水については他事業ダムを活用するなどの有効利用を研究するというように書いてあるわけですね。ということは、今、大ざっぱにいう四分六の地下水の割合を結局、六四にするとか七三にするとかという前提で、この文書は書けておるといふふうに理解したので、こういう質問をさせていただいておるんですけども、そういう意味ではないというふうに、この文書はどういうのか、現状維持だというふうに理解しておいたらいいんですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。確かに水道整備計画の整備方針といたしまして、地下水を優先的に活用するという表現をさせていただいております。これにつきましては、従来からの全体的な流れの中で表流水を新たに水源とする浄水場をつくるということではなくて、つくるのであれば地下水のほうを優先的にという意味合いで、本来ですと、修正をせなあかんかったのかもわかりませんが、その方針でずっときておりましたので、記載としては、そのままにさせていただいております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） そしたら、修正をしておいてください。もう一つ、念を押しますけれども、そしたら現状の地下水のほかに、いわゆる地下の水源についての調査というのは、現在のところ、ほかのところではやっていないということですね。地下水の、ここに地下水があるけど、この場所が地下水にかえられるというような、そういう調査は現在のところしていない。それから、この5年間でもやらないということに理解しておいたらよろしいですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。一応、今の時点では新しい地下水源の調査については考えてはおりませんが、ご承知のように石川にあります大宮第二浄水場に絡む水源につきましては、現在、井戸が一つしかございません。したがって、その一つの井戸が何かございまして、取水ができないというような状況に陥りますので、その点につきましては従来から、もう一つの井戸をとということで調査を進めてまいりました。しかしながら、有効な地下水源というのが、少しは望める部分があるんですが、特別という部分がございます。したがって、その部分について、どのような方向で今後、進めていくかにつきましては、改めて計画を立てまして、その時点では、そういった調査も、また、させていただくことになろうかと思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今年度の計画の中で地下水のところの浚渫みたいのものも入ってましたね。ということに絡めてですけども、いわゆる現在、使っておる水源が何カ所になるかわかりませんが、与謝野町の中で大体4割ぐらいだろうという課長の答弁の中で、いわゆる前から申し上げておりますように、確かに水質については、さほど変わらないと思うんですけども、くみ上げることによって水位が下がる可能性があるかと、水位が下がれば結局、いわゆる給水量が減るわけですね、取水量が。取水量が減るわけですね。そやから、それについては困るわけですね。地下水のある程度の水量を保たせないと、そうしないと地盤沈下とかの原因になりますので、そういう調査は十分にやられておるといふふうに理解しておいたらよろしいんでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。井戸につきましては、実際に試掘をさせていただいた折に連続揚水試験といひまして、24時間、ずっとくみ上げると、それをくみ上げる水量を変化させて連続的にやっています。そうした中で、それは何カ所、井戸をやっても同じような試験をやりましますし、その既設の地下水源の割合近いところでも、そのような調査をさせていただきまして、その上で地下水、その水源に影響が出る、出ないの判断をさせていただいた上での採用といひましますか、くみ上げ量を決めるというような形をとっておりますので、地盤沈下に直接つながることにはならないであろうというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 先ほど言いましたように、表流水については、確かに水質の変化があります。地下水についてはありません。ただ地下水の場合には、そういう目に見えない、表流水は目に見えますけれども、地下水は目に見えないという弱点があるわけですね。その辺のところは、やっぱりライフラインの一番の水でありますので、しっかりと調査をしながら異常がないようお願いをしておきます。

次に、有収率のことが、いつも決算で出てくるわけですが、今年度の、25年度の予算の中で有収率のアップに対する取り組みというのが入っておるかどうか、私もちょっと見えないんですけども、そういう取り組みも予算の中に入っておりますか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。予算書の342ページに、説明欄の上から三つ目に漏水調査委託料ということで、平成25年度につきましても8カ所を対象といたしまして90万円の予算を組ませていただいております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） わかりました。去年だったかね、メーターの交換が、かなり行ったことがありましたね、水道の、個人の、入り口のメーターのね。そのときに、いわゆる、そんな家庭が、そんなようけあっては困るんですけども、ある家庭の水道のメーターを交換に行ったときに、メーターより先というのか、メーターに入るまでに結局ホースがつながれておって、そのホースが畑やとか除雪というのかね、そういうようなときに使われておったというような話を聞いたんですけども、それは現実ですか。あつたという事実があれば、個人名は抜きに、あつたらお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。その件につきましては、施工当時の配管のミスかとは思われますが、事実、ございました。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） そこで町のほうとしては、いわゆる町が管理しておる配水管において、そういう調査をするということなんです。ところが、個人の場合に、なかなかわからない状態の中で、私が、この間、聞いたのでも、結局、罪の意識を持ってやっておられるわけではないので、前の方がやられて、それを知らずにずっと使っておったというような状態だったと、これをやっぱり調査をしようと思うと、いわゆる水道業者ですね、水道業者の方にいろいろと、そういう状態で、個人のところに行かれたときに、そういう状態がないのかどうか、その辺をしっかりとチェックは

してほしいというのか、そういうことを業者の方全員にお願いされたことはありますか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。そのメーターより公道側という部分について、非常に漏水だとかがないとわかりにくい状況があります。メーター交換の際でも、これも毎年やってますけども、そこまで見つけるというのは非常に難しいものがございまして、新しい配管については、私どものほうで検査をさせていただいておりますが、過去の古い部分については、そういった検査が、まだやれてないような時代の部分については、何かそういう漏水とかいう事態が起きないとわかりにくいというか、発見しにくいという実態がございまして。そういった意味では、指定工事店等をお願いしてもですね、実際には、それを発見するのは難しいということがございまして、ただ、そういった注意につきましては、促していきたいなというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 有収率というのは、大変大切な数字でありますので、業者の方も、わしらも協力せんなんのやという意識を持っておられる業者の方もあります。その辺のところを上手にお願いをされて、やっぱり本当に個々のというやつは、今、言うておられる、ほんまの玄関先とか、取水の前とかいう部分については、なかなかわかりにくいと思うんです。だけど、プロですので、水道業者の方も、見ていただけたらありがたいし、それから、水道メーターの交換についても、できるだけ業者に上手にまかせるように、特定の業者に数をふやすとかいうようなことがないようにされたほうがいいんじゃないですかというような話も聞いておるんですけども、そういう点については、どのような計画をされておられますか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。現在、メーター交換につきましては、計量法の関係で8年に一度という形で順次更新していきます。したがって、町内のメーターにつきましても、ブロック割で8年ごとというのが、もう毎年のように来るようになってまして、毎年メーター交換についてはやっていくこととなります。現在の発注方法といたしましては、各旧町単位の地域割でお願いをしておりますが、今、議員のほうがおっしゃっておりますのは、さらに細分化した単位だろうとは思いますが、ちょっとその辺については、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、その発注の仕方について、指定工事店に対して従来、見積もりをお願いして、安いところをお願いをしているという状況があるんですが、実際に各ご家庭との中であまりにも安くで、その業者さんが安くでやるとおっしゃっておるにもかかわらず、安いのでできないだとか、そういった私どもとしては納得のいかないようなやりとりをされている部分もございまして、そういうことをできるだけ解消していく上では、あまり安ければ、それでいいんだというような考え方は、ちょっと一度リセットさせていただいて、この発注の仕方についてもきっちりと整理をさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、課長が言われた安いというのか、金にならないと、安いとは言われませんが、あまり手間賃が出てこないというような話も出ております。その辺も、いろいろと検討されて、そして、先ほど言いました、いわゆるそういう漏水のチェックなり、やっぱり悪いとこ

ろについては、彼らが一番見つけやすいわけですね、早く見つけていただくようにしていただくということ、ぜひとも実行していただきたいというふうをお願いをしまして質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、水道課長に質問いたします。予算資料の簡易水道について質問いたします。今回の資料は上水と簡水と一体的に資料がまとめられているなどというふうに感じまして、いよいよ統合に向けた一つかなと思いましたが、そういう点も含めて質問いたします。

まず、施設の改修ですが、言われたように平成27年度でほぼ終わると、そういう状態になっています。平成29年度にも簡水にわずかですが、施設の改修ということが書いてありますが、基本的には平成29年には統合されているということで、現在の、この資料は平成29年も仕分けがされていますが、この工事については上水の工事としてされるということではないかなと思ひますが、それでいいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 野村議員のご質問にお答えいたします。ちょっと確認なんです、平成29年度に記載をしておりますのは維持管理のほうだと思うんです。施設整備につきましては、平成27年度で全て終えるという計画をしております、維持管理について記載はしておりますが、これらについては上水道事業として改めてやっていくということになります。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） たしか浚渫とか清掃とか、そういう部分が記載されているということですね。それで具体的には平成28年度に統合が始まって、会計は平成29年度から一本化されるということでもよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今、おっしゃいましたように施設整備等は平成27年度で終わりまして、事業統合といたしましては平成28年度中ということですので、現在の予定では平成29年3月31日に事業を統合します。おっしゃいましたように経営といたしましては平成29年度から統合した形でさせていただくということになります。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） それで、この統合するための施設の面で、この平成28年度にしなければならぬような工事があるのか、ないのか、例えばパイプを、どこかをつなぐとか、そういう工事があるのか、ないのか、とりわけ会計は与謝野町全部が一本化されますけども、施設としては、どういふふうにつながって、その時点では要るのか、例えば石川水道は明石水道と、既につながっているのか、つなぐのか、そういう面を含めて全体の施設は野田川を挟んで右と左に分かれると思ひますが、岩滝から一番上までの、この施設はどのように統合後、つながっているのか、反対側はどういふふうにつながっているのか、全くつながっていないのか、旧野田川でいえば山田や三河内まで管はつながっていたと思ひますが、それはどのような計画になっていますか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。統合までに、それぞれの水道がどういふ形でつなが

っておるかということだと思いますが、まず、河川の野田川を挟みまして東側と西側ということに、まずは、なるかと思いますが、岩滝の上水につきましては、今時点では、野田川側との接続は考えておりません。ただ、将来的には、これも応援給水という形を考えたときには、つないでいきたいというふうには考えておりますが、実行としては、まだ、具体的には決めておりません。

それから、石川につきましては、ここは四辻側との、市場水道との用意はしてありますが、現実には、いつつなぐかというようなことは考えておりません。明石側とはつながっておりません。今、ご指摘がありましたように山田、市場、岩屋、三河内についてはつながっております。それから一部、三河内から加悦についてもつながっております。あと与謝のほうから、滝のほうからですか、加悦に向けては、もうつながっています。ただ、川を、野田川を越して、いわゆる桜内側については、桜内自体は、川を挟んでつなげることにしておりますし、今現在も一部はつながっておるというようなことで、何らかの形でどこかとはつながるようには考えておりますが、その新たに接続箇所をふやすという部分については、今度、与謝簡易水道の統合整備としてやらせていただく中で、今、申し上げました、こちら側の後野金屋地区から桜内側に向けて、新たな接続箇所をふやすと、一つのルートですけど、というような計画は持っておりますが、ほかについては従来どおりというような形になっております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 統合ということで、財政的には大変な負担になるということはあると思いますが、一方で一体的な運営で給水が安定できるという、そういうメリットはあるだろうと思ってまして、それに必要な、今の管をつなぐ工事ですね、これは、そういう意味で必要なところは、統合までにすべきところはすべきではないかというふうに思うんですね。これは統合までに、それをすれば財政的な補助の対象になるのではないかと思えるんですが、統合後には、そういうことについては補助はないのではないかと思います。その点と。岩滝水道と山田をつなぐときの岩滝の工事は都市計画のほうでの補助があるのかなと思っておるんですが、その辺の財政的な面も含めて、もう一度お答えいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。確かに各水道管を連結するといえますが、そういう工事につきましては、補助の対象になるということにはなってはおります。ただ、今、都市計画事業というのがございましたけども、それについては別物でございますので、都市計画事業の中で水道を云々ということにはなりません。いわゆる上水道の中の補助対象メニュー、それから、簡易水道の中の補助対象メニューという形でやることになると思いますが、ほとんどが、かなりのところまで準備ができておまして、補助金の対象になる部分というのは、ほんのわずかに、もう既になっておりますので、そこについて改めてやるか、やらないかについては、もう当初、補助対象であれども、現在、かなりもうつなげておまして、若干ちょっと見直しをさせていただいておると、いわゆる先送りをさせていただいておるというような状況でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 統合に向けた取り組みの中で、ぜひ安定給水につながる部分があるのでしたら、ぜひ全てやり尽くしていただきたいというふうに思っています。

次に、財政ですが、24、25ページに、左に上水道、右に簡易水道という形で資料があります。この簡水の財政の見通しを見ましたら、全体として繰り出し基準、一般会計からの繰り出し基準の繰入金が入れられて、基本的には、これで若干赤字みたいですが、基金もありますので、統合までの会計の平成28年度までで、こういう形で運営されて、簡易水道が赤字になるということにはならないのではないかとこのように思っているんですが、この点はいかがでしょう。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。議案資料の25ページをお開きください。ここに簡易水道の財政計画ということでおつけをさせていただいております。若干ちょっとお答えする前にご説明を申し上げたいんですが、平成26年度の下に米印がつけてありまして基金目標額7億8,000万円に到達という文言がございます。かねてから基金の目標を7億8,000万円というふうにしておりますので、平成25年度の当初予算時点では、この金額に達していません。したがって、平成26年度で7億8,000万円に到達したという財政計画にさせていただいております。さらには使用料につきましても、この計画の中では値上げを見込んでおりません。そういった状況の中で今、おっしゃっておりますように、一般会計からの繰り出し基準額に対して、例えば平成26年度については繰入金の額が大幅に上回っておりますが、これは目標額に達成させるための部分でございます。あとについて平成27年度は若干繰り出し基準を上回る。平成28年度では大きく上回ると、平成29年度からは上の歳入の下の米印がございますように、公債費の4分の1に抑えさせていただくというふうな形でつくらせていただいております。確かに、この一般会計からの繰り入れがあつて赤字にはなっていないというだけでございますので、経営を、これ本来、上水の企業会計に、仮に置きかえたとしますと、大きな赤字になるということでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 次に、この統合に向けた事業をたくさん取り組まれている関係で起債が、残高が非常に大きくなっていると思います。それで、この起債の償還期間というのは20年とかですね、非常に長いのではないかとこのように思っておるんですが、この一方で上水の企業会計になりますと減価償却ということになってきます。この減価償却の期間と、この起債の償還期間との関係ですね、これはどのようになるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。現在、起債の償還につきましては5年据え置き30年という償還計画になっております。一方、減価償却ですが、減価償却につきましては、各施設の構築物ごとに耐用年数の設定がございまして、その耐用年数で割り戻した金額の積み上げが、その年の減価償却になるということですので、今の起債償還の形とは随分様相が違うというようなことでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） そういうふうな起債の償還期間が、非常に簡水の、この起債、長いので、それで減価償却の期間と多分、違うのではないかと、企業会計になると、このバランスの違いが会計上、数字としては合わない、例えば、赤字になってくるとかということになるのではないかと思えるので、実際のところは、どうなのかなと、一方では、この30年の起債の償還を適切に行えば、

この施設は30年間もって、そして、借金が返せた時点で新しく同じ借金をしてつくれば、持続的に運営できるというものなのか、償還期間、実際には30年使えるけども、起債、そういう意味で起債の償還期間、使えるけども、要するに減価償却期間は10年しか認められていないと、10年で、これ償還して、10年で新しいものにつくりかえんなんという企業会計なんでね、いうことになってしまうのか、そこはどういうふうになっているのか、調べてないんで聞いておるんですけどね。もし、それが違うと、そこは十分注意して見ていかなあかんなと思っておるんですが、どうなってるでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今おっしゃいましたように起債の償還、一応、一律に5年据え置きの30年となっておりますが、おっしゃいますようにトータルで見れば、やはり一度借りて、全て返してしまえば、その時点で新たにつくる。いわゆる減価償却的な考え方も一つにはあると思います。

ところが起債が、いろんな施設が全部かたまると大きなものに膨れ上がっておるわけなんですけど、企業会計でもそうですが、企業債の償還とは別のもので減価償却もしなければならぬということで、それと、それがプラスになってない、イコールになってないということがございます。企業債にしても、同じように5年据え置きで30年とかってなっておるわけですけども、それはそれとして、別のもので減価償却があると。

1 番（野村生八） それはわかっておるから聞いておるんです。どれくらい違うかということ。

水道課長（吉田達雄） これが、先ほど申し上げましたが、各構築物ごとに違っておりますので、例えば、ポンプ一つにしても、起債の対象ではあるんですが、それは、もう例えば10年で償却とかいうふうになってますので、30年から比べれば随分年数に差があるということですので、いわゆる起債償還でいくと、かなり延命したような形ということになってまいりますので、現実にはちょっとそぐわないのではないかとこのように思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 企業会計として見る場合に、もちろんポンプと、あるいは違う構築物と全く減価償却の期間が違うというのは当然なんですけども、全体として減価償却の残高、そして、起債の残高含めて、持続的に企業とし運営できるという視点で見ていくわけで、その辺が減価償却が余りに短いのに、起債の償還期間が長いということになると、償還期間どおりに施設がもつのであれば、そういう見方で会計を見たらなんし、もたないという起債償還期間中、施設はもたないということであれば、そういう目で、その会計を見ていなければならないというふうに思います。その辺も含めて十分企業会計としての視点が必要だろうと思っております。

最後に、先ほど言いましたような形で、こういう形で計画的な財政運営を、簡易水道では平成28年まで、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。その上で、言っていますように統合するということは、国の補助金等々がなくなる。国にとっては財政は楽になるけども、自治体にとっては財政が大変になる。その分、どうしても町民に負担していかなければならない部分がふえるというのは事実だと思っています。そういう意味では28年まで、このとおりいって、統合の時点で、そういう水道料金の値上げ等々、必要な見直しをされるということが適切ではないかと思っています。もちろん、その時点で、できるだけ引き上げ額を抑える、こういう努

力もお願いをしておきたいと思えます。

そういうことを今から町民にしっかり理解していただけるような取り組みをしていただくということが大事だと思っていますが、水道課長として、こういう点についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今おっしゃいましたとおりでございます。ただ、昨年9月に料金改定の条例案を提出させていただいたわけですが、非常に、正直申し上げまして、統合まで全く料金を触らずにやっていけない状況でございます。したがって、本来でしたら統合時に料金を合わせるという形がいいのかとは思いますが、それまでにお世話にならんなんことになるであろうと思っております。

その額につきましては、改めて設定をさせていただくこととなりますが、今現在、その消費税等の外部的な要因もございまして、きっちりと、どれぐらいにすればいいのかということについては、まだ決められないような状況ではございますが、ただ、そういった中でも、できるだけ値上げ幅を抑えていこうと思えますと、今現在の維持管理等につきましては、これ以上、どうしようもないような状況まで、削れる部分については削らせてもらっております。そんな中で、電気料とかは上がってきておりますし、そういった中で、今後、いわゆる組織体制も含めましてですね、触っていかないと、これ以上はどうにもならないというような状況ではございますが、そうした中においても、少しでも経費がかからないような状況を、そういう状況をつくりつつですね、料金の値上げ幅を抑えてはいきたいと。先ほど申し上げられましたように、そういったことも含めてですね、今の状況、それから、そういったことの中で、値上げをどうしてもお世話にならないといけないというようなことについての町民の皆様へのPRといたしますか、状況を周知して、何とかご理解をいただくというようなことについても、早い時点からお世話というか、考えていけないといけないというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後にですね、一般会計のときに述べましたが、統合する。あるいは事業が大幅に減るという中で、水道課の職員が減らせるのではないかというふうな指摘をいたしました。この点についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。確かに事業も減っていきますので、そういった意味では現在のほどの職員が必要なのかという部分については見直していかないといけないであろうとは思っております。ただ、施設数については、思ったほど減らないといった状況もございまして、そういった中で維持管理の部分、例えば工事による支障の移転とか、あるいは一つ一つは整備計画でも記載はしてありませんけれども、施設の小さい部分での更新というのは続いてまいりますので、どの程度、縮小できるかといいますか、見直せるかという部分については、私、今の時点でちょっと何とも申し上げられませんが、現在よりはコンパクトにできるんだろうなというふうには思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは簡易水道について、質問をいたします。先ほど、野村議員が質問されまして、お尋ねしたいなと思った部分は大方、お聞きはできたんですが、先ほど、まだ、水道料金の値上げについて、まだ、内部で、いわゆる経費を下げても対応できる部分があるということをおっしゃいましたんで、それは、それだったらなぜ、昨年の9月の時点で、もうこれ以上できないんだということで値上げを出されてきたと思うんですが、その部分と、今、野村議員に言われたこと、若干矛盾するかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。確かにシミュレーション上では、人員を削減してあるとか、そういった形でお示しはしておりません。ただ、いわゆるシミュレーションの状況というのは、これで安定的にできるんだというような内容にはなっていないんです。最低でも、これぐらいにすれば何とか維持ができるんじゃないかという形のご提案でございましたので、ここで1人削減したから急に料金を上げなくてもよかったんじゃないかとか、そういうような形にはならないということで、ご理解がいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ということは、去年の9月にもらった、このシミュレーションも、いわゆる目標的なものだと、こういうふうな理解をしていったらいいわけですか、全てのことについて。そうだとすると、本当なのか、うそなのかと思いつつ、いつも見とらんなんということになりますわね、こちらとしては、できるか、できんかわからんけども、それが出とるんだというような、そういう目で見とらいいと、こういうもんですか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。去年のシミュレーションにつきましては、あの時点で考え得る状況を将来にわたって想定したものでございます。ただ、そういった中では細かい部分、例えば電気料金についても、わずか半年の間でシミュレーションからは大きく外れてしまうような状況になっておりますので、これがどうというふうなことでお約束ということにはなりません、我々としては、そういった形でシミュレーションを組むことによって、それを一つの目標といたしますか、お示しをしたわけですので、それに近づけるべく、それよりよくなるべく努力をしておりますという意味においても、常にチェックをしていただく必要があると思いますし、私どものほうも時点に応じた形で、整備計画と同じようにローリング的に修正はさせていただかんなんというふうには思いますが、やはり何かの目標、あるいは何かの数値がないと、先へ進めませんので、そういった意味でお示しをさせていただいたということで、ご理解がいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、そういう意味で見ながら、この提案の中にいただいた簡易水道の財政計画の、いわゆる25ページのことについてお尋ねをしたいと思います。

整備計画をしていきますと平成25年、26年度で7億円ほどの整備費が要るようになっております。昨年9月から説明してもらったとおりに、1年おくれだと思っておりますが、基金は7億8,000万円を超すようになるようです。それから、この中に繰入金金は公債費の4分の1を平成29年度以降は繰り入れていくということになってますが、これも、そうすると希望的観測と、一般会計の財政状況によっては、どう変わっていくかわからんと、こういう形で見とくほうが

いいということでしょうか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。昨年のご提案させていただいたときのシミュレーションも同様に29年度以降については、4分の1という形でお示しをさせていただいております。今、財政のほうとの一定のお約束といいますか、繰り入れに対する財政サイドのほうの方針として一応、取り決めさせていただいておりますので、その方向で進めていくことになろうかと思えます。ただ、その中で仮に国のほうから新たな支援策等が出てきましたら、これはまた、変わってきますが、最低ルールとして今の時点では、今の4分の1であるとか、そういったことについては守っていただきたいし、守っていかんなんであろうというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、先ほど野村議員も触れられましたが、統合後の、この計画を見ると平成29年度の基金の取り崩し額というのが、以前から比べると、これが倍ぐらいにふえてまして、以前は最悪でも平成29年度からは値上げをしていかなければならないということでした。そのときでも基金の取り崩し額が水道料の値上げとともにですけども、6,000万円だったのが、この計画では1億3,000万円ぐらいに、基金の取り崩しが倍近くなってます、せっかくだめた基金を水道料の、いわゆる値上げができないという形で、財政上は、こういう形になっているんだろうというふうには思うんですが、先ほど野村議員からの質問にもおっしゃいましたけども、早晚、上げていくことも考えていかなければならないということもおっしゃいました。そういう中で、私も同じように、以前のように、いきなり料金の値上げを出してくるのではなしに、できる限り早目に、こういう状況でこうなっている、こういう状況でこうなっていくというふうなことをお伝え願って、住民の方にも早くから理解してもらえる方向が非常に必要だというふうには、前回のことを振り返って痛感しておりますので、ぜひ、その点をお願いしておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今、資料でお配りしております29年度を見ていただきますと、基金の取り崩し額が値上げをしなかった場合、1億3,000万円強、見込まれるということでございます。これにつきましては、あと平成30年、31年と進むに従いまして、この額もふえてまいりまして、1億5,000万円、1億6,000万円といったような形で取り崩しを毎年、行わなければならないと、そういった状況になってまいりますと、せっかく、例えば8億円、9億円と基金を持っておりましても、これはわずか、最悪5、6年でなくなってしまうというような状況が生まれてまいります。そうなりますと、経営、全くやっていけないと、新しいこともやっていけませんというようなことになりますので、その前に何らかの手当てを打つといったことから、料金改定というようなことも頭に置かなければならないといったことから、昨年から、いろいろご提案をさせていただいているというような状況でございます。

したがいまして、これはもう、ほんまに避けて通れないというような状況でございますので、住民の皆様につきましても、そういった状況を十分ご理解をさせていただく上でも、今おっしゃっていますように、早い段階から周知をさせていただいて、ご協力をお願いしていくというふうには考えております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 簡水が統合された平成29年以降は、もう水道事業の中で全てやりくりをしていかんなんという状況になると思いますし、今おっしゃったように、私も値上げは避けて通れない状況になるというふうに思っていますので、先ほど言いました、野村議員も同じことを言われたけども、ぜひ、そのことはしっかり守ってやっていていただきたいと思っておりますので、お願いをいたしまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第35号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第35号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで10分間、休憩いたします。40分までです。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時40分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第2 議案第36号 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、平成25年度の宅地造成事業について、質問をさせていただきます。

町長の提案説明の中で、一応、全ての土地、25区画ということですが、全てを売却する予算を増額計上ということで、多くの予算が計上されております。基本計画の中では5年の間に全部ということでありましたけれども、今回、全部ということになっておるわけですが、そういう予定で進まれるという、その裏づけは何であるのか、お願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） この宅地事業特別会計につきましては、定住の人口をふやしていくというふうなことで、そういった目的で、この特別会計ということで設立されたというふうに理解をさせていただいておりますので、今回、議員もご承知のように、いわゆる実勢価格に、一つは見直しをさせていただいたということと。それから、もう一つは紹介制度を使って、できるだけ販売促進に

努めていきたいというふうなことを思っておりますので、原課といたしましては、全ての部分につきまして、やはり予算を出していくべきだというふうに思っておりますので、この25区画、全ての部分につきまして、予算を計上させていただいておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 心意気というのか、気概としては、私、立派な目標だということで、ぜひとも実行できたらありがたいなというふうに思っております。そこで過日も広告も入れていただいたりしておるわけですが、私が業者の方と話す中で、紹介だでありたいという方やら、それから、仲介のほうありがたいかなという方やら、それから、何で今さらというような意見もあります。私としては、とにかくどんな格好でもええで協力してほしいというのが、今回の趣旨ですというふうには、お願いはしとるんですけども、業者の方々と話された状態が、どういう雰囲気であったのか、ぜひともお聞きをしておきたいなと思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。与謝野町には今の宅地建物取引の關係の業法を持った方が10何社おられます。全ての方に、今回、町が、こういうふうな紹介制度をやりますよというふうなことで集まってほしいというふうな文書を流させていただいております、たしか、それに出席された業者さんは4社か5社ぐらいだったというふうに思っております。その中でご意見が出ておりましたのは、町が今の価格を下げるというふうなことについては、一定、仕方がないというふうに思っておりますというところでございました。それから、今、ご紹介がございました仲介制度にするか、紹介制度するかというふうな提案につきましても、今回は、紹介制度にさせてほしいと、いわゆる今回、土地を買われる方の部分につきましては、その人に持たすというのではなしに、我々が、その事務を代行しますので、その部分については町のほうでやりますので、いわゆる紹介部分だけに限定させていただきましますというふうなことも申し上げておりましたけれども、そのことで異論があったというふうには思っておりません、私のほうは。それから、そういうふうな意見もございませんでした。業者さんのほうにつきましては、わからん分宅もあるんで、1回、現地のほうも教えてほしいというふうなご意見も出ておりましたんで、2月に入ってからだったというふうに思っておりますけれども、現地のほうに、うちの職員のほうが案内をさせていただいて、今、それでもしもあれば、そういう格好で受けさせていただくということで今は進めさせていただいております。

ただ、今、既に1件、もう契約ができておりましたんですけども、その部分につきましては、この紹介制度ではなしに、通常はそうやって、このチラシを見られて、今回、土地をお買いになったというふうなことでございます。この我々も、今、紹介制度というのは、すぐになかなか、そういう格好にはなりにくいんかなというふうに思っております、まず、最初にチラシを見られて、もしも、そうやって自分の、そうやってローンの關係だとか、そういう格好も含めて計画をされたんだろうなというふうに思っておりますので、まず、今、うちのほうはチラシを出させてもらった中で、こういうふうな販売があったというところでございますので、今後、この紹介制度というのは、売れたら、その部分だけホームページのほうでも消すというふうなことにさせていただいておりますので、業者さんのほうには常に、そういう格好で見えておいてほしいというふうなこともご提案もさせていただいておりますので、また、随時、そういうふうなことがあれば、

我々のほうとしても情報を流して行って、できるだけ販売促進に努めていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 再度、念を押しますけれども、業者の中には、先ほど言いました紹介だけでいいんだという方と、それから、仲介のほうもという、いわゆる仲介については、そういう状態で、これまで自分とは商売をやっておられるわけですね。そやから、いわゆる手続等についても役場にやってもらわなくても自分らでできると、そうすることによっていずれかの経費の上乗せというのか、所得の上乗せというのか、そういう状態もあるだろうというふうに思うんですけども、今の話の中で、いわゆる紹介という前提で進んできておるわけですがけれども、その紹介で全部いくのか、それとも業者の方の協力が、仲介のほうがいいと、仲介にしてほしいと言われたときには、その仲介ということも考えながら、業者の方とうまいこと連絡をとりおうてやっていただけということなのかどうか、その点についてちょっと確認をしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきます。今、町のほうはチラシの部分につきましても、紹介制度と、紹介手数料というふうに出させていたしておりますので、その部分を今の仲介ということになりますと、やはり消費者の方に、その部分だけ、また、経費をおつかぶせるということになっていきますので、そこはちょっと今のチラシを出させてもらったことと、ちょっと反する部分が出てきますので、町といたしましては、今のまま紹介制度でさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） わかりました。そしたら、とりあえずは今後は別にして、平成25年度については紹介一本でいくと、当初の目的どおりやるというふうに理解をさせていただきます。そこで25区画全部あるわけですがけれども、これは土地開発基金の中から、土地開発基金のほうにお金を出していただいておりますという状態ですね。それを、ほんなら売れた分だけを入れていくと、両方が全額の金額になっておると思うんですけども、後で、これはもう修正が入って、売れた分だけになって、あとの分については落としていくということですね。

というのは、私の、今、土地だけを全部買ってしまふということはないというふうにということもお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今おっしゃっておる部分につきましては、当初1億7,000万円ぐらいだったというふうに思っております。今回、それが5,000万円ほど落ちましたので1億2,400万円か、何かそういった予算になっておると思っております。したがって、その部分で赤字が出てくるということでございます。売れた部分につきましては基金のほうにお返しをさせていただくということになってきますけれども、最終的には、今、5,000万円弱の部分、そのまま残っていくということになってきますので、本当に申しわけないんですけども、売れた分だけお返しをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 基金のほうとの差が出るということですね。その分の基金に対する、いわゆる全

額の部分ですね、今、言うとする5,000万円ほどの差額の分、この分については、どこでどう
いうふうに処理をされる計画ですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をいたします。そのまま残っていくということでございます。

1 3 番（井田義之） 残していくということですか。

建設課長（西原正樹） そういうことです。

1 3 番（井田義之） 処理をせずに。

建設課長（西原正樹） 今のままでいくと、そういうことになります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ある基金でということで、監査委員さんのほうからのアドバイスもあったりして、
そういうことをしたので、それは確かに基金は減るという状態の中で済ませれば、それでいいん
ですけれども、私としては、やはり基金のほうは何とか戻していくのかなというようなことも考
えておりましたので、ちょっとそういう質問をさせていただいたということです。

以上で、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第36号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第36号 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可
決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第37号 平成25年度与謝野町下水道特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 下水道の平成25年度予算について、質問をいたします。378ページになりま
す。委員会の資料では5ページですか、100万円の下水道等事業包括的民間委託導入可能性調
査業務委託料と、このような長い委託料がついておるわけですが、資料のほうの説明に
よりますと、生活環境の向上と公共用水域の水質保全対策のため事業計画区域の普及向上を目指
して、公共下水道の整備を計画的に実施するとともに、下水道事業の包括的民間委託等の検討を
進めますと、このように説明がしてあります。下水道課長にお伺いいたします。ちょっとご説明
と方針等々、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） それでは、有吉議員のご質問の包括的民間委託導入可能性調査業務委託につきまして、説明をさせていただきます。先ほど有吉議員のご質問の中で378ページというようなことでしたが、100万円、それと合わせまして380ページにも特定環境保全公共下水道事業のほうで同業務委託料で400万円、合わせまして500万円の予算を持っております。まず、その説明をさせていただきます、この包括的民間委託というものを、これに取り組んでいこうといった、まずその、なぜ、そうなったのかというところから説明をさせていただきます。

議員の皆さん、ご承知のように下水道特別会計は一般会計の繰り入れに依存している会計でございます。一般会計も非常に財政が厳しいという状況の中で、これを何とか打開していくために、健全な財政を目指していくために何とかやっつけていかなければならないということを常々、危機意識を持っている中で、それを打開していくためには、まず、歳入をふやすか、歳出を減らしていくか、どちらかをしなければならないというようなことは明らかでございますけれども、歳入の増加につきましては、なかなか水洗化率も今、伸び悩んでいる中で、非常に困難をきわめている状況でございます。歳出の削減につきましては、一方の、現在、歳出も一定額、見込んでおりますけれども、この中で、今、現行の中では、なかなか困難をきわめるというふうなことで、そこで着目しましたのが、この包括的民間委託というものでございます。

この包括的民間委託につきまして説明をさせていただきますと、これまでから行われております民間委託といたしますのは、あらかじめ発注者側で定めました仕様書に基づきまして単年度で個別に業務を委託していくというものでございます。これに対しまして、この包括的民間委託といたしますのは、性能発注による民間委託というふうなことで言われております。といたしますのは民間事業者の創意工夫を生かしまして、事業の効率化を図るために複数年契約で民間に委託する方法でございます。この性能発注によります民間委託といたしますのは、民間事業者が施設を適切に運転しまして、一定の性能を発揮することができるのであれば、施設の運転方法などの詳細については、民間事業者の事業裁量に任せるということでございますので、そこで一定、コストの縮減が図っていけるというふうな内容でございます。

それから、包括的民間委託の包括的といたしますのは、これまでは一つの業務を発注してございましたけれども、それを包括的によりまして、下水道でいいますと、施設の維持修繕ですとか、施設の運転管理、それから、料金徴収などの、そういった業務を包括的に発注していくと、そして、それを複数年契約で民間事業者の自由裁量に任せる中で自治体から発注をしていくと、それによってコスト歳出削減につなげていこうというような内容のものでございます。

ちょっと取りとめのない説明でございましたけれども、以上でございます。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 今、ご説明いただいて、大変、感覚的にはわかるわけですが、それこそ下水道課の中の複数の業務ですね、いわゆる施設の管理、運転とかね、料金徴収とかもあつたと思うんです。そこら辺は、どういうことになるのか、具体的にもう少し、できれば、長々、質問するつもりもありませんし、ただ、今後、とりあえずやっつけていこうという方向だけを示す。そして、委託料、委託料というのは、もう具体的に業者の、いわゆる意見というのか、そういったことを聞いていって、具体的に、例えば、もう26年度からするとか、そういったことまで考えておら

れるのか、いわゆるこれが本当にコストダウンにつながるのかどうか、いろんな心配等々あるわけなんですけれども、いわゆる、それによって下水道課の職員の数が減ると、基本的には、そういうこと違うかなと。何かの本で、例えば役場の総務を、総務課なら総務課全体を、もう民間委託するんだというような話を、話ですが、これは、やっておるところがあるかどうか知りませんが、そういう時代に入りつつあるというのか、そういう研究をしないとという話は聞いたことがあるわけですが、これが今、現実的に与謝野町で下水道課が取り組まれようとしているということだろうと思うんですけども、もうちょっとわかりやすいご説明をいただきたいのと、もし町長、副町長のほうで特別職として、その辺のこともお聞かせいただきたいなと、お考えを、お願いいたします。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 説明がまことに至らないものでございまして、それではもう少し踏み込んで説明をさせていただきたいと思っております。有吉議員もご心配なように、この包括的民間委託が与謝野町にとって本当にメリットがあるのかどうか、全く今のところ不明でございまして。まず、そのところから研究をしてまいりたいということで、まず、25年度、新年度に入りましたら、その視察等も含めまして、まず、この取り組みを進めていけるのかどうか、いくことがメリットがあるのかどうかというふうなことを、我々として判断を、まずしていかなければならないというふうに思っています。それが判断が、できるのであれば、次の展開に持っていきたいという中で、そのときに出てきますのが、全国的に調査していますと、そういったコンサルティングする会社がございまして、そういったところに、そういった業務を発注いたしまして、そういったところから与謝野町の規模でも受けてくれるところがあるのかどうかというような調査も含めまして、導入することがメリットがあるのかどうか、受けてくれるところがあるのかどうかということも含めた導入可能性を探っていきたいということを業務委託を考えております。

そういった中で、そこで初めてメリットがあって、受けてくれるところがあるというふうなことが出てくれば、次の実際の発注につなげていくというようなことになろうかというふうなことで考えております。

それから、与謝野町になりまして、とりあえず25年度におきましては下水道特別会計の中で予算化しております。下水道では、既に民間委託を行っておりますけれども、それを現行では、もう削減できる要素はございませんので、いかに、そこから削減できる努力をしていくかというふうなことの取り組みになるわけですが、下水道だけでは、なかなかスケールメリットが働きませんので、料金でいいますと、今、上下水道一本で徴収しておりますので、当然、水道料金も含めてこななければならないだろうというふうなことで、それと施設管理で、水道もたくさんありますので、そういったところまで広げていった中で、最終的には判断をしていくことになるだろうというふうなことで、現在では考えております。

全国的に見ますと関東のある町では、下水道の処理場、農業集落排水の処理場、料金、そういったものを包括的に発注するというふうなことで、既に取り組みを進めておられるところもございまして。それから、近隣では、これはもう市レベルになりますけれども、料金の徴収は包括的民間委託で、渡して全てそこが調定から滞納整理まで、全てやっておられるというふうなことで、既にやられておられるところもありますので、そういったことも研究しながら今後、先に進めてい

きたいというふうなことで考えております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、下水道課長から詳しくご説明をさせていただきましたので、あまり補足をする必要はないかと思うんですが、下水につきましては、ほとんどもう面整備も終わりました。公共も特環もほとんど、もう面整備が終わってます。また、水道につきましても28年度の上水統合に向けて一定の今、施設整備を行っております。こういった中で今、下水道課長が申しあげましたように施設の維持管理であるとか、あるいは料金徴収であるとか、そういったことについて包括的に民間委託ができないかどうか、可能性をあくまで調査するという事業でございます。改めて申し上げるまでもなく、この間、合併以来、職員も出先も含めてですけれども、53名の職員が減っております。こういった中で片方では地方分権一括法の関係でたくさんの仕事が役場のほうに権限委譲をされております。仕事はふえる、職員は減るという中で、やはりアウトソーシングを考えなければ、やはりしんどい部分が今後、考えられますので、この上下水道に限らず、例えば、市町村によっては総務部門の中で内部管理に係るような仕事については、一部、外部にお願いしている市町村もあります。

今回の、この事業の可能性調査の委託事業を皮切りに、ほかの課でも、そういったことを考えていかなければ今後、持続可能な与謝野町ということ考えた場合には、非常に厳しい状況が考えられますので、ほかの課の事業でも、やはりそういったことは考えていなければならないというふうに思っております。

3番（有吉 正） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 下水道課長に質問いたします。せんだって委員会で聞きまして、この間、委員長報告のとおり委員会も課長の、この財政的な観点からの、いろんな取り組みに対して高く評価、委員会ではしたところなんです。私、この説明を受けまして、さらにどうかなと思って研究をしてみたんです。既に、このことは、いわゆる平成13年の時点で、国交省は、もうこれ方針を出しているんですね。そして、平成20年には管路施設についてもガイドラインが出されておる。全国の市町村にですね、アンケートをとってですね、ここも恐らく答弁、回答されておると思うんです。こうやりたいとか、どうか、私がわかりませんのは、いわゆるそのこと、ここまで今いっておるのに、今この、かけて調査をするという意味が、私はどうもわからんなど、既に、もう全国でやって、国交省もこういうことをやっている。例えばですね、国交省は、この管路維持施設調査検討会、これ事務局、国交省が持っておるんですね。そういうものをずっと見てみますと、もう既に、これは走っておる、全国的に、この効果がある。しかも下水道台帳も完備されておる。私のところもされておると思うんです。そうしますと、私は、これを今、この金をかけてやる調査の内容が、ちょっと私はわからんのですけどね。そここのところをお願いします。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） ご質問にお答えいたします。勢旗議員が今おっしゃいますように、国のほうからは既に通達も出て、ガイドラインも示されてきておる状況はございます。これまで与謝野町、旧町時代からも含めまして、そういった取り組みは、当然、進めておりませんでしたし、そうい

う観点にもなかなか至っておりませんでした。といいますのは、これまでは、もうとりあえず整備を、先にどんどんどんどん進めていくというようなことで、旧3町時代から行ってきておりまして、先ほど副町長が申しましたように、今こうして、もう整備が目の前に来たということもございますけども、今、何とかここで経費を削減していくために立ちどまって考えたときに、この包括的民間委託、これまでから示されているものに、ぜひとも取り組んでいく必要があるというようなことで考えたような状況でございます。

それで、全国でも実際、メリットは、もう出ているというようなこともございますけども、それは全国の自治体の例でありまして、与謝野町にとって本当にメリットがあるのかどうかというようなことは、全国の例では何も示されておりませんので、与謝野町の、この規模で本当にメリットがあるのかどうか。それから、与謝野町で出せる業務、出したらメリットがある業務、出すべきでないという業務というようなことを選択も当然していかなければならないと思いますので、そういったことも含めて、全て検討をしてみたいと、そして、本当に与謝野町にとりましてメリットがあると判断ができた際には、この取り組みを進めていきたいというふうな思いでございますので、よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 課長がおっしゃるように、私、これ非常に先進的に、課長が、これを意欲的に、これを取り組もうと、このことについては評価をして、これ私は、この方向を模索をしてもらおう。これは当然、思っているんです、これは。けど、例えば、この国交省の資料を見ますと包括的民間委託の対象となる施設の範囲及び業務管理に関することを見てみますと、大体、管路のことなんですね、これは。管路、いわゆる見えないものですからね、上から。今までは何か事故があったり、そこが傷んだら、それを直すと、こういうやり方だと思えます。それを今度、今、課長の提案はですね、こういうことが日常的に、予防的なことを含めて、これをやっていくと、このことが包括的民間委託のですね、私は大きな役割になると思うんです。これはこれでいいですよ、これをやることは。けど、この500万円をかけてね、この委託をするという意味が、私は、この全国の資料を全部寄せられると思うんですよ、今やっておんなところ、小さいところ、どこもわかってるんですから。そうしますと、この意味がちょっと私はわかりかねるんですけどね、もう1回、特にありましたら、補足してもらって、なければよろしい。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。的を射た答弁になるかどうかわかりませんが、答弁させていただきます。この500万円が最終的に、500万円のメリットを生む委託になるかどうかというようなことも最終的には問われてくるかなというふうなことも思いますけども、まず、スタートを切りたいというふうな思いでいっぱいでございますので、それを仮に500万円ですと、単年度で500万円を生めば10年で5,000万円になりますし、そういった長期的な視野に立って、このメリットがあるかどうかというようなことも判断してみたいと、それと金銭的な面にあらわれない人員削減ですとか、それも当然、金銭面に出てきますけども、そういった面もあわせて当然、考えていかなきゃならないというふうなことで考えております。その500万円が値打ちがあるかどうかというようなことで、今、問われておりますけども、私は、それが値打ちがあるものになるのであれば、もっていききたいというふうな思いでいっぱいござ

いますので、そういったことで答弁にかえさせていただきます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長の意欲は、これは多としまして評価をしたいと思っている。1点だけ質問します。下水道台帳は整備されておるんですね。整備されておりますね。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お尋ねの下水道台帳につきましては、これは下水道法で義務づけられておりますので、台帳の整備はしております。台帳の整備とあわせまして施設の一元管理をしていくというふうなシステムを導入いたしまして、台帳の整備を行っておるということでございます。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 下水道課長に質問します。まず、予算書の歳入367ページの使用料についてです。前年度に比べて約850万円の増加になっています。これについてお聞きをしたいんですが、この24年度の事業が終わって整備を予定している面積に対して整備できた。いわゆる整備率が何%になっているのか、この点について、まず、お聞きします。

もう1点は、この約850万円、使用料がふえるというのは何戸接続していただけるということで試算がされていますか。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。平成25年度が終了いたしまして、整備といたしましては98%から99%の間ぐらいで推移するだろうというようなことで考えております。

続きまして、使用料でございますが、予算の算出といたしましては、公共、特環合わせまして44戸、1年間を通してふえてくると。1年の4月から44戸いきなりふえるのではなく、4月から3月にかけて44戸ふえてくるというふうなことで算出をいたしております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） そうしますと、対象になる整備は、もうほぼ全部できている中で、今回850万円ほど増加ということはですね、今後も増加は、この程度しかふえていかないのかどうか、この点がお聞きをしたいと思えます。それで、今までも、こういう形で増加してきたのかという、そういう傾向から見て、今後、この増加傾向はどのようになっていくと、課長は考えておられますか。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。先ほどの説明で少しわかりにくかったかと思っておりますので、もう少し補足させていただきますと、24年度の実績は実績で見込みまして、その上に25年度中にふえてくるものを上乘せしたというふうなことでございます。それで今後も、これまでも、そのようなことで算定をしてきておりますし、今後も、そのようなことで算定は当然していくと思っておりますけれども、ふえ方によりましては、これまでから水洗化のお願いにつきましては、行っておりましたけれども、今後、さらに整備が目の前に来ておりますので、完了が。今後は、それに、さらに力を入れまして歳入をふやす努力はしてまいりたいと思っておりますので、今後は、それよりさらにふえてくるようなことで見込めるように努力してまいりたいというようなこと

とで考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう努力を含めて、例えば、これが1,000万円になるとかという規模なのだというふうに受けとめています。

次に、その下、一番下にあります繰入金について質問します。本年度は約8億3,000万円ほどの一般会計からの繰り入れで、先ほど答弁されましたように、ほぼこの繰り入れですね、この会計が支えられているという状況です。これについては前年度当初予算よりも約3,600万円ふえています。それで、まず、今年度繰り入れの約8億3,000万円について、この財源内訳ですね、交付税算入分が幾らなのか、それを除けば、あとは全部、町単費の一般会計からの繰り入れなのか、この内訳について、基準についてお聞きをいたします。同じ内容で、このふえた分については、交付税算入分があつてふえているのか、例えば、全く町単費がふえているのか、この点についてもお聞きをいたします。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。多分、お尋ねは繰入金の中の基準内繰り入れということだと思います。この平成25年度の予算につきましては、そういった算定はしておりません。この基準内、基準外といいますのは、毎年、決算に当たって行っておるものでございますので、現在のところ把握しておりません。平成23年度におきましては約70%が基準内繰り入れ、30%が基準外繰り入れというふうなことで考えておまして、これが平成20年をピークに基準内繰り入れが若干目減りしてきておりますので、今後、それがまた、さらに減っていくであろうなというふうなことは予想しております。

それから、平成25年度の増額につきましては、これはもう基準外繰り入れであるというふうなことで考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この前年度よりふえる分は全て基準外ということで、今後、基準外がふえて、交付税算入などの分は率としては減っていくというのが、この会計の今後の特徴かなというふうに受けとめました。

それで、次に最後のほうにあります公債費について、お聞きをいたします。389ページですね、先ほどありましたように、ほぼ事業が終わりに近づいているということでですね、この公債費については平成23年から24年までで約2億円、平成24年から25年までで約2億6,000万円、元金が減っているというふうなことで記載がされています。これについては、今後、こういう傾向で減っていくと、返済が上回っていくということで理解したらいいのかどうか、この点をお聞きします。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 公債費の件につきましてご質問でございますので、お答えいたしたいと思えます。公債費につきましては、町債のまず、残高の推移につきまして説明をさせていただきますと、平成23年度末をもちまして公共、特環合計では町債残高のピークでございます。それで、その後は町債は毎年減ってくるというふうなことで、償還の元金につきましても前年対比でふえはしますけれども、元金そのものはだんだん、先では減ってくる状況であるというふうなことで、今後、

事業もまだ、わずかに残っておりますので、新たな事業債も起こしますけども、そういったことも踏まえましても町債は、もうピークを過ぎておるといふうなことで考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 一般会計予算のときに、今年度の質疑は財政の問題に、ほぼテーマにしてさせていただきました。その理由は第2次行革の初年度ということ、そして、一方では13億円交付税を、減る分を、減らさなければならないというふうな内容の発言、そのためには町単費の事業はほとんどできないのではないかという、そういう雰囲気がありました。そういう事態になると、与謝野町の、その与謝野町らしさという、そのものがなくなってしまう、こういう危機感を持ちましたので、そういう形で質疑をさせていただきました。

取り上げませんでしたけども、一般会計の単年度のバランスが非常に厳しい赤字傾向という大きな原因の一つには繰出金があります。この繰出金の半分近くが下水道会計への繰出金になっていきます。この下水道会計の繰出金の中の基準外繰り出しですね、交付税算入分以外の額が幾らになっていくのかということが、今後の一般会計予算、町の行政運営にとっては非常に大きな部分を、意味を占めているというふうに思っています。そういう点では、簡易水道は今後の見通しがあったんですが、今、傾向はお聞きをしたんですが、そういう形での今後の財政運営の見通しですね、これが下水道会計については、資料に出ていませんが、こういう今後の見通しについて、きちんとした分析をした見通しというのは持っておられるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 野村議員がご指摘されましたように、一般会計の財政見通しに当たりまして、中の繰出金につきましては下水道特別会計への一般会計からの繰り入れが非常に大きな影響を及ぼしておるといふうなことは十分承知しておりますので、現在、その最新のもので制度の高いものを作成するべく作業は進めておりますが、現在のところ完成はいたしておりません。したがって、それを完成させまして、それを一般会計の財政見通しのほうに反映をさせていかなければならないというふうなことは十分承知しておりますので、今、鋭意その作業を進めておるところでございます。

それと、今後の見通しでございます下水道特別会計自体の財政見通しでございますけども、事業につきましては、これまでから説明させていただいておりますように、現在、温江と石川を残すだけとなっております、この温江につきましては、平成25年から3年ないし4年では完了するであろうと、整備が、思っておりますし、石川につきましては、バイパス沿線と鞭谷川沿線が残っております、このバイパス沿線につきましては平成25年度で完了の予定でございます。あと残りますのは鞭谷川でございますが、これは河川改修との絡みがございますので、いつから着手できるのかということは、今のところわかりませんが、一定の事業も見込んでおります。ですが、事業費は今、減少傾向にあると、それから、あわせまして、この事業の縮小によります人件費の減少というふうなことも当然、見込んでおります。

それから、先ほども説明いたしました包括的民間委託によりますコスト歳出の削減ということも見越していく中で、今後、下水道特別会計といたしましては総務管理費、維持管理費につきましては大きく増減が出てくるような要素は見当たらないというふうなことで思っております。それから、事業費につきましては縮小でございますので、そういったことを考えますと、繰り

入れにつきましては、議員もおっしゃいましたように公債費が非常に大きな影響を及ぼしていくというふうなことで考えております。そういった観点から公債費につきましては、以前にも説明させていただいたと記憶しておりますが、平成25年から平成31年までは前年対比でふえてきますけれども、その後、元利合計でございます。元利合計で、その後、平成32年からは前年対比で減少してくるといふふうなことで思っておりますので、多少、他の事業との絡みもありますので、そのままずばりということにはならないとは思いますが、おおむね平成30年ごろまでは一般会計からの繰り入れはふえてくるであろうと、そして、その後は今度、ピークを迎えて減少傾向になるのではないかなというふうなことで予想しておりますが、そういったことを待つのではなしに、さらに歳出の削減を図っていったら、一般会計の繰り入れのピークを早めたいというふうな思いではあります。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 町の行財政改革にとって大きな部分を占めますので、できるだけ早く、その財見通しをつくっていただいて、議会に報告していただきたいというふうに思います。あらゆる、そういう全体の取り組める内容がしっかりわかり、そして、必要な額が明確になってこそその行財政改革、これは大事だと思っておりますので、よろしく願います。

次に、そういう意味では収入が、どういうふうになっていくか、使用料がどういうふうになっていくかというのは非常に大事な問題です。副町長に質問します。この加入率をふやすという点では、単に啓発、それも大事なんですけれども、こういう意味では、それ以上の取り組みをして、何らかの、財政的な効果を、そういう面で、指摘したような面で発揮するということが求められている自体、これが行財政改革としても必要な内容ではないかと、私は受けとめるんですが、副町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員がおっしゃいますように、接続率の向上を図るといふのは、せつかくの設備投資を行ったわけでありますので、非常に重要なことだというふうに認識をいたしております。こういった経済状況のある中で、なかなか施設整備、面整備は進めていくんだけれども、それに比例して接続率が向上するということは、なかなか厳しいわけでありますけれども、引き続き啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 啓発だけではなくて、この使用料が、どれだけふえていくかということが、一般会計、行財政改革にとって大きな影響を与えるんですから、それ以外の取り組みが効果的ではないかと、することが、これを上げるための取り組みをすることが行財政改革の大事な内容ではないかと、私は思えるんですが、この点について、再度、お考えをお聞きます。必要ないのか、どうかということです。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。この水洗化の啓発につきましては、これまでから行っておりまして、さらに強めていきたいと思っておりますが、これが効果的な方法だというようなことでは、なかなか効果も上がっていないのが現状でございます。だからといいまして、それを超えた、さらなる方法というのが、なかなか見つからないというのが現状でございます。前年度

まで行いました住宅改修補助制度、これは下水道の対象というようなことでございましたので、事業として行われまして、水洗化に対しましては、この3年間の間に最終的には水洗化率が上がってくことに貢献したことは考えておりますが、下水道につきまして、もう一つ我々は常に考えておりますのは町全体の公平感というようなことを考えております。例えば、今、接続されていない方に下水道独自の補助金を何か考えてでも、仮に100万円の補助金を出しても120万円の使用料が上がってくれば、これはプラスになるというふうなことの考え方も当然あるとは思いますが、この下水道といいますのは、利益を受ける方が特定されます。過去に3年という下水道法の規定を遵守して接続された方、それから、接続されていない方とございますけれども、今、新たな補助制度を設けますと、3年遵守規定を守らずに放置しておられた方が接続するときに補助金を出すというふうなことになります。

こうなると、3年を遵守して接続された方には、そういった恩恵は当たらないというふうなこともございまして、そういった観点から町全体の公平感というふうなことを考えますと、なかなか踏み込めない内容であると、我々担当者として常々思っておりますが、ただ、財政事情から考えますと、そこを超えてやるべきだというような議論もあるかとも思いますが、そこは慎重に今後も検討を重ねてまいりたいというようなことで考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） ぜひ、検討していただきたいと思います。副町長にもう1点、質問します。きのう庁舎内の機構改革で取り上げました。この問題も今の接続率が、どれだけふえていくかということが、全ての課でサービスを減らさなければならないという、こういう事態の中で、そのサービスを減らす分が減っていく、減らさなくてもよくなっていくわけですね。だから、この下水道課で一生懸命、接続率を上げるために頑張っておられると思いますけれども、この問題も全ての課の問題だというふうには私は思うんですね。全ての課、全ての職員が接続率を上げるために自分の所管の事業、仕事として取り組む、こういうことが求められると思います。これがきのう、取り上げた機構改革、庁舎内の機構改革の内容ですが、この点についてはいかがでしょうか。副町長。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 申しわけございません。ちょっとご質問の趣旨がよくわからないところがありましたので、もう一度、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） きんのう、いわゆる課ごとの壁を低くする。あるいは事業によっては、その課がほかの所管課に資料提供を求めて、まとめて自分とこで仕事をするのではなくて、そういうことを一切しなくても、きのうの例でいえば、環境課ですね、一切指示をしなくても、全ての課が温暖化の取り組みをどういうふうにしたかということをもとめて、そして、あちらに届けて、あちらはまとめるだけと、こういう形でやっておられたと言われました。この問題も同じように下水道課が一生懸命、当然しなければなりません、下水道課だけでやればよいという、こういう事態ではなくて、これだけ財政厳しい中で、全ての課の問題として、全ての職員があらゆる事業を通して町民と接するわけで、その中で、それを前面にという意味ではないですよ、できることがあるのなら、その都度、それに貢献できる内容であれば、それはしていくという、そういう意識を持って取り組んでいただくという仕事にしていく、これが庁舎内の機構改革の一つではないか

というふうに、私は思うんですが、そういうことについての副町長としての考えをお聞きしています。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 確かに自分が所管している課の仕事、自分が担当してる仕事以外に役場の幅広い、いろんな仕事を十分勉強して、自分がかかわっている仕事の中でいろんなアドバイス、あるいはお願いをするという姿勢は非常に重要なことかと思えます。そのことは言いかえますと、役場の職員がオールラウンドプレーヤーでなければならないということになりますので、そういった啓発といいますか、意識啓発、そういったことは非常に、これからの役場の体制を考えた場合に重要なことかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 総合的な視野を持った職員を育てる意味でもですね、直面している課題のときに、そういう取り組みをされるのが、そういう方向に一步でも進んでいくのではないかというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

時間がなくなりましたので、1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） 先ほど取り上げられました包括的民間委託について、私もお聞きをしたいと思えます。内容は答弁で、よくわかりました。私もよくわからないのが勢旗議員が言われた内容です。500万円をなぜかけるのかという、いわゆる委託されるわけですね、どこかに。どこかに頼まなければならないというところがよくわかりません。内容はよくわかりました。こういう取り組みをするために、この予算を確保しておくという、そのこと自身は理解をしています。私も、この問題でいえば、例えば下水道管路の維持等々についてですね、詳しい報告書が出されています。その報告書を出すに当たって委員になっておられる方は全国の、いろんな方が、20人近くですか、20人近く、実際に、その仕事をされている方が集まって報告書をつくっておられます。その中には、例えば、京都府の文化環境部の水環境対策課長、この方も入っておられます。非常にどういう課題があるかということ詳しく書かれておる報告書が出ています。

また、一方では実際にやろうとされている中で、どういうふうの問題があるかということ詳しく書かれている内容もあります。この中では、例えばプロポーザル方式でやる必要があるのではないかと、いわゆる安ければいいという一般競争入札ではまずいということで、内容をしっかり委託できるプロポーザル方式でやるということで、それについては、どういうふうな問題がある。どういうことを注意せんなんということが詳しく報告されています。当然、そういう先進地を視察もされると思います。そういう視察の予算も入っていると思います。全部が委託費でしょうか。視察は、ほかの予算でしょうか。そういう意味では、当町の内容が一番わかるのは当町の下水道課の職員ですね。これが、ほかのところを視察して、どういうふうに、当町ならできるといのは、当町の下水道課、職員の手間がないのかどうかということまではわかりませんが、職員が少なく、そこまでできないのかどうかはわかりませんが、当町の職員が先進地を視察して、こういう、よその報告書をしっかり検討して、当町の施設をしっかりと、その上に乗せていけば、これである程度できるのではないかと、私も思えるんですね。

もう一方、当町の場合に受けてもらえるかどうか、これはわからないと思います。しかし、これは当町の場合、効果のある内容はこういう内容だというプロポーザルの内容が詰めれば、それを入札にかける。あるいは要するに募集した場合に、受け手がなければ、そこでもう判断できると思うんですよ。お金をかけてどこかに受け手があるかどうかという調査を私はプロポーザル方式ならする必要はないんじゃないかと思えるんですけど、答弁を聞いていて、そもそも、この包括的な民間委託がいいかどうかということ自身、私はまだ、疑問を持っていますけども、少なくともされるということは必要かなというふうには思っています、こういう財政危機の中で。しかし、500万円というのは、私もちょっとわからない。だから、予算は確保されても、これは、できれば使われないことが一番ふさわしい取り組みになるのではないと思えるんですが、課長の考えをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 今、野村議員がおっしゃいましたように、予算化はしましたけども、使わないのがいいというふうなことの中から、今、私が思っておりますのは、とりあえず我々として、職員として、まず、研究を当然、行っていきたいと、そういう中で、先ほどプロポーザルというお話もありましたけども、それはできると、メリットがあると判断した上での発注の段階の話でございますので、私が一番気にしていますのは、そこまでいくまでにどう判断するか、その発注するまでに、本当に出すべきかどうか、出していくのがいいのかどうかというような判断をするまでのところが、一番大変なのかなというふうなことで考えておりますので、まず、この予算化に当たりましては財政部局ともやりとりは行いましたけども、とりあえず研究を行ってまいりたいと、そういう中で、次の展開を探っていききたいというふうなことでご理解がいただきたいというふうなことで思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 最初から全て業者に委託して、もちろん職員は職員で取り組まれると思いますけども、最初から全てを業者に委託してやっていくということになると、こういう金額が要するというふうに思います。十分職員で調査をされて、その上で判断して、この部分を委託してやらないとできないという部分だけ使っていただくということを求めておきたいというふうに思います。それを指摘して、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第37号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第37号 平成25年度与謝野町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第38号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第38号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第38号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第39号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第39号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第39号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第40号 平成25年度与謝野町土地取得特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第40号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第40号 平成25年度与謝野町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第41号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、家城議員。

9番(家城 功) 1点、お聞きいたします。国保の直診の診療所のほうですけども、資料を見せていただいておりますと、事業収入、医療収入のほうは、リハビリ棟も春から開始されるということで、上がっていると受けとめておるんですけど、昨年の予算から比べますと。一般会計からの繰入金、その割には、去年が多分2,300万円、これは工事は別の分で、一般会計の繰り入れから2,300万円、23年が2,080万円、22年が2,250万円ぐらいだったと思いますが、ことしもまた、2,100万円ということで、医療収入が上がる見込みではあるのに、一般会計の繰り入れが、そのままという部分につきまして、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

議長(赤松孝一) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) お答えいたします。診療収入につきましては、議員、おっしゃいますように患者数の増によりまして、前年度と比較しまして、当初予算ベースでの比較ですが865万円の増ということで計上させていただいております。この要因としましては、患者さんの増といいましても、診療に見える方、それから、外来によるリハビリで来られる方がございます。ただ、外来によるリハビリの方も患者数としては多く伸びているんですが、現在、丹後中央病院からの派遣ということで常駐の医師ではないという要件がございまして、リハビリの点数は低く抑えられているという状況がございまして、収入ベースでは、そう貢献していないという実態がございまして、ただ、地域ニーズには応えられるということはあるんですけども、収入面では大きくは貢献していないというふうなことがございます。

それと歳入面におきましては、患者数の推移も過去の実績等を踏まえて年間を見積もるわけなんですけど、どうしても安全側といいますか、確実な線で収入が入るということを見込みまして増というものの、ちょっと安全側をとっているということでございます。

一方、歳出のほうでは、経常経費に係りますもの、医薬材料費も含めまして前年度の実績等を踏まえて計上させていただいておりますので、差し引きといいますか、一般会計からの繰入金に

つきましては、議員おっしゃいましたよう過去2,000万円程度をずっと推移している、そういった数字が25年度も赤字補填として上げさせていただいているという状況でございます。ただ、24年度、ことしの3月から院外薬局ということで診療所近くに薬局ができましたので、今は全て院外処方に出させていただいております。それによります医薬材料費の減、それから、収入においても診療点数がとれないということで、収入面においても、また、支出面においても、大きく変化するであろうと推測されます。ただ、推測される数字がはっきり今の時点で見込めませんので、25年度、半年ぐらいたって9月補正で、ある程度、25年度の推移といえますか、数字が見込めるのではないかとということで補正対応させていただきたいという思いを持っております。

したがいまして、その時点で一般会計の繰入金も、この当初の段階よりも改善される方向で計上できるのではないかとというふうなことを現時点では思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 平成22年の患者さんの数が大体、約6,000人で平成23年、24年につきましては、7,300～7,400人ぐらいの数字ということでお聞きしておるんですけども、平成25年の見込みは、リハビリも含めて、かなりふえると思うんですけど、どれぐらいの数を見込まれておるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 平成25年度の見込みということですか。現時点で数字としまして前年度の何%増というふうな形での見込みは立てておりません。ちなみに平成24年度1月末現在におきまして平成23年度の実績が7,358人でしたが、平成24年度1月末で7,351人ということで、平成23年度の決算数字に追いついておりますので、あと2月、3月と、また、毎月700人程度の患者さん、来ていただいておりますので、平成24年度は、そのような推移になるというふうに見込んでおります。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） この診療所、地域の方にとられましては非常に重要な役割をされておるところだと思っておりますし、また、リハビリ等、新しくまた、取り組みもさせていただいております中で、処方せんも外来というような形で工夫をしていただきながら、できるだけ、この一般会計からの繰り入れが毎年ふえていくんじゃないし、ちょっとずつ減っていくような取り組みを進めていただければありがたいというふうに感じておりますので、よろしく願います。終わります。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 答えいたします。健全経営につきましては、原課としましても常に一般会計の繰り入れを、いかに減らすかという視点で努力をさせていただいております。そういった中で、これまで電子カルテでありますとか、デジタルレントゲンも導入させていただいております。それから、先生におかれましては往診も週に数回、出ていただいておりますということもでございます。また、先ほどありましたが、25年度からPTの2人体制でリハ等によりますリハビリの活動も充実していくというふうなことで、いろいろと工夫といえますか、していきながら、今後も健全経営に努めていって、少しでも一般会計からの繰り入れを軽減といえますか、減らしていく努力

は今後も常に続けていきたいというふうに思っております。

9 番（家城 功） 終わります。

議長（赤松孝一） 他に質疑はありませんか。

質疑の途中でございますが、ここで休憩といたしますので、13時30分から始めますので、よろしく願いいたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時30分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、議案第41号、質疑を続行いたします。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、国保特別会計につきまして、若干質問をさせていただきます。まず、1点は、ことし調整交付金がかかなり減っていると思うんですけど、これ療養給付費が減っているということに起因していると思うんですけど、その点はどうですか。調整交付金が、ことしですね、かなり減ってますね。療養給付の関係も減ってるんで、それと連動しているというふうにはわかるんですが、そのところを、ちょっと説明お願いできませんか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 財政調整交付金のご質問でございます。これにつきましては、療養給付費に基づきます、その一定の率でもって算出をしております。それで前々年度の療養給付費の15.5%ということで国庫の普通財政調整交付金については計算させていただいております。その結果、前年度と比較しまして2,365万5,000円減額というふうなことでございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 国は課長、所得によりまして、所得の低い町村と、比較的所得の割合が高い町村と違いますか、それによって、この調整交付金のパーセントも変えていると思っておりますが、実際は、どういう状況でしょうか、現在は。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 調整交付金につきましては、一定の年度の、11月から10月分というふうな一定の期間を切りまして、その診療分で申請をさせていただいておりますが、法律に基づきます交付率としましては、平成24年度が100分の7%、平成25年度は同じく100分の7%と、平成23年度は100分の9%というふうな率がございます。そういった中で過去の実績を踏まえまして与謝野町では15.5%の率で実績がございまして、それをもって積算をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この国保の財政基盤につきましては所得水準が本町の場合も低いということで、保険税負担が今年は据え置きになっているわけですがけれども非常に重いという感じが一般の人はしているんですけど、国は、この財政基盤の強化策として、現在の暫定処置で見ている分があるように説明をしているんですが、そういう部分で国から交付されとる分があるのかどうか、そのところをお願いします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お尋ねの件で的確な答弁かどうかはわかりませんが、今年度の国保の改正としま

して、現在、国会で審議中のことがございますが、国保税の軽減の判定所得につきまして、それを限定であったものを恒久化するというふうな措置がとられるようでございます。それから、国保世帯が後期高齢者制度に、75歳になられたことによって、ご主人は後期高齢者に移行される、奥さんは国保に残ったままになるというふうなことの中で、平等割等の軽減措置が5年間というふうな措置がございますが、それを8年まで延長する、4分の1に減額はされるんですが、3カ年度延長されるというふうな改正が今、国会のほうで審議されておまして、与謝野町においても条例改正の必要がございますが、今は間に合いませんので、専決で対応させていただくという予定にしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それからですね、これわかりました。現在、この本町の場合の短期医療証と、それから資格証明書の発行というのがされているのか、されていないのか、そこのあたりをお願いします。この国保税の滞納分が京都地方税機構に渡ったということですね、非常に、この部分の短期証の発行が難しいと、こういう聞いておまして、私のところにも、そういう意見があるわけですが、現在、保険証を持たない世帯というのは、私の理解ではないと思っておったんですが、実際に保険証がないという方もございまして、その辺は、担当課としては、どういうふうな状況になっとなるか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。昨年の7月末現在の短期証の発行世帯数につきましては、226世帯ということで把握をしております。それで、先ほど議員が申されました保険証を持たない方がおられるというふうなことですが、短期証に該当する方でありましても、申請に見えましたら必ず発行はしております。ただし、申請に見えない場合は、こちらのほうから送付したりとか、そういうことはしておりませんので、一時的に持たれてないという方はいらっしゃるかとは思いますが、申請に見えれば必ず発行はさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは課長、例えば、現在、京都地方税機構に回っている部分があるとしても、それは申請に見えて、一定の話ができれば、それはもう短期証の交付がされると、こういう理解でよろしいですね。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 税機構のほうに電話なり出向いていただいて、納税相談といえますか。滞納の方について、どういう事情で、現在、払えんのだと、それから、いつごろからだったら払えるとか、例えば分納で毎月ちょっとずつだけでも、これだけだったら払えるというふうな、まず、納税相談を税機構にさせていただくようお願いをしております。そういった中で3カ月ごとに申請に見えましても1年以上も税機構と連絡をとられずに経過しているというふうな、誠意がないと思われるような方も中にはいらっしゃいます。税機構としましては、その方の事情なり、どういう形でなら納付していただけるかというのを常に相談していただける体制をとっておりますので、まず、そういった形で滞納の方には出向くのが無理でしたら、電話の一報でも入れていただいて、まず、連絡をとり合ってくださいということをお願いしております、それをお願いしながら短期証を発行させていただいておるとというのが現状でございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それぞれ事情が、どこの家庭でもございまして、そして、現在の経済状況ですから、いろんな方があると思うんです。ぜひとも、そういう保険証がないという方がないように、ひとつ指導をお願いします。

それでは1点だけ、あと質問をして終わりますが、一部負担金の徴収猶予と免除、私、これかねてから申し上げておりまして、このことについて、これまでに理解しておりますは、一応、内規は課長のほうにおつくりになっているということなんです、これは、この対象者がいないというふうに理解したらいいのか、あまり宣伝するほどのこともないんで、こういう状況だということなんでしょうか、どちらでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 税にしましても一部負担金にしましても、減免ということにつきましては町のほうで内規を持って、それに準じてやっております。そういった中で議員、申されましたように平成23年度、平成24年度と一部負担金の減免の実績はございませんでした。PRと申しますか、こういう制度がありますよというふうなことはお知らせはしておるんですが、実績として、そういった該当がなかったというふうに理解しております。なお、京都府のほうで進めていただいております広域化協議会のほうでも府内統一基準を定めるべく、現在、協議を進めていただいております、そういった中で統一化した形での運用というふうなことが、今後、出てくるのかなというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 減免はちょっと私も、なかなか難しいと思うんですが、徴収猶予については、これは課長、一考に値すると思うんですよね。一つ民生委員さんなんかとの機会を見つけて、1回、こういったことについても一度、お話をしておいてもらう必要があるんじゃないかと、こういうように思いますが、どうでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。徴収猶予につきましても、現在のところ実績と申しますか、そういった例はございません。課内で相談させていただきまして、どういった対応をするのか、協議をさせていただきたいと思っております。

15番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（赤松孝一） 次に、糸井議員。

14番（糸井満雄） ちょっと1点だけ、確認も含めまして質問させていただきます。直診勘定について、直診勘定の関係でございすけれどもリハビリテーションが、このたび3月25日に完成、そして、3月31日と1日ですか、これ見学会の案内をいただいております。立派なものができるまで、4月2日から業務開始というふうに聞いておりますが、このリハビリテーション、今後の運営体制と申しますか、これは理学療法士2人で行うというふうに、ちょっと聞いておるんですが、その辺についてお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。リハビリセンターの活用につきましては、現在、在職しておりますPTと、新たな新人を採用していただきましたので、その二人体制で外来リハビリを、あ

のセンターでもって医師の指導のもと実施していくということでございます。あわせて、訪問リハビリの拠点というふうなことで、そこを拠点として各ご家庭に訪問させていただいてリハビリ事業を展開していくということでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今後、この二人の方で、これを運営されていくということでございますが、予算を拝見させていただいておりますと、このお二人の件費が計上されていない。これはどういうことでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。直診勘定の中では職員人件費としまして看護師2名、正職分の人件費を計上しております。ご指摘のようにPT二人分の人件費につきましては、一人分も含めてですが、従来から一般会計の保健衛生費のほうで見ていただいております。新人のPTについても、そのように計上していただいております。その理由といたしまして、従来からですが、PTにつきましては、診療所業務だけでなく、保健課での、その保険事業にも多くかかわっております。介護予防事業でありますとか、リハビリ教室等にもかかわっております。その理由としまして、どうしてもPTの仕事というのはマン・ツー・マンといいますか、1対1の作業、外来リハにしても訪問リハにしても、そういう作業が主ということになりますが、多く保険事業にかかわることによって集団の前で多くの皆さんに保健指導をすると、そういうことも本人のスキルアップにつながるというふうなことから、比重としまして、軽いんですが、保健課で行う、その事業にも従来から従事させているということもございまして、もう一つの点としましては、現在でも一般会計からの繰り入れによって赤字補填をさせていただいておるという状況でございまして、人件費を直診のほうで加えましても繰入金金が膨らむだけというふうなこともございまして、現在、このようにさせていただいておるということでご理解いただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 保健課で、保健衛生のほうで書かれておるということなんですけど、従来、一人の方がおられたんですけども、保健事業、あるいはリハビリ等々ですね、そういう経理処理になっておったと思うんです。それで、その点については、私もある程度、理解はできておったんですが、今回、あのよう立派なリハビリテーションをこしらえまして、そして、本格的にですね、リハビリをやるということで町民の方もかなり期待されておるわけですね。だから、本格的にリハビリ棟でやられるわけなんで、それに人件費が、この直診勘定の中になんかということについてはね、いささか、これは不自然じゃないかなと、正しい経理関係、いわゆる経営関係もですね、わからないと、これでは、隠れてしまっておる。いわゆる正常な直診の経営状況がわからないというふうに思うんです。

この、いわゆる保健事業だとかリハビリだとか、そういう事業があるんならばですね、それを持たんとするならば、私は折半したらいいと思うんです。例えば、1.5はリハビリテーションの直診勘定にすると、あとの0.5をですね、いわゆる保健のほうで持つと、そういうふうにしなないとですね、このリハビリテーションを含む直診の、いわゆる直営の、あそこの診療所の経営の実態がわからないと、隠れてしまうと、こういうことになりはしないかと思うんですが、その点、いかがですか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えをいたします。予算要求等をさせていただくときに、財政当局との調整で、このようにさせていただきました。おっしゃるご指摘の点はよくわかります。その点、今後の、こういった形で正しい運営状況がわかるように直診勘定としての正しい運営状況がわかるというのが、確かに理想といいますか、正しい形だと思いますので、今後の課題ということとさせていただきますというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 病院経営ですので、本来なら私は、これは公営企業会計だというふうに思います。ですが、それはさておいて、やはりそういうふうに、やっぱりきちんと、そういうものを入れて、やっぱり経営していかないと、これは私はいささか、ちょっと不自然な状況だなというふうに思います。

企画財政課長、この辺については、どう思われますか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 国保の財政につきましては、基本的に保健課のほうで運営を補っていただいております。財政のほうも相談を受けながらさせていただいております。今、保健課長、申し上げましたように、常に改善をする意識で取り組みをさせていただくということは非常に大事なことだろうというふうに、私どもも思っているところでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） やっぱり私は今回の、平成25年度の予算は、私はやむを得んかなというふうに思いますけども、今後につきましては、やはり正しい姿にさせていただかないと本当の経営実態というものがわからないわけなんで、どっちかいったら粉飾みたいなことになりますので、企業会計でいいますと粉飾決算になるわけですよ、こんなことをしておると。そういうことはね、やっぱり避けていただきたいと、やっぱり正しいものを出して、正しい判断をしていかないと、いつまでたっても進歩しないというふうに私は思います。ですから、これ以上のことは申し上げませんが、十分そこら辺は検討していただいて、正常な経営をできるような運営にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第41号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第41号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可

決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第42号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案につきましても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第42号を採決いたします。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第42号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第43号 平成25年度与謝野町財産区特別会計予算を議題とします。
本案につきましても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第43号を採決いたします。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第43号 平成25年度与謝野町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第44号 平成25年度与謝野町水道事業会計予算を議題といたします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議 長(赤松孝一) 14番、糸井議員。

14番(糸井満雄) それでは、簡単な問題ですけども、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。大変、資料をいただいておりますけども、ちょっと気になるんですが有収率、平成23年まではね、95%以上をキープしておるんですよね。ところが、平成24年度、25年度になりますと、

極端に減ってきておる。これはどういう原因があるんでしょう。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 糸井議員のご質問にお答えいたします。申しわけございません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 有収率が低下しておる原因なんですよ。資料、要りますか。その原因が、何で、この有収率が下がっておるかということをお尋ねしておるんですけども。例えばひどい漏水があったとかですね、そういうことは把握されてませんか。

議長（赤松孝一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時58分）

（再開 午後 1時59分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じます。

吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 大変貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

有収率の低下の原因につきましては、現在、石田水源が大雪のために取水ができない状況になっておりまして、今現在は男山水源のほうから水を供給しております。このことにつきまして、復旧についてなんです、現在、鳥取豊岡自動車道のトンネル工事等の関係で石田水源については、その工事による影響が見込まれるエリアに入ってきて、すぐに復旧せずには、その影響を見定めてから復旧するか否かについて決めていきたいというようなことがございまして、エリア外への給水を平成24年度、25年度、やっていく予定にしておりますので、有収率としては下げた状態で計上をさせていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 石田水源が使えない。だから男山の水源から供給しておると、だから下がったと、そういうことになるんですかな。私は、そういうことにはならんのではないかなと思うんですけども。例えば、漏水をしておったとか、無駄な水がどこかに流れておったということならわかるんですが、こっちの水源にですね、こっちの水源から供給しておった、そんな有収率に、私は影響がないというふうに思うんですけども、いかがですか。私の考え方、間違っておりますか。再度質問します。例えばね、大きな破裂があって、水道管の、大量の水が流出したと、こういうことだったら、私わかりますけどね。それが、そういうことではないようなんで、ただ、石田水源と男山水源との関係だけで有収率が下がるということについては、どうも理解が得られない。私の考えが間違っておるんだったら指摘してもらったら結構です。

議長（赤松孝一） 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時02分）

（再開 午後 2時05分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 再三にわたり申しわけございません。先ほど申し上げましたように石田水源のほうに水を供給している関係で、石田のほうで一部圧が落ちる部分もございまして。水圧が落ちる部

分があったり、あるいは従来と反対方向へ水を送水することになりますので、一部赤水といえますか、濁水になる可能性があるところがありまして、それらを解消するために石田の配水池をオーバーフローさせる形で男山の水が石田の配水池へ入って、さらにそれがあふれ出るというような方法をわざとやっております。その関係で漏水したと同じような形となりまして、有収率が下がっております。それから、大口需要者で軒並み漏水等がございまして、例えば日本冶金さんであるだとか、与謝の海病院とがあって、大口の漏水がございまして。その部分についても修正をかせせていただきましたので、そのあたりで有収率が下がった原因ということにもなっているということでございます。再三にわたり、すみませんでした。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それならわかるんです。わかるんですけども、日本冶金だとか、与謝の海病院、これについては、もう修理は完了されたわけですね。その赤水の対策で、いわゆるオーバーフローしておることについては、これは続いておるわけですか、それとも、これもうとまったということなら、平成25年度の、この有収率はもう少し上がるのではないかなというふうに思うんですけども、そこら辺の対策は、どのようになっておるのでしょうか。いわゆるオーバーフローの赤水の関係と、それから、日本冶金と与謝の海病院の大口需要者のですね、漏水の問題については、もう解決済みなのかどうか、今から、その辺が対応されるのかどうか、もう一度お尋ねしておきます。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。大口需要者のほうの漏水につきましては、改善されております。石田配水池へのオーバーフローにつきましては、それを解消しようと思っておりますと、石田水源の途中で管を切断する形になって、非常にちょっと後、石田水源をさらに復旧するとか、いろいろな面を考えました場合に、非常にちょっと投資がかさんでまいりますので、その部分については申しわけないですが、当分の間、オーバーフローを続けさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） この際なんです、石田水源を廃止をして、男山水源一本化にするというふうな考えは今はないのでしょうか。石田水源については、需要者はあんまりないのではないかなと思うんですが、やはりできることなら男山水源一本化にしたほうがいいのではないかなというふうに、私は思うんですけども、聞くところによると、どうしても石田水源の水が欲しいという方もおられるようですけれども、その辺のお考えは今後、どうしようとするのか、もし考えがあればですね、お尋ねしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。石田水源の、いわゆる、この際に廃止という部分につきましては、過去から、いわゆる旧町時代からの懸案事項になっております。地元の方との調整がなかなかうまくいってないといえますか、まだ、ご理解が得られてないというような状況です。したがって、今の、先ほど申し上げたように、自動車道の工事竣工を見て、その状況も踏まえながらご理解がいただけるものなら、廃止の方向で進めていきたいというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そういったものも含めまして、石田水源の問題についても、ひとつ解決をしていただきたいなど、補修するなら補修するものを早急にしていただきたい。また、今、言うたようなことは、可能なら、その辺も含めてご検討願いたいというふうに思います。

もう少し、ちょっとお尋ねしたいんですが、この水道のリニューアル当たりの単価、あるいは費用別比率を見てみますと、この動力費と薬品費がですね、年々上がってきておるんですね、動力費と薬品費が。ここら辺は、どういうふうな分析をされておるんでしょう。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。まず、動力費についてですが、この関係については全て電気料金の値上がりによるものでございます。平成24年度から燃料調整費というんですか、その分の原油価格等を踏まえた分と、それから、自然エネルギーの云々というのと、そういうのが加算されてまいっておりますので、値上げそのものは平成25年度からとなりますけれども、既に少しずつ、その原油価格の変動に応じて上がってきております。あと薬品については、使用実態の中で少しずつ量がふえてきているんだというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そうか。薬品については量がふえておるというふうに聞いたんですけども、これは薬品代が上がったのではなくて、量がふえておることですか。ということは薬品の量をふやすような、何か原因があるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。以前、塩素につきましては、次亜生成装置というものを使っておりまして、いわゆる浄水場で塩素を使って電気分解ですか、あれによって次亜を生成する装置を使っておりました。それが非常に維持面で高額になるということから、通常次亜塩素にかえさせていただいております。したがって、薬品材料そのものは、その次亜塩素に、購入の次亜塩素にかえたものですから、その部分が上がってきてしまっているということでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 何かよくわからんのですが、確かに、これを見てみますとですね、動力費でも薬品費でも、これ年々増加傾向にあるんですね。ずっとこの平成18年から、ここに示されておるんですけども、動力費、薬品費ともにですね、薬品費なんかはですね、いわゆる費用別に見ますと、倍上がっておるんです、パーセントにしては、0.7であったのが、平成18年度に、平成25年度は1.4%にまで、倍上がっておるわけですね。ですから、動力費なんかは1%上がっておるということで、これは即、収支面に影響がありますので、ですから、ここら辺の対策が必要ではないかなと、私は思っておるんですけども、そこら辺の分析はされておるでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。動力費は電気料の値上げ、あるいは薬品費については、そうした塩素や何かの関係ということでご理解がいただきたいと思いますが、年々上がってきているということにつきましては、全体を再度チェックさせていただきまして、対策等については、検討していきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 上水道も収支、あんまりよくないんで、細かい点まで目を光らせていただいてで

すね、少しでも収支が改善できるようにご努力をお願いしたいなというふうに思うんですが、この今回の資料を見せていただいておりますと、去年の資料とつき合わせてみますと、この水道使用料ですね、これが随分変わってきておるわけです。去年の見通しから比べますと、900万円ぐらい少なくなっておるんですね、収入が、使用料が、そうですね。去年の見通しはですね、1億4,900万円ぐらいあったわけですけども、今回の、この資料をいただいたのは1億4,000万円ほどなんですね、だから900万円ほど少なくなっておるんですが、ここら辺の見通しは、どうで、こういうことになるのか、人口減とか、いわゆる人員減とか世帯減とか、いろいろとあると思うんですけども、ここら辺の分析は、どのようにされておるんでしょう。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。まず、使用料の前年度比の関係についてですが、少しちょっと確認の意味で予算書の559ページをお開きください。資料では決算見込みで見ていただいとるかと思いますが、予算ベースで申し上げますと、ここに対前年度比がございまして、先ほど900万円ほどと言われましたが、当初予算同士の比較では790万円弱という形でございます。この要因についてですが、先ほど申し上げましたように、大口の漏水がございまして、それが数年にわたっておったというようなことで、平成24年度の中で、それぞれ発見をされまして、それを修繕していただいておりますというような状況がございまして、したがって、それらの分がいかほどということ想定したときに、自然減に加えて大きく、ここにあらわれてしまったということでございますので、ご理解がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それは、課長、一時的なものですな、その大口の、その漏水の関係については、この見通しをいただいておりますけども、今回の予算についての資料として、ずっと押しなべて、1億4,100万円ぐらいの推移がずっと続いておるわけなんで、ここら辺はどういうふうに、こういうこと、数字になったのかということをお尋ねしとるんで、25年度は、それはわかりました。そういうことで使用料が落ちたということについては、その数字がですね、後年もずっと続いておるわけなんで、この辺については、ちょっとおかしいのと違うかなというふうに思うんですが、いかがでしょう、もう一度。非常に、いわゆる需要が落ちてきたというのか、それとも、まだほかに原因があるのか、そこら辺ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。先ほども申し上げましたように、大口の需要者のところで大幅な漏水がございまして、それが数年続いております。平成24年度で修繕をしていただいておりますので、平成25年度からの見込み値が、その漏水を差し引いた部分になりますので、今後は平成25年度の数字から、それが本来の数字というのか、水量という形になります。非常に大量に、多額の金額が減少してしまうので残念ではございますが、これが実態ということですので、いたし方がないということでございます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） もう時間もありませんので、また、決算を見させていただいて、その中で、また判断をさせていただきたいというふうに思います。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第44号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第44号 平成25年度与謝野町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
ご報告いたします。皆さんのお手元に配付しておりますように、本日、議案第44号 与謝野町財産区管理委員の選任についてほか6件が提出されました。以上7件を上程します。
日程第11 議案第45号 与謝野町財産区管理委員の選任についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

議 長 (赤松孝一) 太田町長。

町 長 (太田貴美) 議案第45号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理会は、管理委員7人以内で構成され、任期は4年となっております。与謝財産区、滝財産区及び温江財産区においては、平成25年3月末で任期満了となる委員について、与謝野財産区管理会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦された方を新たに選任したので、議会の同意を求めるものでございます。

各氏とも人格高潔で最適任者としてふさわしいと認め、このように議会のご承認をお願いするものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 (赤松孝一) これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第45号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第45号 与謝野町財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意するこ

とに決定いたしました。

次に、日程第12 議案第46号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第46号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月27日に公布、また、本年1月18日に地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

この条例改正は、これらの法律及び制令の公布等に伴い障害者自立支援法の題名が改正されたことから、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 早速、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第46号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第46号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13 議案第47号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第47号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由をご説明を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月27日に公布、また、本年1月18日に地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

この条例改正は、これらの法律及び制令の公布等に伴い障害者自立支援法の題名が改正されたことから、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第47号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第47号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで45分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時45分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第14 発委第2号 与謝野町議会議員定数条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。発委第2号 平成25年3月25日、与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者、与謝野町議会活性化特別委員会委員長 井田義之

与謝野町議会議員定数条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議長（赤松孝一） 与謝野町議会活性化特別委員会委員長、井田義之議員の提案説明を求めます。

井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） それでは、発委第2号 与謝野町議会議員定数の条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

ここに一応、皆さんのお手元にお配りはいたしておりますけれども、補足的にもう少し申し上げておきたいというふうに思います。

町民の皆さんの意見や近隣市の状況も参考にしながら与謝野町の現状、厳しい財政や人口の減少も考慮し、長時間にわたり多くの議論をしてきました。町民ニーズを反映させるには18人が最低限の人数である。行政改革が進み、機構改革が進展した時点で再度、議論すべきであるとか。

また、住民に負担を求めるとき、議員もみずから身を切ることが必要である。2名削減の16名でも議会運営に支障はなく、チェック機能は十分果たしていけるし、活性化にも取り組めるなど多くの活発な意見のやりとりがありました。そして、現状維持か削減かの採決を行い、賛成多数で二人減とすることに決定いたしました。

以上、委員会を代表して、委員会の経過説明を報告し、提案理由の説明とさせていただきます。皆さんのご同意をお願いいたします。以上です。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

3番、有吉議員。

3番（有吉 正） それこそ井田委員長は今期、議長として2年間、そして、活性化委員長として昨年の5月からずっとやってこられました。また、今田委員長も2年間やってこられたわけでございます。そして、立派な議会基本条例をつくられました。昨年の、これが4月でございます。こういった報告書を出されております。それから、井田委員長になってからも、ことしの1月の全協にこういった報告を受けております。活性化委員さん、それぞれが大変ご苦労になったなど、こういうふうに思っております。

さて、そこで委員長に質問をいたします。今、定数の2名削減というふうな中でも議会運営はやっていけるんだと、活性化もやっていけるんだと、こういったお話でございました。そこで今田委員長の、これが昨年の4月25日に、これが出されております。活性化委員会がスタートして、議会に関するアンケートの調査結果、ここに報告されております。これが年代別、旧町別に無作為で2,000人の方に町民アンケートをお願いしました。2,000人のうちから839人、41.95%の方から回答があり、町議会に対する関心度や評価など、1,500を超えるご意見をいただきました。このような各戸配布で概要版、議会に関するアンケート調査結果の概要版が出ております。その中で、井田委員長も、よくご存じだろうと思うんですが、アンケートの中に現在の議員定数は18人ですが、議員数について、どう思われますか。これについて一番多かったのが、議員数が多いと思う人が361人で、43%です。それから、今のままでよい、これが237人、議員数は今のままでよいが237人、28%でございます。

それから、次の問いの現在の議員報酬は毎月25万円支給されていますと、これをどう思われますか。これについては、一番多かったのが、多いと思う、報酬がです。多いと思うが487人、58%です。約6割に近い方が議員報酬が多いのではないかというアンケートを出されております。

それから、議員報酬は適当と思う。この方が137人、これは16%でございます。これをどういうふうに分析するのか、これが大事だろうというふうに思います。そういった分析、報酬のほうが多いんじゃないかという方が6割近くあるわけです。これについて、どういうふうな形でやられるのか、お答えをお願いします。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 今、有吉議員のほうから質問がありましたように、アンケートの結果としては、一応そういうことで43%と58%ということで15%の差があったのは事実であります。ただ、私、先ほど申し上げましたように先進地の視察をしたり、また、町財政の現状等々を考慮もいたしましたし、参考にさせていただく中で、また、そのことを踏まえて活性化委

員会の中では議論をいたしました、議論をする中で、いわゆる、まず、定数の問題については、このアンケートの中にもありますし、一応、2名減の16名にしても十二分にやっつけていけると、十二分と言いませんけれども、そこそこやっつけていけると、これは議員全員が、それなりに覚悟を決めればやっつけていけるという意見が大多数でありましたし、採決の結果、先ほど言いましたように賛成多数でありました。また、報酬についての議論もいたしました。報酬に対する議論の中では議員報酬、与謝野町の議員報酬が高いかどうかという議論もいたしました。先進地を視察する中で、25万円という報酬については決して高くないというのがありました。

それから、あとは、もっと必要ではないかという議論もありましたが、また、政務調査費等についても必要だという意見もありましたが、今の与謝野町の現状の財政を考えるときに、そのことを、いわゆる我々としては要求する時期ではないかと違うかというようなことで議員報酬については採決の結果、下げるという意見に賛成の方は1名で、あと6名の方については、現状維持という結果が出ました。そして、議会に対するいろいろな町民の見方ですけれども、アンケートをとったときには、その後、試行的にはありますけれども、旧3町における議員懇談会、また、平成24年度の10月22日から11月30日まで11会場における議員懇談会、これについては実施をしてない段階でのアンケートでありましたので、それを実施したことによって多くの町民の皆さんは意識を変えていただいておりますというふうな議論も委員会の中ではなされました。そこで結果として、委員会の中で、先ほど言いました採決をとり、そして、3月中には結論を出して、次に選挙があると予想される4月には間に合うようにということで、本日の提案をさせていただいたということで、アンケートの結果はあくまでも参考にさせていただいたと。重視はいたしましたけれども、参考にさせていただいたということが、活性化委員会の結論であるということをお知らせいたします。以上です。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3番（有吉 正） それこそ委員長、議会懇談会をね、確かにご苦労になって、いろいろと、こういった報告書をまとめていただいております。ただ、本当に、そういった声が多かったのかと、私も、これを見させていただいております。そういった中で、例えば、定数については、与謝野町合併して初めての議員さんが18名ということは、人口割ということで決められているのでしょうかと、18人はどうして必要なのか、足りないのか、本当にどうなんだろうという声もあるわけですね。このアンサーはちょっと置いておきまして時間がかかりますので、それから、これは声として書いてあるんですけども、議員定数の削減について、数は減らさず報酬を下げると、こういった声も載っております。これは井田委員長の報告書でございます。それから議会経費の削減として議員を減らすことがよいのか、疑問である。これも町民の声だろうと思います。

それからアンケートというのは、ある意味、議会懇談会はものを申したい、あるいは意見を聞きたいという方が来るわけですけども、最初にやられた2,000名の方に出されてね、800何通返ってきたというアンケートというのは、本来の町民の声が、私は反映しているであろうというふうに思っております。こういったことは、やっぱり大事にしなければならないと違うかなというふうに思います。

それから、議会運営はできるんだと、16名でも、私もそれなりにあっちこっちのね、議員さんやら勉強も、それなりにしておる中でも、確かに今は、そういう時代で、どんどん減っておる

のがあれです。ただ、議会運営のやり方、与謝野町は本会議主義です。与謝郡4町ですね、伊根から加悦まで、岩滝、野田川、4町は本会議中心主義でございました。それから、旧野田川町のときに、井田議長のころだったと思うんですが、丹後6町というのか、与謝郡合わせて10町の研修会をしたことがあります。そのときに、私は目からうろここという思いの経験させていただきました。奥6町のほうは、丹後6町のほうは委員会中心主義です。そして、野田川の私らは、それこそ前は、本会議前に委員会やったりして、委員会協議会みたいなことですね、そんなことをやって、どないしとるんやと、もったきちっとやらんかいというおしかりも受けたり、勉強させていただきました。

今の与謝野町と一緒に合併して、そのまま旧加悦町のやり方といいますのか、本会議中心主義でやっております。やっぱりこの井田委員長が出された報告書の中で議会運営について、こういうことがあります。ここは、こういうことを質問されております。常任委員会では、どのような仕事をされているのか、常任委員会の姿が見えんと、議会で報告されるのは、視察報告であったり、いわゆる委員会中心主義の委員長報告、質問を受ける、そういった報告ではないわけですね。そういったいろんな住民の方のご意見もあるわけです。だから、16名で、どのようなやり方をするのか、この辺については委員会でされたのかどうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） お答えいたします。まず、一つはアンケートの結果は重視しなければならないということでもございました。それは委員会の中では十分に重視をする中で議論をさせていただいたということです。それから、議会懇談会の中での意見につきましては、確かに今、有吉議員が言われるように、そういう意見はありました。だけど、その分についても考慮というのか、参考にはさせていただいたと思いますし、それが全てではなく、いろんな意見があったということで、そのことも委員会の中では議論をさせていただいたということです。その結果を踏まえて今のような提案をさせていただいておるわけですが、ただ、委員会中心主義とか、それから、ほかのことについて、委員会運営についてのことについては正直なところ、深くは議論をしておりません。といいますのは、本日の16名の定数条例が制定して、それで初めて、どういう委員会をするかということになると思いますけれども、ただ、かいつまんで、その委員会のことについて、これは決定ではありませんけれども、委員会の中で出ましたのは、いわゆる今の与謝野町の委員会条例については、一委員会6名の常任委員会、三つということの条例になっております。これを維持するとするならば、6名を維持するとするならば、二つの常任委員会、三つの常任委員会に入ることは可能であるということが、まず、一つあります。

それから、16名ということで、二つの常任委員会にすることも可能であります。これは有吉議運の委員長さんも研修に行かれた中で、そういう先進事例もあります。そういうのもできるやないかという議論はありました。ただ、そのことについて、こういう格好でやろうという結論は委員会の中では出しておりませんので、私のほうから、こういうようになりましたという報告については、今、私、委員会を代表して答弁をしておりますので、そのことについては申し上げられないということでもあります。以上です。

あと何かありましたかいな。とりあえず以上です。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） あと2分しかありませんので、また、2回目にやらせていただきますけど、足らん場合は。これ井田委員長は見ておられると思うんですけども、せんだって、メール箱に入っておったやつです。これにね、大事なことが書いてあるんです。そもそも議員定数の評価は議会運営と無関係ではないと、本会議中心主義と委員会主義を採用するのでは、議員定数は当然、異なると、常任委員会未設置が10町村あることを考慮すれば、平成23年末、本会議中心主義は、それ以上の数に上るといことです。議員定数の削減という状況が続けば、地域民主主義の危機にも直結すると、こういうふうに全国の町村議会の活動と実態ということで調査されて、アンケートをとられて、学者が何名かが、こういう結論を出されております。それから、委員長は人口が激減しておるといのを理由の中に上げておられましたけども、その点についてよろしく願います。激減しているのかどうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） お答えいたします。私、先ほど激減しておるといことは、人口の激減といことは、人口の減少という言葉で報告をさせていただいたといことでお願いをいたします。

それから、議員定数と人口の関係やら面積の関係についても、そういう意味だろうと思んですけども、一応、いろいろな資料を局長のほうに取り寄せていただいたり、また、ほかの方も提出していただいて、それも見せていただいて、議論をさせていただきました。そういう中で、いわゆる近畿地方の、それにも出ておりますけれども、近畿地方の2万人から2万5,000人の町、平米数がかかり、面積がかかり違いますので一概には言えませんけれども、我々と同じ2万から2万5,000人、3万人の町の中で、議員定数が18人というところは、あまりありません。精華町も、今度18人にされますけれども、これは3万7,000人の人口があります。それから、あと三重県に全く我々と同じような面積のところがあります。106.89平方キロといことで、全く一緒の面積なんですけれども、ここは4万人の人口があります。そこでも議員定数は18人、それであとの地区で、我々と同じようなところでは14人、16人といところがほとんどであると、近畿地方、これは、それを見ていただいても結構ですし、有吉委員長、調べていただいても結構です。といことで、そういうことも当然、参考に十分させていただいた中での採決をとった結論だといことで、ご理解をお願いをいたします。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、質問をさせていただきたいと思ます。第1点目はですね、ちょっとかたい話になりますが、日本の議会制民主主義の土台といえますか、その制度であります二元代表制を委員長は、どう理解されているのか、伺いたいと思ます。これは重要なことなので、重要と認めるのかどうかとい点であります。重要かどうかを認めておられるかといことを伺います。内容と。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 伊藤議員の質問にお答えいたします。活性化委員会の中でも申し上げたと思ますけれども、やはり我々議会としては二元代表制、そしてもう一つは、与謝野町の最高議決機関であるとい、このプライドだけはしっかりと持ってやりたいといふうにして

おります。といいますのは、やはりこのことが我々議会に与えられた究極の目標であるというふうに、私は認識をいたしております。

二元代表制についても全く一緒の認識をいたしております。二元代表制の中身についてということですが、二元代表制の中身というのは、もう読んで字のごとくでありまして、いわゆる国会とかいう、いわゆる議員立法のところはね、議院内閣制のところは、もう既に、そういう制度的なものがありますけれども、我々の地方議会においては、二元代表制を確立するのは大変難しいというのは、やっぱり町長のほうに全ての権限が入っております。我々は、それを対等にやっていくためには、やっぱり議員自身が切磋琢磨したり、また、基本条例の中にも出ておりますように、議員同士の討議を行う中で、その議論をする中で議員が一本にまとまらなくても、せめて過半数が一つの方向にまとまって町長部局と対等に戦える議会でなければならないというふうに思っております。このことにつきましては、私が先ほど究極の目的だと言いましたけれども、今後、それができないというのではなしに、やる方向でやっていかなければならないというふうに、私は考えております。以上です。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は二元代表制というのは、こういうふうに言えると思うんです。今、要点、要点は、今、委員長もおっしゃったんですが、町長と議会という二つの代表が住民によって選ばれる。ともに住民のために尽くすというシステムですが、特に議会議員は町長の大きな権限に対して住民の目線でチェックする、監視する、住民の皆さんの多様な意見を吸い上げて議会に届けることや、その対案を出したり、提案するという大きな役割があると、これが議会の役割のところですね。ですから、この役割をしっかりと土台、今、重視されたんですが、定数を減らしたことで可能なのかどうかという点をお伺いしたいと思っております。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） いろんな見方があります。例えば、先ほど言いましたように町民のニーズのくみ取り、意見のくみ取りについて18名なかったらできないのか、16名でできるのかという議論は伊藤議員も委員会の中に入れていただいて議論をしました。それで結局、要は町民ニーズをいかに受けとめて、その分を町長部局と対等になれるような頑張りができるかどうかということだろうというふうに思います。私は、私個人というよりも委員会の中でも結局18名でもできる、16名でもできるということで委員会の皆さんは16名ということに賛成多数になったというふうに理解をしております。18名なかったらできないということでは、そういう意見もありましたけれども、そうではなかったというふうに委員会のほうは結論を出していただいたというふうに思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、僕が二つ目に質問したのはね、住民の声が届くのか、切り捨てることになるのではないのかという視点なんです。これは後でまた、言いますのであれですが、三つ目の質問はね、この間、全国的に、特に定数削減は、これも委員会の中でも発言をしたんですが、80年代の、あの臨調、行革ですね、あのときから始まっているんです。いろいろありますけども、法律で定めた法定定数というのがあるんですが、これを大きく割り込んで、今、全国的には確かにどこを見ても6割程度なんです。もちろんだごへごはありますけども、こういう実態の中で、この

間、議員研修も、僕も何年も行かせてもらいましたし、研修も行ったんですが、この講師先生や、また、多くの地方議員の専門家たちは、こういうことを言っています、ずっとまとめると。定数を、これ以上、減らしてはいけなと、大事なことは議会と議員が住民の声や願い、提案を積極的に取り上げて頑張ることこそ大事なんだと、そうでなければ二元代表制は空洞化し、議会の活性化に逆行すると、ほとんどの、言うたほうがいいでしょうけど、圧倒的多数の研究者たちは、こういうことを言っています。これを委員長は、どうお考えですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 私たちが議会活性化委員会を立ち上げて、いろいろと議会活性化について、基本条例等について制定の努力やらせていただいたり、アンケートをとっていただきました。これは18名の議員でやりました。だけど先進地をいろいろと勉強させていただく中で、議員定数を削減する。いわゆる我々と同等の自治体で16名、14名の自治体でも我々よりも先に、そのことを実施をされております。といいますのは、いろいろと今、伊藤議員が言われた、先生方の言われる、いわゆる力が落ちるといことも確かに理解できるということか、なるほどなというふうにも聞けるわけですけれども、そうであったら、いわゆる議員2名削減が逆行するかという、私は、そういうふうには受け取っておりません。そのことが委員会での結論でもあったらというふうには私自身は感じておりますし、当然、そのことを16名になってもやっっていかなければならないという心構えのほうが大切ではないかなということ、答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） ちょっとかみ合わんことがずっと起きているんですが、今、先ほど3回目と言った流れの中で、各町、いろんな町の視察へ行ったところというのは大体減数になっておるところを行っているわけですから、それしかないんですけど、維持して頑張っておるということは行かんかったわけですから、視察には。ともかく、よその町が減っているというのは6割まで減っているという話をしたでしょう。だから、そこで僕は納得いただいていると思っております、それは。それは理由にはならない。この人らの多くはね、視察先の多くは、圧倒的と言ってもいいですが、ほとんどと言っていいですが、それは住民の皆さんが、そう言うわやと言うんですよ。そら減らしたほうがええかどうかいうて聞いたら、そうなりますわ。アンケートの話が有吉さんから出ましたが、圧倒的に多くのは、そうですよ。問題は冒頭から言った二元代表制とか、議会とは何かということがね、まだまだ写ってないからです。やるべきことを議会がやってないからです。そのことを私は言いたいと思っています。

次の質問をしたいと思っています。議会活性化委員会で協議されてきて、今度の議会定数が2名減らすと、18を2にするという話なんです、このこと自身は、議会の活性化とどういにかかわりがあると考えておられますか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 伊藤議員は、そういう議論というのか、考え方を持っておられます。活性化委員会の中でも伊藤議員から、そういう発言があったというふうには私は記憶をいたしております。それに対して、あとの委員さんからも、いろいろと伊藤議員の、そういう考え方に対して、ああであった、こうだろうというふうな意見も出ておったというふうには思います。そのこと

は十分理解していただいておりますと思うんですけども、いわゆる、そしたら、私のほうで、その議論、いわゆる活性化の中の議論を踏まえて言いたいのは、いわゆる18名であったら活性化ができるのか、16名になったら活性化ができないのかという議論が委員会の中であったということです。18名を16名にすることは活性化ではないけれども、活性化に取り組む議会として16名でもやっていけるというのが、私は委員会の大多数の皆さんの意見であったということで、16名でもやれるのであれば、あえて18名で残さなければならないというのか、18名が、それは一番いいという意見もありました。ただ、今、財政事情だとか、いろいろなことを考慮する中で16名でもやっていけるというのが皆さんの意見であったということは伊藤議員も、よくご存じのはずですので、その辺のところは答弁になるのではないかなというふうに思います。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今のは答弁にはなりませんよ。議会の活性化になるのかどうかということを知っているんです。これには一つも答えてませんよ、今。委員会の中で、そういう話が出たということはいましたよ。議会活性化の、もしくは議会のね、改革の中身になるのかと、これが、今、私ね、何度も、これも言いましたけどね、議会の活性化とか、議会の改革とかいうのはね、究極的な言い方をすれば、住民の声をどれだけ取り上げて議会が見える姿にするかと、ここですよ、そしたら、おのずとね、そのことが十分されれば住民も見ると、足らんことを指摘されますよ。私はそういうことを言っているんです。そういう活動をする上で、住民の声を聞いてする上で、この定数減が活性化になるかということを知っているんです。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 伊藤議員が言われる住民の声をくみ上げることが活性化と言われるのであれば、アンケートの中で報酬のことはいろいろな事情がありますので、そのことはさておいて、定数の削減をしてくださというのが住民の声です。これを我々は真摯に受けとめて、やっぱり実行しなければならないというのが伊藤さん流に言う、住民の声をくみ上げたということです。それが活性化と言われるのであれば、それが活性化というふうに受けとめてもろても結構だと思います。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ここでもすりかえが起こってて、答弁に。それはアンケート問題で決着ついでしょ。あなたは答弁するときに、アンケートについて、時間がなくてあれだけども、まともに、それに答えてないわな。住民の声を圧倒的多数はね、さっきありましたね、53%もあるんですよ。報酬を下げなさいと、いうならね。定数はそれよりも15%も下がっているんですよ。58%だ、ごめんなさい。それよりも15%下がっているんですよ。だから、そのことだけでも答えはなっていない。

時間がありませんから、次、いきます。私、定数の削減というのは、今、言ったようにね、活性化と全く別問題だというふうに思っています。現に、先ほど冒頭で申し上げたのも議会活性化に多くの先生が、研究者たちが、議会の活性化に逆行するでと、こんなことしとったら、命取りになるでということを知っているんですよ、いろんな言い方をしていますけども。議会の活性化で最も大事なことはですね、さっき言いました、最も大事なことを言うたんですよ。活性化が全てなんて僕は言ってませんよ。間違えないように。住民の声を届けること、さっき言ったようなこ

とですよ。こういうことが大事なわけで、定数削減すれば、今でも忙しい議会議員が、一層、住民の声を届けることができなくなるのではないですか。このことを聞いているんです。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 住民の声をいかに反映するかということについては、やはり議会懇談会とか、そういう状態が、私は一番適切ではないかなというふうにして、議会懇談会の実施等を皆さんにお世話になってというのか、皆さんで一緒になってやっておるわけですね。そんなら個々で、どれだけの人の、住民の声が聞けて反映できるかということになれば、私は大変難しいだろうというふうには思いますけれども、例えば、与謝野町の場合に、今の18名で住民の声を聞くとしたら、単純に割って1、330名の方の住民の声を聞かなければならないということです。

16名にしたときに、今の人数で割ると1、498人の意見を聞かなければならないということです。それで、ここで160名ほどということですが、1割ほどの方がふえるということです。私は18人が16人になるんだから、約1割減る、その1割、努力をしていただくということを議員の皆さんが意識を持っていれば住民の声を聞くことは可能であるというふうに思っております。そのことは活性化委員会の中でも議論されたということでもありますので、私は申し上げておきます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 18名でできるか、16名でできないかという話については、最後で取り上げます。議会懇談会だけでは住民の声は聞けないということも言っておきたいと思えます。冒頭ですね、提案説明の中にもありましたが、時間がありませんので残すことになるかわかりませんが、こう言っているんですね、7年前、合併によって大幅な定数削減があったと、このときに47名おったわけですね。47名でも法定定数を大幅に下がってたんです、各町とも、そうですね。委員長、よくご存じですが、それをまだ、3分の1ぐらいに下げたんですね、18人、そうでしょう。これを7年もしたさかいにいうて、すぐやると、まだ一体化、僕は完了してないと思うんです、まだまだ、この町の。だから、それはまだ早過ぎるし、論議自身も、私はどうかと思っています。これは僕の見解です。

それから、もう一つの理由の問題で、これお尋ねしたいと思っています。議員みずから痛みを伴う改革を行うことで、より一層、住民に行財政改革の理解を深めるためというふうになっていきますが、これは結局、財政が厳しい、財政事情だという理由ですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） これは財政事情のこともありますが、人口の減少によるということもありますし、いろいろなことを協議する中で、この結論が出たということで、私は書かせていただいておりますので、伊藤議員も委員会の中におられましたので、その委員会の雰囲気も理解していただけたら、私の書いた意味が、この提案理由として書いた意味が十分にわかっていただけるというふうに思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 何だ言うたら、特別委員だった伊藤さんだでようわかってくれると思うと言うけども、僕は反対の態度をとりました。僕の主張を全部ここで言ってくれるんだしたら私も言いま

せんけど、そうはならないから反対して言ってるんです。

それから、次の質問に、移りますね、時間がないから。財政的な理由を認められたわけですが、それで、定数を減らすのにね、報酬を月3万円削減した場合と、財政的にいえば同額以上の貢献ができることとなります、月にね、議員が。この条例案を削減、報酬ダウンの3万円、条例案を議運に出したところ、はねられてしまいました。どうしても、私は納得できません。ですから、この報酬引き上げが道理があると、私は思っているんですが、そう思いませんか。住民の皆さん、引き下ですよ、引き下げそのものが最も道理があるんじゃないですか、アンケートに答える意味でも、まさにアンケートをとったとって言うているわけですから、そのほうが最も効果的でしょう。こういう提案が出ているのに、結局、きつい言い方をすると出すことさえできない状況に追い込まれてしまったと、認められないと、それがという論議でしょう。私はおかしいと思いますよ。どうですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 一つだけ、私、お答えしたいと思います。議員報酬のほうがという伊藤議員の意見ですけれども、先ほども言いましたように、いわゆる議会活性化委員会の中では議員定数と議員報酬について採決を行いました。その中で伊藤議員も議員報酬を下げるというほうには賛成をされませんでした。現状維持というほうに賛成をいただきました。それで議員報酬については現状維持ということに決まりました。

それから、先ほど議員報酬を下げるという議員提案を云々と言われましたけれども、私は、このことには一切かわりを持っておりません。議運の中でやられたことですので、有吉委員長のほうにしっかりと聞いていただけたらありがたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） あと残りは第2回でやりますが、今の答弁の関係で言っておきますが、定数を減らさなければ、そういう対案もあるということを行っているわけで、当然、私は両方ともに現状維持にしましたよ、委員会での採決は。だから、全然矛盾してない。はい、もう終わります。次にまた、やります。

議長（赤松孝一） 1点だけ伊藤議員、間違いがありましたら、誤解がありましたら困ります。訂正しておきますけど、私も議会運営委員会にはオブザーバーで出席してましたけど、議会運営委員会がはねたなんていうことはございません。自主的に発言者のほうから取り下げをさせていただいてもいいですかということでございますので、はねたというようなことは民主主義な議会運営委員会でありましたので、これは申し上げておきます。

ほかに質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、議会議員定数条例につきまして、提案者、活性化特別委員会、井田委員長に質問いたします。この間、私も議会基本条例制定、議会懇談会の開催等、取り組んでまいりました。しかしながら、ここに来まして、やはり委員長も悩まれたと思うんですが、提案理由を書かれるときに、どうしても、その活性化特別委員会と議員定数削減が結びつかなかったというふうに私は思うんですが、この点、委員長から明確なお答えをいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） これは杉上議員は、それぞれ副委員長としてやってきていただいておりますので、私が委員会のことをとやかく言うのはどうかというふうには、答弁するのは、ここはどうかというふうに思います。そこで、私が一つだけ、これは私の思いとして聞いておいていただきたいと思います。私は今の議会活性化の中で議員定数を減らすということは歳費の削減になります。その分を議会の、いわゆる事務局の充実に回せば、なおかつ議会は活性化できるだろうというふうに思っております。以上だけ、申し上げておきます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 提案理由が短い文章に委員長でまとめられたわけでございます。これも随分活性化特別委員会の中でも議論があったんですけども、その行財政改革と議会改革を混同しないでいこうというふうに何度も申し上げてきました。ここにも書いてありますように、平成の大合併によりまして、3町でおりました47人の議員が18人になったと、このことは究極の議会のリストラであると、今度は役場、役場のリストラに取り組まなくてはならないというふうに思っているところでございます。これは庁舎の問題をはじめ、まだまだ道半ばでございます。行財政改革に取り組むのは議会として大きな課題だと思うんです。この点につきましても、議会といたしましても、まだ、道半ばでございます。これをやり遂げるのにはやはり18人の議員が結束して行財政改革に、私は取り組むべきだと思いますけども、委員長は、どうしても二人減らしてもできるんだということでしたけども、この点につきまして、お尋ねしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 今、杉上議員の質問についても議会活性化委員会の中で、そのことは議論されてきたというふうに、私自身は思っております。それから、議会活性化委員会が、いわゆる議員定数の削減、報酬の件だけを議論しとったというように、何か今は聞こえましたんで、このことについては、やはり議会活性化委員会は、今田委員長のときから基本条例の制定だとか、議会懇談会だとか、その他いろいろな議会活性化に向けての取り組みをずっとしてきていただいております。その中で議員定数のことと、報酬のことが2年の間には解決ができなくて、いわゆる申し送り事項として一応、新しい活性化委員会の中に持ち越されておるということで、そのことをまず、解決をするのが我々、新しく引き継いだ活性化委員会の大きな仕事であるというふうに、私は認識する中で、そういう、まず、議会懇談会のこともありましたけれども、そういうことも含めて取り組んできておるということです。まだまだ、道半ばでありますので、これからまだまだ、厳しいことに取り組まなければならないと思いますけれども、それが先ほど伊藤議員も言いましたように18名が16人になって取り組めないとは、私自身は考えておりませんし、委員会の中でも、そういう意見であったというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 議会活性化の中で、今、委員長の報告にもございました常任委員会のあり方につきまして、また、今度、ごみ処理場の問題で組合議会が一つ設置されましてふえます。この点につきまして物理的に、私も旧加悦町で、これは合併協議会というのがありまして、大変なときに二つの委員会を15人の委員で活動したわけでございます。このときには、やはり相当の無理があったというふうに記憶をしております。今回の活性化委員会の中では委員会のあり方、委員会

の中心主義等について議論を深めることができませんでした。この点につきまして委員長の見解をお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） この間からの予算審議の中でも出ておりますように、大変厳しい財政状況が見込まれるときに、やはり町民の皆さんにも負担をかける、いろいろなところで町長も頭を痛めていただきながら、財政の健全化の確立をしなければならないという状況であります。そういう状況の中で、我々としても、やはり精いっぱい努力をする。精いっぱい働く、精いっぱい町民の声を聞くという努力をしていかなければならないというふうに思っております。だから、例えば、組合議会が一つふえたとしても、そのことについては十二分に対応、これは、もう十二分といいます、十二分に対応できるというふうに、私自身は思っております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ご存じのように地方分権が進展してきて、審議する量は当然、議会でも多くなってきたわけでございます。そして、議会の仕組み等々を変えるというのは、すごい変えるというのはエネルギーが要るということは今回でわかったわけでございますけども、そこで、なぜわかった中で、二人の議員を減らして、議会活動をやっていこうと、こう最初のときに思われた委員長の考え方をお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） ちょっと誤解をされているようですけれども、私は委員長として会議の進行をやらせていただきました。ただ、私のほうから16名にするということを最初に言うた覚えはありません。それぞれの会派の皆さんなり、それから、会派代表の委員さんなり、無会派の方、出てきていただいております。その委員さんに、それぞれの会派の意見を聞いていただけませんかということで聞いていただきました。その答えが2名減であったり、報酬カットであったり、現状維持であったりという意見が出てまいりました。それを集計をしたり、また、その結果に対して、いろいろな意見交換をしてきましたということでありますので、私のほうから、頭から18名を16名にして活性化ができるんだなんていうような方向性は、最初、持った覚えはございませんので、この点については、はっきりと申し上げておきます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 伊藤議員からもございました。議会というのは多様性が重要だということで、住民の多様な意見を、この議会で反映することが非常に重要だというふうにありました。私もそう思います。当然だと思います。それで、この文言を読ませていただきますと、先ほど申し上げましたように委員長も悩まれたと思うんですけども、最終的な、この提案理由ですね、財政の事情だけで、こういった提案理由になったいきさつといいますか、考え方は、どのような変遷があったのでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） お答えいたします。活性委員会の中では、先ほど言いましたように多くの議論をしていただきました。その議論の、いろいろな内容を、それぞれの代表の方、それぞれの思いを、ここで提案理由として、皆、書けるかどうかという問題ですね、そうすると、ごく一部をここに3行か4行の文言を並べると、多くても10行ぐらい。それから、先ほど、私が

言いましたような補足的な説明を並べるということになるかと思います。そこで、どことどこの文言を、ここに載せるかについては、やはりこれくらいは、私は委員長として、私のほうでやらせていただいてもいいんじゃないかということで、こういう文言にさせていただいただけで、これに直接の他意があるわけではありません。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 財政よりもっと重要なことがあったんじゃないかと、活性化委員会の中で、そういう議論があったんじゃないかと、私、思うんですけども、この点を提案理由にして議会に提案するという考え方はなかったんでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 先ほど言いましたように、結局、何を重要と考えるか、どういう文言が一番町民受けするか、議員さんに理解してもらえるかということについては、それぞれの考え方が、もう違います。そういう中でこういう文言が一番、我々委員会が出した結論としてよいのではないかなということにさせていただいたということで、ご理解をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そこで今後の予定ですね、上がってきております通年議会を調査研究しよう。あるいは委員会中心主義で委員会を充実しようというスケジュールも上がってきておるわけですが、この点と今回の定数の問題を委員長は、どのようにお考えで、今回、提案されたんでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 議運の委員長さんのほうで、いわゆる通年議会の問題と委員会中心主義の問題については、いろいろと議運でも研修されたりされておられます。これにつきましては議運と活性化は全然知らんということは、私は言うつもりはありませんし、お互いに協力しながら、与謝野町の議会に、どうするのが一番いいのかという議論はしていかなければならないと思いますけれども、先ほど言いましたように、あとの振り分けをどうするか、どういような委員会構成をするかということについては、きょうの時点で委員会、この定数条例が通るか通らないかわからない時点で対案を、どうのこうのということについては考えられなれなかったということでもあります。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 一度下げたらですね、なかなか上げるという作業は、物すごいエネルギー、大変なことで、なかなか聞いたことないんですけども、今、委員長の見解にありましたけども、やはり私たち世代は、もう少し先のことも考えて、こういった提案をするべきではないかというふうに、私は思いますけども、何か拙速だったんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 一応、先ほどから何回も言うているように、一応、町民の意見も十分取れたとまでは言いませんけれども、聞かせていただきました。先進地というのか、近隣市町等とも研修をさせていただきました。全員協議会も意見を聞かせていただきました。そういう中で、いつまで議論をして、言うのがいいのかという問題です。私は2月13日の委員会の中で、

お互いの意見交換は、この程度でよろしいでしょうか。そろそろ採決してもよろしいでしょうかということで、委員の皆さんには念を押す中で、委員の中から、もう結構ですという声が多かったということで採決をとらせていただきました。拙速であったと言われることについては、私は杉上副委員長も同じ席におられる中で、そこまでは、私は言われたくないということを申し上げております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） 近隣の議会とか、あるいは行政視察に行つて他市町の議会のあり方も研修いたしました。この近辺では綾部市が早くから、人口3万5,000人ありながら、いきなり18人に定数減をされて現在までできております。知り合いの議員に聞きますと、このことは近隣の市や町に迷惑をかけることだけになったと、非常に反省していますということは、二つの委員会になりまして大変忙しいだけであつて、何ら、その行財政改革、あるいは議会改革には結びつかなかったというふうに聞いておるんですけども、この点につきまして委員長は、近隣の市町について、どうお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 近隣の市町、我々も京丹後市なり宮津市の状況というのを参考にはさせていただきます。ただ、私は近隣の市が、こうしておるから与謝野町も、こうしなければならないなんていうことは一つも考えておりません。綾部市さんが言われるように、迷惑をかけた何て言われるのが、どういう意味で言われて、実質がそうであれば、実際に、そう言われたかどうか、私は聞いておりませんが、そうであるとしたら、それはどういう意味なのかなということが逆に聞きたいぐらいで、それぞれの、私は先ほどから言うておりますように住民アンケートも参考にさせていただきました。また、財政の事情も考慮させていただきましたと言いました。これについてはあくまでも議会として決定をするために、そういう周りのことに理由にするのではなく、我々としての結論を出したという。また、結論を出さなければならないというのが基本だろうと思つたので、綾部市さんの件についてはコメントを差し控えたいと思つた。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） もう一つ近隣では宮津市にも研修に行かせていただきました。意見交換する中で、宮津市の場合はですね、14団体の方が宮津市議会を考える会をつくられてまして、かなり強行に議会のあり方に意見をされてきたと、特に議員として責任を感じたのは、この財政の悪化はですね、宮津市の財政悪化は議会の議決責任が大きいんだという市民の声に非常に責任を感じたという中で議論を深めて18名から16名に議員定数をされました。この点と、与謝野町の住民の声と大きな違いがあるのではないかと私は思つたんですけども、委員長は、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） その点についてもあまり宮津市さんのことについて、私は触れたくない、あまり私がここで言うのもどうかというふうに思つた。ただ、宮津市さんの財政が悪いということ言うておられましたけれども、今、宮津市さんも財政再建に向けて、健全化に向けて努力をされておりますので、そう宮津市さんが財政が悪いという言える状態ではないのではないかなというふうに思つた。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私は、やはりここに、先ほど申しあげましたように、やはり行財政改革、まだ、道半ばでございます。議会議員が積極的に、そのことに取り組んでいくのが、まず、第一番だというふうに思っております。以上で質疑いたします。

議長（赤松孝一） ここで10分間、休憩いたします。4時まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時49分）

（再開 午後 4時00分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。
質疑を受けます。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、井田委員長に質問をいたします。最初の提案理由の補足で町民の意見や近隣の町の状況、また、町の財政、そういうことも述べられました。私はきょうの答弁を聞いて、いささか驚きました。私は活性化委員ではありませんので、その内容は、うちの会派の伊藤議員から報告を受けて聞いております。私が意見を述べたのは、1回開かれた全員協議会で述べました。そのときに今回の定数削減が、最初に言われた町民の声だということが出まして、私は、確かに、あのアンケートでは町民の声として定数削減、そして、議員報酬が高いという、そういうことが多かったと、しかし、議員として、この声をどう捉えるのか、ここが大事だと、町民が定数を減らせ、歳費を減らせということは確かに声として出ているけども、その中身は議会がもっともっと活発に議論をして、そして、町政に対して、しっかりと住民の声を届けて、そして、町政監視し、この役目、これをもっと果たしてほしいという、こういう意味として、議員としては捉えるべきではないかということで意見を述べましたが、多くの皆さんが町民の声としてアンケートで明確になっているということを言われましたので、活性化委員会では町民の声に基づいて出されるんだなというふうに思っていたんですが、先ほどの委員長の答弁ではアンケートは参考というふうに言われました。そうであれば、なぜ、あの全員協議会のときに、そういうことを言っただけなかったのか、町民の声だということで今回、定数削減ということで出されるということなので、先ほど、伊藤議員も言われましたが、真剣に悩んで、町民の声とされることなら、それはそれで、どうそれに対応したらいいのかということで、定数の問題、そして、議員歳費の問題、考えて、我々は定数だけ聞かれたら現状維持が望ましい、歳費だけ考えれば現状維持が望ましいという会派の意見をまとめて出しましたが、定数だけ下げて歳費は現状維持ということであれば、町民の声に答えて、これはどうすればいいか、どっちが大事かといえば、議論の結果、定数のほうが大事だと、現状を維持することが大事だと、議会の機能を維持するためにはということで、一生懸命考えて対案として議会に出しまして、議運で協議していただきました。ところが、それが参考程度だったということであれば、そこまで悩まずとも、それではなぜということは、また、違う道があったわけですけども、これは結局は、本当のところはどうだったのでしょ。なぜ全協のときに、そういうことを言っただけなかったのか、最初に町民の意見やと言われたのは、参考程度という意味でいいということでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 一応、言葉のあやもあろうと思いますけれども、一応、私はやはり

参考だというて言わせていただきましたのは、最終的に議員定数を議員提案するときに、これはあくまでも議員みずからがやることだというのが最終決断だという意味で申し上げました。当然委員会の中では、そのことをアンケートの結果も真摯に受けとめながら、十分な議論をしていただいたと、先ほど答弁しましたように、もう、それからあと基本条例に対することも一応、基本条例との整合性も、皆さんの意見はありませんかというようなことも踏まえて、しっかりと議論をさせていただきます。

それから、全員協議会の中で野村議員のほうから、そのことよりも活性化に向けた取り組みのほうがか、違うかというような発言もありました。そのことも野村議員が、こういう発言があったということも踏まえながら、委員会の中では議論をさせていただきます。だから、軽く受けとめたというんやなしに、真摯に受けとめながら議論はしましたけれども、結果として、やはり参考という言葉を使わせていただいたということでご理解がいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど言いましたようにですね、そのアンケートの住民の声をどう捉えるかということで、先ほど言ったようなことを言いました。先ほどの井田委員長の答弁では、アンケートは議員懇談会を実施する前のもので、その後、議員懇談会をやったことで住民の意識は変わったと思うと、つまり住民の、その定数を減らせということよりも、歳費を減らせという声が圧倒的に多いと、この意識は変わったという意味でしょうか。変わったと思えるというふうに言われた意味は、どういう意味でしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 変わったという、私が言わせていただいた意味は、従来、そういう活動を議会がやってなかったということです。それでKYTのことも委員会の中でも出ましたけれども、KYTのおかげで、いろいろと議会の状況等も知っていただく方がふえていっておるといことで、先ほど野村議員が言われた、議論の仕方が足らんとか、議会での発言なりについてのことが、どうのこうのというような意味だったと思うんですけども、そのことについても議員の資質が低いという意見は、懇談会の中でもありましたね。これは野村議員も十分聞かれたと思うんですけども、そういうようなことを総合的に判断をする中で、議会懇談会を続けてほしい、ぜひともやってほしいという意見がすごくあります。ということは、やはり議会に対して、これまでやらなかったことよりも、随分、見方が変わってきたという意味のことを申し上げたんで、そのアンケートの結果が変わったとか、変わらないとかいう意味は申し上げておりません。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） このアンケートの内容の問題を聞かれたときの答弁として、アンケートは参考程度だと、そして、そのアンケートの結果は議員懇談会を実施した、その後では住民の意識、変わったと思うということを言われたわけです。アンケートの内容について答えられたわけですね、それだけあったということ。当然、そういう意識は変わって、こういう議会に対する理解が深まり、議員の定数や議員の歳費が高いという、こういう住民の声が当時のアンケート、最初のアンケートの、変わっているんじゃないかというのは、低まっているんじゃないかという意味だと思いますね、上がっているなんてことじゃないと思うんですよ、意識が変わったと。そういう意味ではないんですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 先ほどから言うておりますように、いわゆる何もないときに与謝野町議会としてアンケートをとったのが、アンケートの結果ですね、その後、いろいろな行動を我々が起こす中で、住民意識が変わっておるだろうという、これは想定でしかないわけですが、やはり私自身は変わっておると受けとめております。そういう発言になっておるわけですが、例えばの話、今、アンケートをとったら、前よりもかなり変わっておるんやないかなというような意識は持っておりますけれども、そういうことが言葉の中で少しでも出てきたのであれば、完全に変わったという確信を持って言うておりませんので、その点は私の思いが入っておったのではないかなということにしておきたいと思っておりますけれども、ただ、我々に対する、従来は批判の声のほうが多かったのが、議会懇談会でも皆さん、聞いていただいたようにエールの声もかなりあるということで、私は今の状況を、もう一步、二歩前進させて、今度も常任委員会で、それぞれの団体との懇談会を持っていただくわけですが、そういうことを進める中でアンケートの結果よりも議会に対する見方が変わってきておることを私は期待をしておるということで、そういうような言葉が足らなかった部分もあるかもわかりませんが、そういう発言をさせていただいたということです。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 私も、そのとおりで思っているんですよ。だから、そのことをさっき言うたように全協で言ったんですよ。だから、定数を減らすことが住民の声に応えることだけではなくて、住民の声をどう、アンケートの結果をどう捉えるか、これは議員の資質が問われる問題だと。もっと頑張ってくれという声に応じて頑張ることで、その声がですね、定数が多いという声が少なくなっていくのではないかと、同じ思いだと思うんですけどね。そのためにもっともっといんなことをやっていかなあかんという、こういうことだと思うんですね。だから、定数を減らせば、定数が多いという声が減るというふうにお考えですか。私は定数、減らしても、まだ定数が多いという声、もし、議会が頑張っているという理解が深まらなければ、これ同じことだと思うんですが、いかがお考えですか、減らせば変わりますか、これは、住民の意識。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 定数と、その町民の見方ですが、確かに野村議員が言われるように、私の耳の中にも、それはもう何ぼ削減しても、定数を減らしても、もっともっと減らせという声はなくなるぞというような言葉もあります。けど今、現状の中で、先ほども何回も言うておりますように、16名になったから、そしたら町民の中に入っていけないのか、町民の皆さんとの接点ができないのかということではないという方向に考えておりますし、先ほども言いましたように、いわゆる以前の今田委員長のときの活性化委員会の中でも議員定数、議員報酬についての議論を早くするということの引き継ぎの中で進んでおるということで、これについては、やはりいろいろなことを考慮される中でやっていただいておりますので、そのことを踏襲する中で、委員会の中では議論を何回もさせていただいたということです。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 私も言われるとおりで思うんですね。定数を減らせば意識が変わるんじゃなくて、さっき言ったような形で議会が、どんどんと頑張っていておる、この住民の理解が深

まることが、そういう効果が一番高いだろうと思っています。時間がなくなるので、次の質問します。

次にですね、最初の提案理由では近隣の町の状況ということを言われました。近隣の町の状況という、町民の意見や近隣の町の状況という補足説明で言われました。後ではですね、そういうことではなくて、独自に検討して決めたんだというふうに、これ変わっているのではないんですか。そう言われましたよね。いかがですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 言葉が正しいかどうかわかりませんが、私の学力の程度では、近隣の市の現状も聞かせていただいて参考にさせていただいたということで申し上げました。これはあくまでも、そのことを勉強に行かせてもらったところのことを、こっちに置いてというんではなしに活性化委員会の中のテーブルの上のせて、そのことも議論させていただきながら、我々としての結論を出させていただいたということでもありますので、私は変わってはおりません。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 提案理由の町民の意見も近隣の町の状況も参考程度で、当町でどうかということだという。参考ですね。それで、定数を16人にすることが、どうなのかという答弁を聞いていますとですね、活性化委員会で議論していただいて委員長名で出していただきました。でも、その答弁を聞いているとですね、どう聞いても、どこまで定数は減らせるかと、こういう答弁にしか聞こえないんですね。どうすれば議会は活性化するのか、活発な議論になるのか、こういう答弁に聞こえないんですけども、いかがですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 議論の内容については、先ほど言いましたように議会懇談会の中でも、もっと議員自身が勉強して高度な質問をするようにという要望というのか、おしかりというのか、激励というのか、言葉はありました。私自身は、活性化委員会の皆さんもそうですけれども、与謝野町の議会が、よその議会に比べて今、不足していると、足りない、よそよりも劣っているという考え方は、それこそ自己満足かもわかりませんが、持っていておるといふふうに思っております。

だから、それが例えば、18人が16人になって、質が落ちたり、低下をしたりすることは、私はないんだというふうに思っておりますし、そのことが活性化委員会の皆さんの結果としてあらわれた18名を16名にしても、十分にやっつけられるし、やっつけなければならぬという言葉であったというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） つまりやっつけられるかどうかという議論をされたということですね。先ほど答弁で言われました議員懇談会というのは、非常に大きな住民の声を聞く力だと、私も思います。その後で言われた、個々でどれだけ、個々の議員が、どれだけ住民の声を聞けるかというのは難しいということを言われました。私も難しいと思うんですよ。物すごく難しいです。だって、町の職員が260人以上、正職員が、町の財政200億円以上、この町の農業は14億円です。そういう中で200億円以上の仕事をされている。260人以上の正職員と臨時の人もやられています。この内容をチェックするわけですから、そして、そこに携わる、かかわる住民の声を、どう

聞いて届けるかというのが議会の使命ですよ、議員の使命ですよ。そらもう大変な仕事です。行政は行政で今、大変な仕事をされていると思いますが、議員は議員で大変な仕事ですよ。確かに大変だと思うんですよ。だから、16人でやれるのかどうかということを議論するのではなくて、大事なものは、今、今回の問題で大事なものは、18人と16人で、どちらが、こういう議会に託された、議員に託されている、町民から託されている、地方自治法でも明確にされている、この役割が、より発揮できるのか、より発揮できるかどうかという検討が、結論が、私は大事だと思うんですが、この16人よりも18人が、より発揮できるという、そういう内容はないんでしょうか。18人よりも16人のほうが、より発揮できるということであれば、その理由を教えてください。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） その問題につきましては、これからの私は、与謝野町議会の議員の問題でもあろうというふうに思いますけれども、今、我々が取り組んでおりますのは与謝野町議会として、どういう行動をするかということで基本条例を決めたり、議会懇談会を行っております。今、野村議員が言われる多くの声を聞く、これは議員それぞれが個人で、いかに活動をして、いかに声を聞いて、そして、それを議会の中で反映できるかというのと二つタイアップしなければ、議会だけでやるということについては、私は、すぐに限度が来るだろうなというふうに思っております。

だから、そういうことも踏まえて考えるときに18人が16名になってはできない、そら16名のほうがいいなんていうのは、なかなか私は言いません。ただ、16名でもやれるのであれば、18人でなくても、16名でやってもいいんじゃないかなというより、こういう時期でありますので、16名で、いわゆる町長のほうからありました5%カットのことも踏まえて、そういうカットのことも踏まえて、どちらかをやれば5%カットがクリアできるということで、考えたということも委員会の中ではあったというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 私は、だから18人が16人になれば、当然、それだけ力は弱まる、弱まっても18人分の仕事を16人がすれば、やっていけるんだというのが答弁だと思うんですね。私は、それだけのことを16人になったらやる、それだけのことを18人の今やれば、16人よりも18人のほうがよっぽど活性化だと言えるんじゃないかということを知っているんですが、いかがでしょうか。これは成り立ちませんか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） この議論は、私が今ここで18人のほうがいいなんていうことは言えませんが、もう平行線になろうと思いますけれども。

- 1 番（野村生八） そんなことは聞いてない。いいという意味じゃなくて、そういうことのほうが活性化になるんじゃないかと。

議会活性化特別委員長（井田義之） いやいやだから、このほうが活性化になりますなんていうことは、私の口からは言えないということでご勘弁願いたいと思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 言えないということ、答弁がなかったということは、そのとおりだという答弁だ

というふうを受けとめました。議会は、そういうことのために活性化委員会をつくり、そして、基本条例をつくって、この間、努力してきました。この今の18人は、16人でできると言われる内容を今からやっていこうというのが、今の我々の、この議会だと、よそではない、よそとは違う議会だと、そこで今、やっと基本条例をつくって2名減、我々がもっと力を出そうというときに、いや少ない人数で、2名減という、これは全く、そういう意味からも成り立っていないというふうに思います。

また、次で違う問題をやります。

議長（赤松孝一） 5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは定数条例の制定について、委員長に少しお尋ねをしたいと思います。非常に議論が白熱しておる中で、私が出てきて、ちょっとかくんとなるようなことになるかもわかりませんが、質問してみます。委員の皆さんには長い間、本当にご苦勞になりまして、今回の、こういう条例を出していただきました。私も、この活性化委員会が発足した当時、委員にならせていただきました。いろんなところに研修に行ったり、また、委員会の中で、いろんな議論を通して議会の活性化ということは、本当に必要でやっていかなければならないということは実感をしました。去年ですね、基本条例ができて、その年の5月に、この委員会は離れさせてもらいました。その後に定数や報酬の問題について、そのほかもですが、議論をしていくということで、それを私は注視していたというふうな状況であります。そして、全協の中で、私の思いは言わせていただいていたと、このように思っております。

そういう中で、一番最初に委員長がおっしゃいました、この、私が一番思うのは本当に、その議員を減らすことが議会の活性化なんだろうかと、素朴な質問なんです、今までの方が何度もおっしゃってますので、全く同じことなんです、そうじゃなしに、今の我々が、どれだけ成長というんですか、もっと上向きになっていけるかということを議会全体として真剣になって考えていくというのが本当の議会の活性化だと、こういうふうに思っておるわけですね。そのことを議会基本条例をもとにしながらやっていく。その上で、じゃあこれで減らしても大丈夫だという、そういう方向にいくのが本来だと思うんです。合併して、まだ、見ますと、それぞれの地域が割に分散したというのか、本当に一つの町だというようなところまでなりきってません。そういう中で、私は議員の数を減らしていってしまうということは、そういう部分でもマイナスになるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、そういうことについて、委員長は、どのように思われますか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 塩見議員が言われる、いわゆる活性化についての取り組みを全て実行して、それによって議員定数をというの、一つの案であろうと思います。そういうようなことも踏まえながら活性化委員会の中では、やっぱり一定の議論はされました。そういうことを前提にしながらですけども、いわゆる次の選挙までに議員定数を、このまま置くのか、減らすのかという議論を集中的にやりました。その結果が結局、最初、言いましたように採決をとってもよろしいかということで、もう採決をとろうということで決めたということです。

だから拙速だとか、いろいろと順序が逆だとかいうのが皆さんの意見の中には出てきても、これはやむを得んと思いますけれども、我々としては、やはりもう時間も無い、早く決めて来年に

間に合うようにするという前提で進めてきたということでご理解がいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 委員会発足当時から、私は感じてたということなんですけれども、いろんなところに視察に行ったり、勉強会はしたんですけれども、全国的に議員が多い、国会も府県も町村も、みな入ってですけれども、議員の数が多く、報酬が多い、そういうことが慢性的に国中に広がっておる中です。今、現在もそうですけれども、結局そういう話に、やはりこの与謝野町の議会もやっていかなければならないんじゃないかという、そういう全体的な流れの中に埋まってしまうというのか、迎合してしまうというのか、そういうふうな感じが見え見えする中で、私にとってはですよ、議論が進んでいったんじゃないかなろうかなというふうに思っておるわけで、そのことについては、委員長も当時は議長として、オブザーバーで参加されてましたんで、よくご存じだと思いますが、私はそういう感触を持ってずっと委員会の中におらせていただいたんですけれども、そういう点はどういうふうに思われましたか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 一応、今、塩見議員が言われるように、そういう第1回目の選挙、第2回目の選挙のときに、町民の皆さんから、そういう声は私自身にもかなりありました。アンケートの結果でもああいうことですね。だから、その辺のところは、私は、先ほど野村議員にも言いましたように、参考という言葉を使っておりますけれども、それは真摯に受けとめながら、やっぱりそのことも議論しながらやらせていただいたということでもありますので、それに流されたというふうには思っておりませんが、そのことも参考にしたというのは事実です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 参考というのは、かなり重宝な言葉のようで、きょうの議論を聞いてますと、どうということでも参考にはなるわけなんですけれども。そこでですね、先ほど一番最初に、先ほど野村議員もおっしゃいましたけども財政、人口、近隣のことを加味しながら決めていった。最後には他市町のことではなしに町独自の考え方の中で、この町の財政、行政の独自の中でやっぱり結論を出してきたんだというふうにおっしゃいました。

私も、この定数減の問題が出てから、いわゆる近隣の町の、特に同じ類団の、近畿の類団の議員の数とか、町域とかは調べました。先ほど、与謝野町と同じ議員数のところがあって、そこは4万人だというふうにおっしゃいました。これは恐らく三重県の菰野町のことだと思います。確かに18人、18人というのは私が調べた中でも多いほうです。もうほとんどそれ以下で、一番多いのは京都府の南のほうにありますけども。

参考にしたと言われるので、もうこれ以上言っても意味がないかもわかりませんが、しかし、その菰野町がどういう町かということは、もう行ったこともないし、見たこともないし、町域が同じ広さでも、どういうふうになっているかということはさっぱりわかりません。そういう中で、やはり決めていくことは、私は議会でしたら議員アンケート、これは最重視しなければならないというふうに思っております。

何度も皆さんから出てますので、その結果が、どうだこうだは横に置いておきまして、住民が一番、あのアンケートで問題があるというふうに思われたのは、やはり議員の報酬だと、このように思ってます。行財政改革をしていく上で、議員の報酬というのは、それは少なくなったほう

が当然いいと思います。そういう思いの中で、私はずっと大幅な議員の報酬を言ってきました。確かに議員を減らすより報酬を下げて、行財政の改革に寄与したほうがいいという、私個人の思いですけれども。

それから、もう一つ思うことは、議会懇談会が持たれまして、私、1カ所か2カ所はお休みさせてもらいましたけども、ほとんどの会場に行きました。そのときに、この報酬と、それから定数の問題は、なかなか住民さんの口から出ませんでした。司会の方が促してやっと出てきたというふうなことが多かったと思います。思っている、議員本人が目の前におるので言いにくかった面もあるのかもわかりませんが、そういう中でも、私が直感的に思ったのは、議員の数は減らさないほうがいいというふうな意見のほうが出た中では多かったように受けとめています。そのことについては、どのように思われていますか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 私も全会場に参加させていただきましたし、それで結局、どちらの声が多かったかということについては、指折り数えておりませんので、わかりませんが、現状維持でもいいやないか、もっと少ないんじゃないかと、いろんな意見がありました。定数でも、もうふやせやというふうな意見もありました。確かに、そういう意見がありましたけども、それは本当の、どういうんか、少数意見というんかね、アンケートをとったほどの多くの意見を集約した中ではありませんので、そのことについては、私自身、自信がありません。どういう意見が多かったということについては、

それから、塩見議員はずっと続けて報酬カットの件を言われました。これは全員協議会の中でも十分に聞かせていただきました。ただ、報酬につきましては、いわゆる委員会の中で協議したのは、いわゆる報酬審議会等で決めていただいているという現状、それから報酬では、いわゆる政務調査費もなかったら寂しいというのか、困るなというような声もあったり、いろいろありました。25万円がどうかと言いますと、まず一つは、いろいろなところを見て回らせていただいたり、また、いろいろな状況の中で皆さんの、議会懇談会でも出ておりましたけれども、若い子が出にくいとか、それから、女性議員がおらんだとか、それで報酬については、もう少ないんじゃないかなというような意見もあったりして、それこそまちまちの意見が飛び交いました。

そういう中で、結局、特にうちの場合には結局、いわゆる25万円というのが枝葉のない、いわゆるしっかりとした25万円ぽっきりなんで、この部分については逆に、それぞれの役職の方が少ないのと違うかという意見もありました。だけど、それは何とかならんかという意見もありましたけれども、今の財政状況の中で、その要求はできないだろうと、今の現状のままにしようというようなことで、委員会の中で皆さんの意見がまとまって、これについては決まったようなことになりました。

ただ、報酬のカットについては、先ほども言いましたようにお一人だけが、こういう状況だからカットをすべきだという意見もありましたけれども、あとの6名の方については現状維持ということになりましたので、委員会としての決定をもって、ここに報告をさせていただいているということですので、その点もご理解をお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5番（塩見 晋） 報酬を下げるということは、報酬審議会に諮るのが当然かと思いますが、上げる

というのが大方の、多くの委員会の意見であったということでもありますので、その点もご理解がいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 先ほど、伊藤議員が言われたことにちょっと関係することでございます。そういった中で、3月の最終日に、この議案が出てくるというようなことを受けまして、それこそ、このままではあかんという思いから、有志で対案を出そうじゃないかというような思いがあったわけでございます。それは、報酬を12%をカットすれば、それがちょうど25万円で3万円になるわけでございますが、そういたしますと、年額62万円余りです、私の計算間違いがなければ、62万円余り2人減、16名ですね、25万円を16名よりも、定数は18名で3万円減の22万円にしたほうが、年額では報酬全体は62.16万円ダウンすると、これはそういうような案を、それこそ有志で出したわけでございます。

先ほど、議会運営委員会云々の話があったわけですが、これは私も非常に正直言いまして提案者でした、この案のね、苦しい立場で。それから、議運の委員長をさせていただいております、正直なところ。そういった中で議運の皆さんのご意見、これをどうしようと、対案で一つお願いしようということだけでも、いろんな議員さんのご意見の中で取り下げをさせていただいたと、これは議運の中で協議をした結果、取り下げをさせていただいたと、こういうことでございます。ですから、まだ私どもの思いとしては、この対案もあわせて、井田委員長が出しとる案もあわせて、そして、町民の見えるところで議員さんそれぞれが、それぞれで、どこまで審議をするというのは別個としましてね、そういったほうが本当の議会活性化であるだろうなというふうなことを考えたわけでございます。経過としては、そういうことです。

ですから、財政とか、そういう財政事由とか、そういうことだったら、私はそういった12%、3万円減が正しいかどうかは別ですよ、正しいかどうかは。だけど、そういった中で、一生懸命、我々なりに議会とは何だと、それから、議員とは何なんだという中のやはり18名を守らなければあかん、そういった思いであったわけでございます。これは聞いてもあかんかもわかりませんけれども、もしご意見いただければというふうに思います。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 今、その話、その案については初めて、私は聞かせていただきました。このことについては、委員会の中では一切触れてなかったと、どなたからも、そういう意見は出てませんでしたし、今、私は活性化委員会を代表して、委員長として報告をしたりいろいろとしておりますので、コメントは控えたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） その件については、理解させていただきました。それから、野村議員が、合併して財政が3倍になったのか、旧野田川町だったわけですが、議員だったわけですが、2.5倍。それから3倍ですね、広さとしては、広さ、3倍ぐらいになりました。人口2万4,000何がしかあったわけでございます。現在も2万3,000人、少し減少ということも聞いておりますが、ざっと2万3,000人あるわけでございます。議員は、やはり予算、あるいは決算、いわゆる、それに責任を持たなければならないと、このように思っております。

それから、住民の方々も、議員を減らすよりも、給料を下げてくださいと、もっと。私は、

やはり住民の方々は、ある意味そういうふうには、私は、このアンケート等々を見ても、期待をしておられる部分はあるだろうなど、いざというときに、おまえ頼むでという人が、やはり身近にあってほしいんだなというふうに思っております。そういった点、だから、議会活性化するため、私は18名が絶対に必要だというふうに思いますが、個人的なご意見はあれとしまして、委員長の意見を伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） ここに資料を私、持っておると思うんですけども、先ほどの繰り返しになってあれですけども、一応、各会派なり、無会派の方々にも18人の意見が大体、どういう考え方でおられるか、お聞きしたいというのか、それを集計というのか、持ち寄って、それを持って議論がしたいなということをお願いをしました。

そのときに、今、有吉委員長が言われるようなカット、給料のカットをして定数をそのままという意見は一つもありませんでした。大体、議員定数についても、現状維持という方が6名ぐらいあったんですか。それから、あとは報酬カットについても、本当のわずかな方で、その集計をもって、我々としては、どういう方向でというお互いの減らす意見、それから、現状の意見、これは報酬も定数も分けてやって、最後には一緒にやりました。そういう議論をする中で、今の考え方というのは、土俵の上には乗せておりませんということでご理解いただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 全協も2回ほどあったので、どっちの全協か忘れちゃったけども、委員長にちょっと先送りしていただけたらどうかというときなのか、もう一回あったと思っておりますので、そのときに会派から出たのが、こういう案が出てますよと、しかし、私は、これとは違うんですけど、私は議員を削減するならば、報酬を何ぼか、何割かということは別個として、削減したほうがいいと思っておりますと言いました。そうして、ほかのご意見を聞くと、ぱっぱと数えたら約半数あったというふうに私は思っております。ですから、これは私の勘定ですよ、ですから、これはもっといろんなことを吟味していく必要があると、このように思ったので、委員長にお願いしたわけでございます。

それから、16名でも議会運営ができると、宮津市は今、16名でやっておられますね。二委員会でやっておられると聞いております。前は18名の三つの委員会でした。あそこは、委員会中心主義でやっておられます。ですから、二つの委員会、もう一つが過半数取っちゃうわけですね。一つの委員会がね。だから、こういうことが、一つはよくないということと。それこそ、何百億円あるかわかりませんが、与謝野町でしたら200億円の約半分、それを審議していかんなんと、もし三つの委員会にして、二つの委員会に入ることができますね。これはまた物理的にもよっぽど優秀でないと、能力的にも私は厳しいなというふうに思っております。

そして、いろんな今の与謝野町の大きな諸事情もあります。例えば、総合庁舎の問題、それから学校の統合問題、今ちょっと出るのは保育所等々の統合問題もあるようでございます。いろんなことを考えたときに、やはり定数18人は、私は残していかなければならないというふうに思いますが、そういったいろんな問題についての委員会でのご意見等々はなかったでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 皆さんの意見を集約した中では、確かに、そういう意見は、最初はなかったんです。とにかく有吉さんとこのほうからは、両方とも現状維持というようなもんが来ておりまして、そういうもんを参考にしながら、もう活性化委員会の中では既に議論を進めておいたというのが現状です。それから、何だったかいな、後のほう。

3 番（有吉 正） 宮津市の。

議会活性化特別委員長（井田義之） 宮津市の定数の問題につきましても、16人になったときにどうするかという、これもほんまの、先ほども言いましたように、結局、決めるための議論ではなしに、こういう方法も、こういう方法もあるんじゃないかなという意見が出ておりました。これについては宮津市と同じように、8人、8人でやるというのも一つの方法、それから条例のとおり6人、6人にするのであれば、二つの常任委員会にかかわるということもできるというような。それから、5人、5人、6人でやるのも一つの方法だというような、どうなのか、単発的な意見はありましたけれども、そのことについて、ほんなら実際にどうやるんだということについては最初申し上げましたように、最終的な結論に向けての議論はいたしておりませんので、いろいろな方法を模索しながら、今後16名ということが決めていただければ、それに向かつての取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 例えば、5人の委員会、委員長を除いたら4人になります。これが委員会に適当でしょうか。これには、やっぱり6人は最低要ると。それから、議会基本条例、今田委員長の報告書に、最後のほうに載っております、議員定数について、議員報酬について載っております。これは審議会、報酬審議会を尊重するとか決めるということは載っておりません。議会基本条例には、もしあれば。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 報酬審議会のことにつきまして、委員会の中で、これは私も、そういう言うことなんですけれども、報酬のことについて上げるとか、下げるとか両方の意見があったわけなんですけれども、そのときには、もし議会のほうで活性化委員会の中で、そのことが決めて、そして全員協議会なり、こういう本会議の中で決定をするようなことができれば、決定するまでにですけれども、決定する方向が決まれば、町長のほうに申し入れをして報酬審議会の方にも一応、そのことを町長のほうから申し上げてもろて、そして結論を出すべきだと。最終的な結論は、やはり報酬審議会ですべきではないでしょうかということ、私は委員会の中では申し上げた経過はありますけれども、最終的な結論については、そこまで至ってなかったというのが現状です。

3 番（有吉 正） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、2回目の質問を行いたいと思います。大変長いこと、理事者の皆さんもお疲れでしょうが、おつき合いをお願いしたいと思っています。

ともかく、1回目の質問は委員会の協議の中身で答弁ばかりされたんで、ちょっと真面目に自分から提案者としての答弁をお願いしたいというふうに思っています。別に請願の趣旨説明では

ございませんので、きちっとそういう意思があって出しているわけですから。

まず、初めに、この場ですから紹介をしておきたいと思っています。議長がおいでるので議長のお話です。ことしの正月明けにね、この間、議員の定数とか、そういう問題を懇談会等々で言った経過もあるわけですが、特別委員会の中で議長は、いろんな方々と、正月にね、お出会いするようで、その方々の意見はですね、たくさん方、出会ったようですが、定数は減らさなくて、もっともっと議会は頑張ってくれやというのが圧倒的に多かったと、削減せえななんて言う人はおらんかったと、こういう話を委員会の中でされました。全協でしてくれという話をしたんですが、残念ながら全協で紹介されませんでしたので、この場で紹介をしておきたいと思います。

これは、こういうね、やっぱり後で言いますが、例えば、関係だけ言っときますね。私ね、変化は確かにあると思うんです。合併したというかね、この始まったころのね、二、三年前と違ってね、今はちょっと変化があると思っています。それはアンケートをとったのは2年前なんです、2年、3年になるんか、2年ね。2年前で、この間、CATV、KYTの有線テレビは整備されたと、議場で放映が見えるようになったと、これ私もたくさん聞きました。それからまたね、まだまだ不十分なんです。委員会までは言ってませんけども、こういう変化はつくってきたというのはね、非常に大きな貢献をしていると。ある意味、議会活性化の一翼を担ってくれたなというふうに思っています。もちろん懇談会もやったし、そういう条例もつくったということもあります。もっともっと言えば、議員間のね、討論も大いに活性化して論議をやっていくということも大事だと思います。そういう点で、大きな改革の一つだと思っています。

それから、もう一つはね、アンケートの問題で委員長が、先ほど野村議員の質問の中でもお答えをしてたとおりですね、確かにほかの人にもそうですか。アンケートを議論したというふうに言ってみたりね、参考程度に思うと言ってみたり、特別委員会ではね、この間、私、前期のことでしたけども、私はね、3回にわたってアンケートの結果について、認識共有をちゃんとしとかなあかんと、どういうもんなんだと、当然やるべきだと、これほどの事業をやったんだから、アンケートをとってという話をしたんですが、残念ながら、私の意見は、また言葉がおかしいと言われるかわかりませんが、認められませんでした。ですから、議論というのは、かいつまんだ議論があっても、そのものの調査というのは、残念ながら委員会にはしていません。それは残念でないことです。

そういうふうね、やっぱりやらな、これがね、まともに向かないと、これが、私は議会の活性化だと思うんです。議員の使命だと思うんです。ぜひこういう姿勢で取り組んでいただけることが大事だと思うんですが、委員長いかがですか、そのこと。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 一応、アンケートの結果等については、皆さん、もう既に何回も目を通していただいていたと思うので、あれですけども。伊藤議員のほうからの、どういふか意見ですね、意見を出されて、それも結局、委員会の中で伊藤議員の意見を100%実行するために、全委員が、そのとおりのやろうという声が出ておれば、私は、そのとおりのことを皆さんに意見交換してもらたと思いますけれども、どういふか、真摯に受けとめたかと言えば叱られるかもわかりませんが、いわゆるもう内容については、ある程度わかっているという前提で委員の皆さんはおられたのではないかなというふうに思います。だから、

その議論ができなかったのではないかなど。

伊藤議員も、その席におられたわけですから、やっぱりここまで、ここで言われるのであれば、当然、そのことはもっともってほしかったなというのが私の思いです。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もっともって、私はね、三度言ったんです。3回ともつぶされたんですよ。また言うんかいと、こんなこと言ったらどうなる。この姿勢が活性化と逆流するというんです。逆方向に向くということをおっしゃるんです。

結局のところね、ちょっと委員長に聞きますが、16人にして、次に選ばれた方々がやり方についたらね、委員会運営なんか考えたらええんだと、こういう趣旨の発言しました。全く無責任だと思いますね。私は案を持たないと提案者としては納得できませんが、どう思いますか、具体的に言ってください。

議 長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 伊藤議員が言われるように、一つの方法としては16名にするという中で、当然、16名になったら、こういう議会運営をするんだと。私は委員会条例についても、改正を同時に提案をしなければならないかなということも考えました。そして、そのことを、私は多分、13日の委員会の議事録は、ちょっとまだできておりませんというのか、私自身、まだ見ておりませんので何とも言えないんですけども、そういうことを言わせていただいたときに、もうちょっと16人ということが決定してからでも遅くないというのが、委員会の中であったのではないかなという、これ議事録を見ておりませんので、うろ覚えでありますけれども、そういうことで、結果として本日の提案の中に今後の委員会の割り振りというのか、先ほど言いました8人、8人にするというのが一つの方法。それから5人、5人、6人にするのが一つの方法、それから6人を、6人なり7人を維持しようと思うと、二つの常任委員会に入れるということをするのが一つの方法。

そういう方法を、そのほかにもあるかもわかりませんが、私の思いつく方法は、そのぐらいですけども、そういうことの結論が出せなかったことについては、ちょっと心残りの部分もありますけれども、皆さんが言われたように16人に、まだ決まったわけでもないのに、条例を同時提案はおかしいというのも一つのルールだなというふうに思って、そのことについては深く議論をしなかったというのが現状です。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それは私は無責任だと思いますよ、提案をするんですから、もう枠を決めちゃうんですから、これ選択肢は決まっておるわけですからね。そういう提案をしないと、活性化の委員長たる人のやるすべじゃないというふうに思いますけど。

私ね、2委員会になった場合ね、今でもみんな、議員さん、ほとんどの人が忙しいと言ってますよ。そら僕ね、20年前から比べるとね、むちゃくちゃ忙しかったと思いますよ、日程が。それは、井田委員長も日ごろから、そう言っておられますわ。年のせいではないですよ。忙しいんです。忙しいからそうなんです。そらね、簡単に言ってね、2委員会にしたらね、今でも忙しいんけども、単純計算すると、1.5倍の日程でふえると、そうなりますわね、3を2で割るわけですから。

また、その所管の仕事も1.5倍もエリアで広がると。私は今だって十分だとは思いませんよ。抜けたところがたくさんある、所管だって。そうでしょう、わずか2、3時間の論議で次の課をするんですから。ですからね、よっぽど課長らにしっかりしてもらわないと、なかなか抜けてしまうよということが言いたいわけ、僕は、一つは。

だからね、ともかくね、議員がわからないんですから、本当に時間を割いてでも大いに、ひっぱたいてでも、議員さんは頑張ってもらわなあかんと、それほど忙しいと。十分こなせるとはとても言えないと、これで、どう思うんですか、やり方は、方法は、たくさんあるみたいな話を答弁しましたけど。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 大体、もう私も、そういう質問が出ておりましたので、ある程度、答弁したと思います。ただ、再度申し上げておきますと、8人、8人というのは、有吉委員長が言われる委員会中心主義になれば採決が大変重要になりますので、8人、8人は必要なというふうに思います。ただ、今の状況で、いわゆる委員会がかみ砕くというのか、内輪の勉強であれば、私は5人、5人、6人でもいいんじゃないかなというふうに思っております。

そのことが委員会中心主義にするか、全体主義にするかによって決まってくるんじゃないかなと。それから通年議会ということになれば、365日のうち何日かが休み、あと議会なんで、どんどんと委員会を開きながら、1.5倍になってもこなせるんじゃないかなと。それから、私いつも言っております、土日といえども休むという前提であったら、こなせない状態も起きてくるんじゃないかなというふうに感じております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） その点で言うとね、今、委員長は土日でもという話ありましたがね、もちろんそういう最悪なときありますよ。だけどね、議員は議会に来たり、委員会でやったりすることがね、会議をしていることが全てじゃないんですよ。僕はね、あんまりうちの同僚の野村議員が、そんなこと言ってもええいうて、とめられておったんだけど、だけどね、私は実感で言えばね、議会で1時間やろうと思ったら、その5倍、10倍の時間をとりますよ。調べもんせんなんもん。聞くことを聞かんなんもん。

だけど、多くの方は、それを勉強なしでだっと思ったら会議できますか。やれんと思いますよ。皆さん、絶対そうだと思いますよ。絶対に勝たんなんと思ったらそう思うでしょう。なあ、いやわかりやすく言ったまで、そんなかたいこと言わないの。ともかくそういう時間があるんだということ議員には勉強する時間が要ると、このことをもっとはっきりさせとかないといけないと思います。

最後に、私も26年、議員やってきました、おかげさまで。定数削減をする際にね、いつも言われることがあるんです。今回もそうでした。1回目の質問のときではなかったですが、そのときでしたかね。いつでも、どこでも、これ全国的な傾向ですよ、定数削減する方がね、どう言うかというたら、少なくともやる気があれば活性化できる、やれるんだと必ず言うんですよ。少数精鋭でやれるんだとね、だけど、次に選ばれたのが少数精鋭じゃなかった人がようけおるからね。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） とりあえず、私は、そんな16人のレベルがどうのこうのということとは申し上げておりません。18人が16人になっても、1.1倍、皆さんが頑張っていただければやれるだろうということをお願いしたということで、そんなあえて少数精鋭だとか何とかいうようなことは一切言っておりませんので、その点についてはご理解がいただきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 終わります。今、1.1倍とか1.2倍、言いましたけど、違いますよ。1.5倍です。1.5倍になるんです。終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） 先ほどに引き続いて質問します。覚悟を決めれば16人でも活発な議論をやっていける。先ほども同じような趣旨だと思いますが、その後も答弁されました。私は、井田委員長の言葉とは、答弁とは、とても思えないんですね。活性化委員会最初的时候から入って努力されて、そして、議会基本条例がつけられました。そのときもおられました。あの議会基本条例をつくるということは、まさにあの時点で、この我々は覚悟を決めたとは思っているんですよ。あの議会基本条例、覚悟を決めないと決められないほど、今までと違う住民の中にも行って、そして団体の意見も聞いて、そして議員間の論議もして、今でも、先ほどから大変だと言われてます。確かに野田川のときに比べれば、もうはるかに2.5倍、間違いなく仕事の量、精査せんなん、視野の量もふえていると思っておりますが、それでもまだ足りなくて、もっと頑張ろうという覚悟を決めて、あの議会基本条例つくったと思っておるんですよ。もう覚悟を決めれば16人でもと言われる趣旨がよく理解できませんけど、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 覚悟を決めたという言葉が、どういうんか、受け取り方によっては悪かったら悪かったで結構なんですけれども、結局、私が言っておりますのは、二人減になった分を皆で補うという心づもりがあれば、これはカバーできるのではないかなということをお願いしましたし、そのことについては委員会の中でも、そういう16人になってもやっていけるといふ、委員会の中での意見があったので、そういう方向で決まったということであるということをお願いしておきます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1番（野村生八） その点については、先ほど質問しました。それは総体的に見ないと、それは言えないだろうと、16人になったときに頑張ればできる内容を、18人の今やれば16人よりもたくさんさんの仕事が、住民の声が聞ける、目が行き届く、できないと、難しいと言われたが16人になれば総体的に言えば難しい、16人で頑張ると同じことを18人でするほうが目が行き届く、それは答弁がないんで、さっきもなかったんで、もう繰り返しません、時間がないので、それは成り立っていないというふうには思っています。

次に質問します。提案理由の補足で、町の財政状況等のことを言われましたし、この提案理由でも一層、住民に行財政改革への理解を深めるためにというのが書いてあります。答弁でも財政の問題もしっかりと、これも参考でしょうか、ということをお願いしました。この一層、住民に行財政改革への理解を深めるためにということの意味が理解できないんですが、2名減らすことが、

なぜ住民に、この理解を深めることになるのか、この点をお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） どういうのか、そんな住民の方々に押しつけるつもりではありませんけれども、いわゆる議会が定数を減らして、報酬のカットにつながるわけですね。総金額のカットにつながるわけですね。報酬のカットというよりも、議会費のカットにつながるわけですね。そういう状態もしながら、そういうこともみずから進んでやりながら、やっぱり町財政等の厳しさというのを知らせていく、このことは私は大切なことだと、この提案理由の中ではというような意味も込めて書いておりますし、だから、それはそういうことで、結局、そのことが全ての目的ではなしに、やっぱりそういうことを我々が身を切るということが、やっぱり我々自身の、私たち自身が率先してやらなければならないことだということを書いておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 私は言われたことは確かにあると思うんですね。そのことを、きょうも、こういうことを聞かれてですね、そういうことを理解していただくということは確かにあると思っています。しかし、本来の議員の仕事、議会の仕事、やらなければならないのは、定数を減らして、そういう効果を期待する。それ以上に、議会みずからが、議員みずからが住民に今の行財政改革の内容、厳しい状況、今、行政が、そういう中で取り組もうとしてる方向性、内容、どうなっていくのか、住民は、これについてどう考えるのか、行政もやられると思いますが議会としてもやる、このことのほうがはるかに求められていると思うんですね。そういう視点に立てば、それをする議員の力が16人に減れば、この力も減る、この削減されるマイナスのほうが、私は大きいと思いますけど、いかがですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） こういう、私が提案を、16名という提案をしております。野村議員が18名のほうがいいんだという意見で、どんどんと言われます。これはどこまで行っても、もう私は平行線だろうというふうに思います。

ただ、18人だったらできるんだと、簡単にではなく、わかりませんが、できるんだということで、これまで18人でやってきました。だけど、やはり行き詰まる場所もあるし、なかなかできないところもあるし、私は今回の、この16名という提案をする中で、こうして本会議の中でやる中で、皆さん方が一つになってやらなければならないなというように思っていたら、なおありがたいなというふうに思いますし、16名だからできないというのは、逆に野村議員の16名やったらあかんのやという、それがどこで何であかんのかなということが、私にはわかりません。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 何遍も言っていますが、18人と16人を比べたときに、どちらが議会が活発になるのか、行政を監視する力が強いのかと考えれば、18人であろうということを先ほどから何遍も言っています。確かにかみ合っていないというふうに思います。

次にですね、この財政状況を考えてということでお聞きしますが、確かに定数を減らせば、それだけ町の財政負担が減ります。今回、5%カットを行政がやるということで、議会も真剣に協

議をしてですね、議会としても、それに頑張ろうということで広報をね、ページ数を減らそうと、カラーを白黒でもしようかという、一生懸命考えました。そういうことはもちろん大事だと思います。2名削減も同じような手法だと思います。しかし、一番議員に求められている、この問題での内容というのは、町民から期待される内容というのは、今回の予算議案の中で、いろんな方が言われた5%削減はどうなんだろうと、できるのかできないのか、したらどうなるのか、将来の、この町の財政はどうなっていくのか、このことを、この議会で一生懸命考えて、行政にぶち当てて、そして、その将来の方向性を町民に理解していただく、このことがよほど財政をですね、考えたときに求められている議会の力、私は、こう思うんですね。確かに、議会としても減らす努力、無駄があれば減らさなければなりません。これによる町の100億円を超える一般会計の予算の中で、議員2名減らすことで財政効果が、この議会で、行政しっかり監視して、今回もありましたが、これは使わなくてもいけるのではないかという形で、財政を減らす効果に比べて、どれだけ大きいとお考えですか。2名減らすことによって財政が減る分の効果が、議員が、ここで2名分、16人でも、2名分、問題点をしっかり洗い出して、住民の声はこうだからこうできるという声をここに届けて、そして出された予算が効果的に使えるようになる、この本来の仕事を発揮することが、私は行財政改革に、この厳しい状況に求められていることだと思うんですけども、いかがでしょうか

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 何回も言っておりますけれども、私は今、18名でやっておることを16名に減らしても、それをやっていかなければならない、我々は職責があると、我々の職責を二元代表制の話もありました。全うしていく、我々は精いっぱい努力をしていかなければならない状況になるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 私は、議員になったときから、そういう覚悟で、その職責を果たそうと思ってきょうまで頑張ってきたつもりです。恐らくどの議員も、そういう思いで、この議場に來られていると思います。当然、初めてのときにはわからない問題があるから、なかなか思うようにいかないこともあるでしょう。しかし、年を積みば積むほど、その意味がわかってきて、どの議員も、そういう立場で一生懸命準備をされて、努力されて、この場に立って行政にぶつけている、よくなってほしいという、考え方は違っててもですよ、よくなってほしいと思っておられると思うんですよ。16人になれば、それができるという、この意味がわからんということを言いましたが、これはかみ合わないの次いきます。

時間がないということを言われましたので、この議会に出すと言われました。有吉議員は6月議会でもいいのではないかと、もっと議論を尽くそうと言われましたが、それは残念ながら少数意見で、今回、出されることになりました。活性化委員会でも決まったことだと、あの時点ではということですね。決める前に活性化委員会に相談があったのではないかと、このように思ったんですが。

それでですね、この時間がないと言われる理由が、3月議会に出すと、住民に、もう議員懇談会でも、もう知らせてあるということをやられています、それで間違いはないですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 何回も言いますけれども、一応、今田委員長のほうからの最終報告で平成25年3月には結論を出すということで、議員定数、議員報酬の問題が引き継がれております。それを受けて10月22日から11月30日までやりました議会懇談会の中で、議員定数、議員報酬の問題、多くではありませんけれども意見が出る中で、3月までには、3月中には議会としての結論を出します。

結論を出すという言葉が、議会の委員会として結論を出すという意味にとられる方もありますけれども、議会として結論を出すということは私は条例制定において結論を出すというふうに考えておりますし、そのことが町民の皆さんとの約束であろうと、懇談会の報告の中でも、そういう文言が入って、皆さんが、私がしたんやなしに、ほかの議員さんも答弁をされたときに、そういう言葉が入っておるといふふうに思っております。3月というのが、どういう意味で前委員会で決められたかと言いますと、来年の3月、4月には選挙があると、その1年前には、やはり次の定数なり報酬なりを決めておいたほうがいいんやないかなと、現状維持のままであればよいけれども、先ほど言われた報酬をいらうにしても、定数をいらうにしても、3月には決めておく必要があると、あるのではないかというのが前委員会での結論でありますし、私が引き継いだ委員会の結論でもあったということでもあります。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 去年、行政が十分な準備をして、そして、審議会にもかけ、つまり住民にも、こういう形で水道料金を上げるということを知らせて、そして議会にかけられました。しかし、その内容を審議した中で、私は今、上げるべきではないということで反対をいたしました。その時点で、この案件も住民に知らされていたわけですね。しかし、その知らされていたことよりも、その中身が住民のためになるのかどうか、もっと違う方法がないのか、もっと努力できる、検討しなければならぬ問題があると思って反対をいたしました。ほかの多くの議員も反対されて、否決されました。そういう意味では、今回の、この定数というのは議会にとって一番大事などと言えるほど大きな問題です。住民に知らせているからということが基本ではなくて、言われたように、この与謝野町議会として、基本条例に基づいて定数どうかと、このことを真剣に考えたときに、必要であれば、住民に知らせていても、それを先送りして、その内容を住民に知らせると、こういう仕事をやっぱりするべきだと思います。とりわけ委員会中心主義なら、8人必要だと思いうという答弁をされました。そうであるならば、委員長みずからが、そうであるならば、委員会はどうあるべきか、議会の活性化としてどうあるべきかという内容を少なくとも決めてから、定数を再検討すべきではないかと思いますが、委員長いかがですか。

議長（赤松孝一） 井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） 先ほどの委員会のあり方については、例えばという意味で、こういう方法もある、こういう方法もあるというのが委員会の中で出ておったということを申し上げましたんで、私自身が8名の委員会が一番いいとかいうふうなことは、私は自身は申し上げておりませんので、私自身の考え方としては申し上げておりませんので、そのことはご理解がいただきたいというふうに思います。

それから、あといわゆる、後で言うたん何だったんかいな。

- 1 番（野村生八） 後でっていう、3月、なぜ3月かというときに、住民に知らせてあるから、前か

ら引き継いだからと言われるので。

議会活性化特別委員長（井田義之） 3月の件につきましても、一応、一定の方向を民主主義の中で3月に決めるということで、委員会の中で大多数の方が賛成をされて、3月を目標に進んできております。

また、この間の活性化委員会の中でも、採決をとってもよいですかということで、採決をとってもよいという意見が多く、そして、採決をとりました。これが、私は少数意見を無視することは困りますけれども、多数決で最終の決断を出すというのは民主主義のルールだというふうに思っております。だから、何回も言いますが、野村議員の質問と、私の答弁とは、今現時点では平行線のままで終わらさうというふうに思います。私は民主主義のルールにのっとって、きょうの提案をさせていただいておるといことはご理解いただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 私は、民主主義のルールを否定していませんし、多数決で議会活性化委員会で決められたから、ここに出されとるといことは認めますし、それは受けとめています。私は少数意見だから、多数だった、その意見が本当に正しいかどうかということが、この場でしかできないので質疑に立っている、その内容を町民に知ってほしいから、質疑に立っています。そして、できたら対案を出して、こういう方法もあるんだということを町民に知ってほしい、その議論をしたいから、それを議会に出しましたが、これは取り下げました。そういうルールを私、守っていないなんてことは思っていないんですが、違いますか。私、守ってませんか。答弁を、ちゃんとだからしてほしいです。考え方を。

議会活性化特別委員長（井田義之） 同じ質問を何回も受けると、何か私が悪いのかなという気持ちもありますので、同じ質問でなければいいんですよ、新しい質問がどんどん出てくるんなら、同じ質問を何回も聞いておると、そういうことが言いたくなるということでございますので、ご理解をお願いいたします。

- 1 番（野村生八） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結しますので、提案議員は、自席へお帰りください。

ここで討論に入るわけですが、大変長い質疑でありましたので、5分間だけ休憩いたしますので、トイレのほうを足してください。

（休憩 午後 5時28分）

（再開 午後 5時35分）

議長（赤松孝一） それでは、ご着席をお願いいたします。

それでは、井田委員長、ご着席、お願いいたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

3番、有吉議員。

- 3 番（有吉 正） 私は、この定数を2名削減の案に反対の立場から討論をさせていただきます。

もし2名削減をいたしますと、若者が、私はむしろ出にくくなると、このように思います。それから、男女共同参画、前の議会のときには畠山さん、女性がおられました。それから、野田川のときも女性議員が、太田町長もそうでしたし、ほかの女性の議員もあったと思います。むしろ議会は社会の縮図、そういった中で、やはり少しでもいろんな方が多いのが、私は議会であろうと、それが住民の声を吸い上げる力になると、このように思います。25万円を少ないか、多いかは別としまして、25万円があれば若者が出やすくなる、私は決して、そんなことにはならないと、このように思っております。

それと、先ほど対案、議員歳費12%、3万円の対案を準備しておりましたが、出すことができませんでした。その中で、議会運営委員会の中で、6月議会に出したらどうだというようなお声もありましたが、この16名に2名削減の案が通ってしまえば、そんなことは6月に定数を維持して3万円削減するという案は出せないわけでございます。不可能でございます。ですから、どうか議員諸兄も、この定数の問題については、ご熟慮を願いたいと、このように私は思っております。

それこそ、長々と言うつもりはございません。3町合併になって本当に議員が3分の1近くになったわけでございます。予算は1.5倍、それから、旧野田川はたしか35平方キロだったと思うんですが、今は107平方キロ、こういった地域でございます。そして、先ほど質問の中でも言いましたけども、本庁舎問題、学校統合問題、いろんな問題を抱えておるわけでございます。減らすことはもっと先でもいいと、私は、このように思います。それから、財政についても平成25年度の予算では議会費1.2%、本当に、それを何ぼ削減したって、こんなものは、本当に与謝野町のためになるのかどうか、これは一つ議員の皆さんも考えていただきたいと、このように思うわけでございます。どうか、最後をお願いをしておきます。6月議会で、我々が出そうと思った案が出せますことをお願いして、この案に対する反対の討論とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） 私は、本議案に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、今田議員が指揮をされた第1次議会活性化特別委員会、井田委員長が指揮をされている第2次議会活性化特別委員会、双方におきまして委員として議論に参画してまいりました。この議論の過程において、近隣の市町の議員定数、報酬、あるいは当町の平均所得のデータを参考にしながら議論を進めてきましたが、これらのデータというのは、どの見地から見るとによって全く違う見え方をするものだと思います。つまり与謝野町議会がどうあるべきか、与謝野町議会がどのようにしたいかというビジョンの設定なくしては、この件に関する適切な解は出すことができないと思います。したがって、私自身も、この件につき実行してきた結果、私は若者が参画しやすい議会づくりを目指したいと考えるに至りました。この観点に立つと、議員報酬と議員定数、双方を維持していくべきかと思えます。

しかしながら、合併後7年間で、1,700人以上の人口が減少していること。厳しい財政状況であるために、住民の皆さんに負担を強くお願いしていかなければならない今、町民の代表である私たちは、町をめぐる社会環境に寄り添う議会づくりを目指していくべきだと思っております。では、どのように対応をしていくのか、選択肢は三つだったと思えます。

一つは定数を削減をするということ。二つ目には、報酬を削減するという。三つ目には双方を削減するという選択肢です。

私は、若者が参画しやすい議会づくりを目指します。そうした場合、定数を削減してでも報酬は維持していくべきだと考えています。なぜなら若い議員が何人も選出をされ、より豊富な資金を持ち、精いっぱい活動を行っていくことこそが、議会の活性化につながるのだと信じているからです。2014年4月、町議会議員選挙がございます。その際、志高い若き人が多く立候補することを強く望み、そして彼らが、彼女たちがいる場合、私自身、精いっぱいの応援をさせていただくことをここに誓い、賛成討論とさせていただきます。

議長（赤孝孝一） 次に、本案に対する賛成、反対、いずれかの意見の発言を許します。

1番、野村議員。

- 1番（野村生八） 日本共産党与謝野町議員団を代表して、定数条例について反対討論を行います。今回、2名減が提案をされています。本議会では議会活性化の特別委員会をつくり、議会の活性化に取り組んでこられました。そうした中で昨年、議会基本条例が制定をすることができました。この中で議会の姿勢を明確にしました。それに基づき議会懇談会を行い、また、今から住民団体との懇談も行おうとしています。このような形で議会の活性化が一步前進をしてきたと思っています。今後も議員間の議論、委員会主義など、委員会活動のあり方、議会基本条例に基づき、引き続き活性化委員会で、このいろんな問題が、取り組みが協議をされるだろう。そして、実行に移されるだろうと期待をしていました。

しかし、それらの調査や議論は、いろいろされたとは聞いていますが、出てきた内容が、まず定数の削減でした。私は、この内容を聞いたときに、質疑でも言いましたが、全員協議会で、その定数の削減だけが報告として出されるのではなくて、ほかの議会基本条例に基づく議会活性化のいろんな取り組みの論議の内容を報告いただいて、その中で定数が出てくると、こういうことを期待していた。このことも述べましたが、それらのことは、意見は、本日の答弁でもそうですが、全く取り上げていただけませんでした。そうした中で、私は、この与謝野町は、今でも近隣の市町に比べ、また、遠く離れた市町に比べても、活発な議論をしていると自負をしています。

しかし、議会基本条例にあるように、住民との関係、公聴などが、まだまだ不十分、そして議員間で議論をして、議会としての意思をみんなで探っていく、この点も確かに不十分だというふうに思っています。こういう今から進めるべき議会の活性化委員会の方向が、これらのことなしに定数削減で出されてくるということは、非常に理解ができません。また、提案理由として出されていました。全協でもアンケートでの住民の声だからするんだという、その内容は単に参考にしていただけだという答弁がありました。また、近隣の町が減っているんだという話もありましたが、きょうの答弁では、これも参考にただけだということで、全く提案理由の根拠にはなっていないかったということを知りました。

そして、町の財政状況が言われました。この問題については質疑で述べましたように、議員の定数を2名削減する財政効果以上に、その2名が、この本会議で、そして、議会の内、外で、住民との中で、議会の外での行政との中で十分な議論をして、この本会議で行政の監視役としての本来の議会の使命、議員の使命を果たすことのほうが町の財政には大きな効果があると、このように思っています。

今、とりわけ業者は営業が立ち行かなくなり厳しい状況にあります。町民も、今でも苦しい中で、今後、消費税の増税、福祉の改悪で暮らしが一層成り立たない状況にあります。町民の中には、悲鳴の声が、悲惨な声がうっせきをしています。こういう声を、より多くの議員が吸い上げていく、このことこそが今議会に求められる活性化の最大の任務だというふうに思っています。

行政も水道の統合の問題で示してましたように、国が地方への財源をあらゆる形で減らす中で、厳しい財政状況にあることは確かです。だからこそ、今こそ議会基本条例に基づく、この昨年、明確に示した我々議員の、この姿勢を発揮をして、これらの困難を行政とともに乗り越えていく、このためには定数が減ることは確実に、その力をもぎ取ることになると、このことを質疑でも答弁も求めましたが、これについてはかみ合いませんでした。よって、我々は、今回の提案された内容をしっかりと吟味して、そして、きょうその内容を確認した中では、その提案理由は根拠がないものと確信をしています。

今、定数を削減しなければならないと、この根拠もありません。こういう議論をさらに尽くして、先にもっと議論していくと、こういうことは十分できると、私は思っています。こういう点も含めて、今議会に定数2名削減の、この条例については反対をするものです。多くの皆様のご理解をいただきまして、よろしく願いいたしまして、反対討論といたします。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） 私は、このたびの案件につきまして、今後のことを私なりに考えまして、非常に厳しい選択肢の中からでございますが、賛成の立場で討論をいたします。

今さら申し上げるまでもなく、議会議員の使命は、行政のチェック機関であり、各行政部門とは違う目線での指摘、提案をし、議論をし、相携えて町民生活の向上につながる活動することに役目があるものと認識いたしております。

そういう意味からすればですね、できるだけ多くの目線があることにこしたことはありませんが、ボランティアではなく日常、常に問題意識を持っての日々だと思えます。私も、この議会に参画させていただきまして、早7年目でございますが、外から見ると中での実情を体験してみますとき、町民の皆様からは、いろいろとご批判の声を耳にいたしますが、大変な役目を担っているものと、しみじみ感じておる次第でございます。また、合併した平成18年当時と比較いたしましても、町の財政や地域、経済、ともによい方向ではなく、むしろだんだん下がっていく流れの中で、予算全体の中で議会費の占める率も1.2%という低いものでございますが、財政上のことも決して無視できない状態であります。ご存じのように、合併した町に与えられている特典も、平成28年から段階的に削減されまして、平成33年からは、平成22年と比べまして、国からの交付金が約12億円も減額されることがわかっております。

一方、議会活性化委員会が一昨年、町民アンケートをとられました中では、議員や議会活動について、手厳しい意見が多く散見されました。町民の方々に評価をいただくだけの活動ができていない面も一部あるのかも存じませんが、これからの財政上のこと、議員の役目、また、町民の皆様からの声といったことを考え合わせますときに、私は議員定数の2名削減は当然であろうと判断いたすものでございます。選挙に立候補されるということは、与謝野町を思っただけの熱い思いから手を挙げられ、多くの町民の方々からの付託を受けられて、議会に参画されているものと思

っております。16名になりましても役目、使命は何ら変わりません。町民の方々の声を真摯に受けとめ、信念を持って活動されることによって、理解は得られるものと確信いたしております。

私ども議員も、心新たに活動することを約束いたしまして、賛成討論といたすものでございます。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、議員定数削減の、2名減の条例の制定について、反対の討論をいたします。

私は、活性化委員会の発足時から、この委員となり、その中で議会のあり方などの議論をしてきました。昨年、議会基本条例制定の後、5月に委員会を離れました。その後に議員定数と報酬の議論が本格的に委員会の中で始まり、その結果として、この条例案が提案されることになりました。もとより議会の活性化と議員定数や報酬は大きくかかわることではなく、議員数は広報、公聴を重視して、広く住民の声を聞かなければならない議会活動や、議会の機能が果たせるかどうかで決めることであると思います。また、報酬は財政の問題であります。近ごろは国や地方自治体の財政難が伝えられ、議員の削減や報酬の削減が常態化しております。そういう中で、私が活性化委員在任中、住民の議会に対する意向を聞くためのアンケートを実施して、平成23年3月に、その結果を発表しました。その議会アンケートの中では、現在の議員数18人が多いと思う方は43%で、2分の1を下回り、議員数は今のままでよいが28%でありました。一方、報酬が多いは58%で、2分の1を大きく超えています。報酬が適当と思うは16%でありました。この結果を考えると与謝野町の皆さんは議員の数より報酬額を問題視されており、その削減を望んでおられると感じました。私は、議員の数について、近畿各府県の与謝野町との同じ類似団体の議員の調査も独自にしました。

確かに、その中では与謝野町の議員は多いように思われますが、議員の定数については人口や町域などを加味し、住民の意向を尊重すべきであると思います。与謝郡の中の市町の中では18人は妥当な数であると思います。提案にある行財政改革への理解を深めるためには、議員報酬を減ずることが必要であると考えます。また、提案の議員みずから痛みを伴う改革は、住民の多くが望む報酬削減のほうが、本当の意味でみずから身を切ることになることと確信をしておりますので、本議案に対して反対をいたします。皆様のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。終わります。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、本議案に対しての賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、初めに、私は定数、報酬ともに削減という立場でおりますので、それを踏まえて討論をさせていただきます。

理由については、たくさんあるわけですが、大まかに二つございます。一つは、話題になっておりますアンケート結果でございます。この中で先ほどから出てますように定数が多い43%、報酬が多い58%、こういった意見がございます。この意見には議員としてはしっかり耳を傾けて、これに答えていくべきだというふうに思っております。ここをなくせば、やはり町

民からの信頼は得られない。また、心が離れていくと、このように考えております。こうした中での議会活動としては、これから将来に向かって、与謝野町議会にとって非常に良くないことであるというふうに思っております。

二つ目の理由は、これも話題になっております財政の問題です。今議会でも、たくさん議論がされてきましたが、今後、町民に対してもいろいろと負担がふえてくる、こういったことが予想されております。議員としては、ますます行政の効率化、このあたりを求めているかなければなりません。そうした中で、やはり議員みずから身を切って、その上でただしていき、こういうことがなければ、なかなか説得力がないと、このように考えております。

以上、簡単ですけども、こうした大きな二つの理由から、本議案に対して賛成の立場から討論といたします。以上です。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

15番、勢旗議員。

しっかりと挙手をお願いします。

15番（勢旗 毅） それでは、発議第2号 与謝野町議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。私も活性化委員会に今期から入らせていただいておりますということで、いろんなご意見をいただきましたが、その結果について報告申し上げます。

今、地方自治体を取り巻く状況は、急変する時代背景の中で行政課題も増加し、量、質、機能の部分からの改革が必要不可欠であります。また、急務であると認識しています。地方自治の変革は地方分権、地域主権型社会の進む中で、町民みずからの自己責任において担っていく時代の到来であり、町民が主体の地域運営を今後、ますます推進していくことが求められています。それは住民協働のまちづくりの仕組みや、組織の変革を進めることによって、地方議会のあり方や性格、町民に期待されているさまざまな事柄が、大きく変わってくることに伴い、そして議員の置かれた立場や広範な役割など、議員自体のあり方も大きく変わってくるものと思います。

今日、行政改革は大きな命題であり、本町においても平成19年に行革大綱が示され、この5年間で約18億円の削減が図られたとされ、間もなく出される第2次行革大綱でも厳しい財政状況に対処するための案が出されるとされております。町の平成25年度予算においても5%を目標とする歳出削減などの努力をされて取り組んでいるところですが、これは地方議会も例外ではなく、与謝野町議会としても率先した改革を進め、アンケート活動や議会基本条例の制定、議会懇談会などを活性化の一環として取り組んできましたが、さらなる議会改革の推進への一歩として、議員定数の削減が不可欠であると考えております。議会が行政に対して厳しい行政改革を求めている議員が、みずからの組織である議会について、みずから改革をし、町民の負託に応える姿勢を示すためにも、みずからの意思で削減を実行すべきであります。

議員定数については、さまざまな考え方があります。十分議論をされてきましたが、議員一人当たりの人口が多くなることや、あるいは削減をすると町民の声を議会に反映できなくなるとか、そういった主張も聞かせていただきましたが、議員の数が削減されても、議会の調査機能や政策立案能力等の充実強化を図ることによって、町民の皆さんの負託に応えることができると認識しております。

町の取り組みの中では、町民との協働、自助、互助、公助、商助という方向が出されておしま

すが、行政と町民、地域の区やNPO団体、企業等の連携や協働が進んでいる中で、パブリックコメントをはじめとするさまざまな形で町民が行政の意思決定、形成過程に積極的にかかわることができる今日、議会の役割としては、町民の声を伝えることにとどまらず、より高度な専門的機能を果たすことが求められているのではないかと考えています。議員が少なくなった分は常任委員会の適正化、所管事項の配分を工夫するなどの運営面での改善を図ることで対応できると考えています。

よりスリムで、かつ開かれ、かつ行政をチェックし、みずから提案するという機能を十分に発揮し、効率化や情報媒体を使つての情報公開、情報発信、調査能力の向上への取り組みなど、地方分権の時代に本来の役割、議員活動を支えるための仕組みはどうあるべきか。そして、その住民の皆さんにもっと顔の見える、わかりやすい議会等について、常に真摯な議論が、これからも必要であると考えております。本町の議会も、女性議員を持たないことや、もっと暮らしの第一線にある方々等、多様な方々が目指す議会への脱皮が求められており、これを考えると議員報酬に手をつけることはできないと考えております。

今回の議員定数削減が行政に対してより一層の行政改革の取り組みを求めたにとどまらず、これからの議会のあり方を構築するものとして、議会及び議員にも痛みを伴った改革への前進であることを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議 長（赤松孝一） もう一度お尋ねします。ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、発委第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、発委第2号 与謝野町議会議員定数条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15 意見書案第1号 個人連帯保証人制度の早期廃止を求める意見書（案）についてを議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第2項の規定により、勢旗議員から議長に提出されております。事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

意見書案第1号、平成25年3月25日、与謝野町議会議長 赤松孝一様
提出者、勢旗毅、賛成者、家城功、賛成者、宮崎有平、賛成者、和田裕之
個人連帯保証人制度の早期廃止を求める意見書（案）

上記の議案を、別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

以上です。

議 長（赤松孝一） 提出者より提案説明を求めます。

勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これにつきましては、既に皆さん2月の段階で新聞等で見られた方も多いかと思

うんですが、現在、国のほうで、いわゆる法務省の所管の法制審の民法部会で、これが審議をされておまして、大体こういう流れになってきたということで、ここに一つは、我々としての気持ちを送りたいと、こう思って、きょう議会にお願いをいたしました。

現在、日弁連や、あるいは司法書士連合会、そういったところを中心に、こういった取り組みが進められるということをお願いをしまして、この意見書（案）について朗読をし、若干補足をさせていただいて、また、提案の説明をさせていただくことにしたいと思っております。

個人連帯保証人制度の早期廃止を求める意見書（案）

金銭の貸借等に伴う個人の連帯保証人制度については、以前から大きな社会問題になっていますが、零細家内工業の倒産やリストラなど増加するという社会情勢の変化によって、この連帯保証人となったものが自死、または、行方不明、さらに、それによって家庭崩壊が起こるといふ悲惨な状況が、身近なところでも発生しております。金銭（財産）は、ときにより人の生命よりも重く、また、連帯保証人になることは生命を預けることなのかと考えさせられてきた事柄でもあります。しかし、人間の義理人情をつかれ、断り切れないというのが現実の社会でもあります。

自由も平等もなく、人権が無視されていた時代ならいざ知らず、憲法によって基本的人権が認められてから70年近くたつ現在、連帯保証人制度の存在は、この人権さえも無視していると言わざるを得ない。現在、法制審議会の民法部会において「個人保証」を原則禁止とする改正が検討されているとのことである。百年を超える期間に深く根づいた慣行や商取引を見直すことは容易でないことから、まだ、時間を要すると心配をしております。この制度がなくなることで、借方、貸方双方の自己責任が強まり、また年間数十万人にも上るといふ連帯保証人になったことによる被害者が救われることは、将来的に健全な経済活動の一助となり、多くの国民の生活の安定につながると考える。

以上のことから、先進国では、ほとんど例を見ないと言われている個人の連帯保証人制度を定めた法の見直しを直ちに行い、一日も早く、この制度を廃止されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというもので、衆議院議長以下、経産大臣まででございます。

この意見書につきましては、ずっと以前にですね、加悦町議会にも一回お願いをしたことがありまして、それ以降ですね、私も機会あるごとに、私自身もですね、こういった保証人に、これはならざるを得ないということで、なっている場合もありますし、それから多くの方からですね、相談も受けたり、また、相談をご紹介をしたりということで、非常にきょうまでの中で、いろいろなご心配や、またご意見もあろうかと思いますが、私どもとしては何とか、これをやっぱり今、国のほうに送りたいと、こういうふうに使っております。

例えば、日本司法支援センター法テラスというのがあるわけですが、ここの統計によりますとですね、この金銭関係のトラブルのうちで、これは弁護士さんですけども、ここの相談では4.4%の3,520件ぐらいが1年にあるということをお願いをしまして、この連帯保証人、特に、単に、私が判を押さなんだらええじゃないかという話ではなしに、もう既に私どもの前の代がですね、判を押しておったんで、現在に、この影響を受けてですね、非常に困っていらっしゃる方も出ておるわけでございます。そういったことで、その連帯保証人制度について、ぜひとも皆さんの、早期廃止ということでご賛同を得たいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、多田議員。

- 12番（多田正成） それでは、個人の連帯保証制度についてですけれども、個人制度の廃止、こんなことが、まかり通れば、確かに、そうなんですけれども、金融機関から、貸し方からいいますと、このものは大反対だと思いますし、また、我々個人が借金をして、そして、事業を起こしたり、また家を建てたりという、その制度が保証協会みたいなものの裏づけが強化されれば、それも成り立つ話だと思うんですが、よりよく個人の伸びようとする意識をとめてしまうのではないかなと、その連帯保証としての責任というものは、個人の責任であってですね、何ら世の中のせいでも何でもありません。そこをどういうふうにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 多田議員さんは産建の委員長でございますので、よくご承知いただいておりますけれども、平成の徳政令というのをお聞きになっていると思うんですよ。今の3月31日までというのもですね、金融円滑化法も、これも平成の徳政令。それから、もう一つですね、自己破産が、これは大正11年から、この制度はあるんですが、実は平成になってからですね、非常に緩くなりました。したがって、大体、自己責任で処理しなければならない分は、いわゆる自己破産ですね、大体処理できるようになりまして、ところが自己破産をされたら、その保証人になつとる人は、これは逃れることができないんですね。最終的に保証人と。

保証人制度というのは、いつからと言いますと、これは大体、江戸時代ぐらいから連帯保証人の制度はあるんです。それが、ここへ来て、民法部会でも、これだけやっぱり世の中に問題を起こしているかということで、いよいよ最後のところへ来ています、その審議が。

今、多田さんがおっしゃったような、いわゆる金融機関が、そういう貸してくれんようになるんやないかという心配があるんですが、一つは、この日本では長い間、この金融システムが脆弱だというふうに言われてきた一つの要因は、この連帯保証人の制度にあると言われているんですよ。金融機関が、本来の貸すほうの責任、あるいは調査、そういったことを十分やらずに保証人があるということで貸してきた。ここに大きな責任があるというふうに言われておましてね、したがって、私は今の日本の経済をきっちりさせるためにもですね、このことは、むしろこうなるほうがいいのではないかなと私も思っています。

確かにある面、そういう面はあるかも知れませんが、しかし、ほんなら今、金融機関がずっと連帯保証人をとってききましたけども、金融機関が強くなりましたか、なっていないんですよ。そのことから考えていただいても私はわかっていただけると、こういうふうに思っておりますけど。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 12番（多田正成） そら保護の関係から申しまして、制度が昔から続いているわけですけれども、このことによって、意味はわかるんですが、金融機関も、貸すほうの責任もあるんですが、借りるほうの責任がですね、このことによって物すごい無責任になるという気がいたします。そこら辺は、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 先ほど申しましたように、例えば、私どもが子供のときからですね、借りたものは返すと、こういう話できましたね。しかし、それは、借りたほうが全部責任かという、そういうことではないということで、自己破産でも、もう一回、生活を立て直すと、こういう方式になりましたね。このことから見ても、このいわゆる連帯保証人についても、これは、私は金融機関がどういう、これから、なるかわかりませんが、流れとしては、これは連帯保証人はとれないと、こういうことになることは、もうはっきりしていると思っております。

それでまた次に、どういふふうに、ほんならこれを借りるかというのですね、いろんな制度を、これからも、それぞれがお考えいただけることではないかなと、こういうふうに思っております。ただですね、この行政も無縁ではないんですよ。

例えば、今、信用保証協会がございますね。これ保証料を払って、しかも保証料を払って保証人をとってですね、そして保証してもらったわけですね。今、保証協会で大変なことで、皆、ご心配されとる方もございます。しかし、そうなんです、私は、もうこれは、やっぱり一つの流れとしですね、これは借りにくいという部分が、それは、今までよりはあるかもわかりません、あるかもわかりませんが、それはもう一つの今の現在の流れとしてですね、私は、これはまた、借りれるような仕組みができると、こう思っておりますけど。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 流れとしては言われるように、そのとおりだろうと、今の時代、流れがそうであろうと思いますし、個人の連帯保証ということは、また、個人保証とは、また別でして、だれでも個人に頼まれて保証をすることによって、保証人が二人なり三人つくと連帯保証という形で、金融機関が、そうなんです。何も金融機関をかばうわけではないですけども、私は一個人として、やはりどういふんでしょう、今、これほどに若い方が、これから意欲を出していかれる、資本家はいいですよ、資本家はいいし、企業のいいところは、そんなものは保証人なかっては、貸してくれるわけですから、そのことはいいんですが、これから若い人が資本もなしに伸びていくところ、ところが閉ざされるのではないかなという懸念があって、流れとしてはよくわかるんですが、そこを整合性が、まだまだとれてないんで、金融機関ともですし、金融機関は貸すほうとしての意見を言うでしょうし、我々町民はですね、やはり若い人が資本がなくても伸びていくという、その姿勢が閉ざされるのではないかという心配をして、ちょっとお聞きをしております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これはですね、保証人に絶対なつたらいかんとか、保証人がどうかということでは言うたらん。連帯保証人があかんと言うとるんですよ。連帯保証人制度があかんと、保証人制度は、これはあっても私は別に。なぜか言いますとね、保証人制度は抗弁権というのがあるんですね、保証人は。だから保証人で、例えば私が保証人になっていると言うてこれらたら、いやいやあの人も、まだ財産がありますと言うとたらええんですわ。ところが、連帯保証は、そうはいきません。これは有無を言わず、誰からもらってもいいようになってますからね、判を押すんが。

この制度に問題があるというふうにして思っております、今、多田議員さんが心配されるようなことが、私はないと思っておりますけど。これは若い人には若い人が、これから伸びていかれるような制度や、あるいは、その人の、いわゆるこれからの事業計画、これから一つの展望、そういっ

たことが一つのですね、大きな要因になって金融が、私は円滑にいくだろうと、こういうふう
に思っておりますけれども。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今の保証協会にしてもそうですが、保証人を取りながら保証協会が保証するとい
うことなんですが、やはりこれを出されるんでしたら、やはりそこら辺も訴えていただいて、保
証制度をしっかりさせた中で、個人が抑制されないように、伸びていけるような施策を訴えなが
ら、このことの連帯ということの責任をどう回避するかということも考えていただいた中でしな
いと、私は、ここだけを訴えるのですね、そういう問題が大きくなってくると思います。金融機
関とは、またちょっと違う、金融機関は当然、このことには反対をしますし、貸しにくくし
てきますから、金融を締めてきますから、これは大変なことですけども、そこだけお考え願え
たら、私は別に、この制度が悪いということ、言っておられることが違うと言っておるんではな
いんです。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 多田議員さんのご心配もわからんではありませんが、私は、そういう心配は全く
必要ないと思っております。これからの方がですね、自分が事業をやっていかれる上でですね、
事業計画がきちっとして、あるいは、それなりの技術や、あるいは展望があるならですね、私は
政府系の金融機関も、これはもう、そういう融資は当然されると思っておりますし、ただ、保証
協会の件については、これはあれです。ただ、この保証人は、そういった金融だけじゃなしに、
いろんな保証人があるんですよ、連帯保証人が。

例えば、住宅を借りるときとか、あるいは就職するときとかね、しかしながら、そういったこ
とも含めてですね、このことは言うておまして、単に私が言ってるということじゃなしに、先
ほど申しましたように日弁連や、あるいは司法書士会も含めてですね、こういった運動がされて
いることですので、こういったお話があったということは受けとめさせていただきますが、一つ
お認めいただければありがたいと思います。

議 長（赤松孝一） よろしいですか。

1 2 番（多田正成） 以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） それでは、自席へお帰りください。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、意見書案第1号 個人連帯保証人制度の早期廃止を求める意見書（案）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16 請願第1号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書を議題とします。本案につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 文教厚生常任委員会に付託をされておりました学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書について、審査結果として、趣旨採択とすべきものと決しましたので、本議会に報告をいたします。

この請願の内容は、簡単に言いますと、一つは学校図書館の整備・充実が、未来の宝である子供たちにとって大きな成果になると、こういう趣旨、また、現在の学校の教育でも図書館の蔵書、あるいは辞典、こういうものを利用した調べ学習を行うなど、重要な位置づけがされている。また、とりわけ百科事典の活用が求められている。そして、こういう状況にありますけれども、当与謝野町の学校図書館の現状を見れば、図書予算の枠組みの中では必要な、十分な蔵書を整備するに至っていない、とりわけ高額な図鑑、辞典がもっと必要だということ。そして、また、地方財政において、学校図書整備の5カ年計画がつくられて、いわゆる交付税措置として、5カ年間で計100億円、住民に光をそそぐ事業として350億円が計上されていると、こういう状況をしっかりと判断していただいて、図書予算として計上いただきたいと、こういう請願の趣旨でございます。また、請願事項としては、そういう意味で学校の図書館の標準達成率の向上を、また質も量もはかっていただきたい。もう1点は、上記の図書の予算で百科事典、図鑑などを購入をしていただきたいと、こういう内容であります。

この請願を受けまして、当委員会といたしましては、平成24年9月25日、付託された案件について、まず、教育委員会からいろいろとお聞きをして、勉強をさせていただきました。そして、平成24年9月27日には、請願者及び紹介議員に出席をいただいて、その思いをお聞きをいたしました。そして、平成24年10月1日には、小・中学校の学校現場に出向き、学校長などから、その内容をお聞きをいたしました。行った先は、加悦小学校、岩屋小学校、江陽中学校です。それらの取り組みを通じた後、平成25年3月6日、この文教厚生委員会において、審議を行い、採決を行ってきたところです。その内容を簡単に言いますと、まず、学校現場で視察した内容で言えば、また、教育委員会でお聞きした内容で言えば、当町における図書の整備率というのは、近くの市町に比べれば、決して少なくはないと、こういうことがわかりました。とりわけ不足してない学校が五つありました。しかし、一方、その内容を見れば、古い図書がたくさんあると、とりわけ、例えば加悦中学校では古い本を最近、整理をして、そういう取り組みをする中で、大幅に冊数が減ったというふうな報告をお聞きいたしました。したがって、現在、ほかの町に比べれば冊数は多いとはいえ、それが、古い本があるためということも現実に関書を見る中で、実感をしてきたところでございます。

そして、もう一方では、請願にありました交付税措置の内容についても調査をいたしました。その結果、確かに5カ年で約1,000億円の交付税措置がされている。ほかにも学校図書館へ

の新聞を配備する、この予算が5カ年で75億円、そしてまた、学校の図書の担当職員、いわゆる学校司書、この配置についても年間150億円、措置がされている。これは毎年かどうかわかりませんが、当時、措置がされている。こういう内容も確かにあったと、請願に書かれている内容が確かにあったというふうなことを踏まえて、請願者、紹介議員の内容と、それらの調査した内容を踏まえて審議をいたしました。

その結果、委員の主な意見としては、そういう財政措置がされているとは思える。また、図書の充実が必要だという意見、そして、しかし一方で図書の充実は今、与謝野町では小・中学校の統廃合を控えていると、こういうことと一緒に考える必要がある。また、実際学校へ行って話を聞き、見た中で、百科事典や図書館よりも普通の図書のほうが求められているのではないかと、こういうものはインターネットや電子黒板で活用できるのではないかと、こういう意見が出されていきました。とりわけ、当予算でも出ました5%カットをしている時期で、こういう予算が執行できるか、責任が持てない。また、屋根や修繕に比べれば、図書は優先順位は低い、こういう財政の裏づけがあるときにこそ、ふやさないといけないと、こういう意見もありました。

学校の調査で小学校は充実しているけども、中学校が少ないのではないかと。図鑑ではだめというのではなくて、どの図書を買うかは学校に決めていただいたらいいということで、こういう、いろんな意見が出されました。とりわけ、この請願が出されることで、学校図書の現状を、私たちがより詳しく知ることができた。こういう点では出していただいてよかったなという声がありました。これらの出された意見をもとに、この請願を、どのようにしていくのかという中で、請願項目の2、言いました、いわゆる図鑑や百科事典など、こういうものをふやすべきだという点については、賛同できないという声が圧倒的でした。

しかし、請願項目1を含めて、請願趣旨に書かれている点については、賛同できるという声が多い状態でありました。そういう中で今請願については、趣旨採択にという声が多く出され、それに基づいた採択をいたしました結果、趣旨採択という意見が賛成多数で決定をしたことを報告いたします。以上です。

議 長（赤松孝一） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） それでは自席へお帰りください。
質疑なしと認め、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択とすべきものとされており、本請願を趣旨採択することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、請願第1号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する請願書は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、日程第17 請願第3号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

本案につきましても文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案につきまして、委員長の報告を求めます。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 文教厚生常任委員会に付託をされていた請願、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書について、委員会で審査の結果、不採択とすべきものと決しましたので、報告をいたします。

この請願の内容を簡単に報告をさせていただきます。

趣旨としましては、子供たちが、この現在の貧困と格差の中で成長と発達を保障していく、この基盤が揺らいでいると、こういう中で公立学校の、この予算をふやすことで、こういう問題をなくしていったり、あるいは高校授業料の無償化はじめ、高校生が希望を持てる、そういう学びに、あるいは次代を担う子供たちを大切にされる、そういうことを願っての趣旨で出されました。請願趣旨については7項目ありますが、これについては委員の主な意見とご一緒に紹介をさせていただきます。

この請願を受けて、本委員会では平成24年12月3日、本会議において上記案件を付託されまして、平成25年1月10日、委員会を開催し付託された案件について、請願者及び紹介議員に出席いただいて、意見をお聞きをいたしました。そして、平成24年2月19日、委員会を開催し、付託された案件の内容について、教育委員会に出席いただいて、調査をさせていただきました。その内容を踏まえて、平成24年3月6日、委員会において付託された案件についての審議を行ってきたものでございます。

そういう中での委員の主な意見を報告をいたします。まず、請願事項1の義務教育無償の原則を実現するため、給食を無償にしてください。また、充実した学校教育を進めるために学校予算を増額してください。このような請願の内容については、給食費の無償については、そこまでやる必要があるか疑問である。また、学校予算の増額については、与謝野町は教育委費の割合は多い、これ以上の充実は難しいのではないかという意見がありました。

2番目の就学援助の対象を広げてくださいと、こういう点については、確かに宮津市よりも比率が低い、もう一步進めることも必要ではないか。しかし、宮津市のように、幾らなら適用するということが公表されているが、与謝野町は公表されていない。公表するほうがいいと思うが、臨機応変にしていくのもいいと思い、どちらとも言えない、あるいは否定的な意見もありました。

3番目の学校環境、衛生基準に基づく配膳室の空調整備などの設置を急いでください。いわゆるエアコンの設置の要望です。これについては、エアコンの設置については配膳室に順次整備を進めている。教室は必要ないのではないか。本議会でも配膳室については平成27年度には全てエアコンを設置したいということが行政側、教育委員会から答弁でありました。

次に、4番目の児童・生徒の通学安全確保の措置をとってくださいと、こういう要望について

は、通学安全確保については、既に本議会でありましたが、通学路の安全対策に取り組んでいると、こういう意見がありました。

5番目の自然災害における児童・生徒の安全と、学校の危機管理体制の充実、避難所としての機能を整備してくださいと、こういう問題については、災害時の危機管理体制の充実と避難所の整備については、教育委員会の仕事ではないのではないか、耐震化などで整備がしていけるのではないかというご意見がありました。

6番目の放射線の影響を受けやすい子供たちの安全と健康を守るため、原子力防災に関する対策を講じてくださいと、こういう問題については、原子力防災については、京都府で対策が進められており、それに基づいた与謝野町でも進められると、こういう意見がありました。

7番目の老朽化や破損した学校のプール、施設を早急に改修してくださいと、こういう点については、プールの改修については順次予算化もされている、学校の統廃合も考えて行く必要がある。学校の授業としてのプールの使用は余り多くの時間を使っていない。教育委員会での調査の内容では、こういう内容があったという意見が出されました。これらの十分、それぞれの請願事項について協議をしていただいた結果、この請願を、どう取り扱うかということをお聞きしましたが、全体として採択をする大きな必要性はないと、こういうご意見でございました。採決をしました結果、全員賛成で不採択とすべきものと決定しましたことを報告いたします。

すみません。2カ所、誤りがありましたので訂正してください。

審査の経過の中の、平成24年2月19日は、平成25年です。その下の平成25年3月6日も平成25年でございますので、訂正のほうをよろしくお願いします。

議長（赤松孝一） ただいまの野村委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
委員長、お帰りください。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
2番、和田議員。

2番（和田裕之） 私は、日本共産党議員団を代表し、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願に対する賛成の立場で討論を行います。請願の趣旨説明でもありましたとおり、今、子供たちを取り巻く教育環境は京都府下でも最低レベルの住民所得という現状の中で、特に与謝野町でも貧困と格差が大きく広がり、子供たちを支える保護者の所得が年収で200万円以下という水準のご家庭がたくさん存在していることです。その象徴的なのが母子家庭だと思います。このことが教育格差をつくり出し、中にはいじめの対象にまでなっていると多くの研究者たちも報告をしております。

請願書では、2013年2月に文部科学省が発表した、家庭が支出をする学校教育費と給食費の合計は公立小学校で9万7,156円、公立中学校で16万6,949円、公立高校で27万7,669円となっておりますが、私たちが感じている額と大きくかけ離れていると書かれております。こうしたもとで、請願事項では7点の要望を挙げられており、どれもが500名を超す

署名をした方々や、保護者たちの要求に合致をしているものと思っております。どの問題も道理にかなったものであり、反対の立場からの質疑はなかったというふうに考えております。

高校授業料の無償化は2年前に実現し、大きな支えとなっておりますが、義務教育の無償化が憲法でうたわれてから半世紀を過ぎ、60年以上も経過をしている日本ですが、ヨーロッパの先進国だけでなく、小さな発展途上国でも無償化は広がっております。世界第3位と言われる日本の経済力のもとで義務教育の無償化は実現できないことではありません。今、グローバル化社会のもとで世界に羽ばたき、世界中で活躍する若い人材をつくることこそ、今、日本社会に求められていると考えています。この議会でも、子供は町の宝だと発言する議員もいらっしゃいました。私たちもそう考えています。

また、教育請願は毎年、提出をされていますが、2年前には文教厚生常任委員会で学校現場を視察し協議をされました。このときにも請願事項に対し、ほとんどの文教委員の皆さんが真っ向から反対ではなく、町の財政的理由で今はできない。今、町はやりかけようとしているなどという意見がほとんどだったと思います。そうであるなら、議会としては、せめて趣旨採択、一部採択にこそすべきだと考えます。議員皆さんのご理解を賜り、採択を心からお願いし、私の賛成討論を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、請願第3号を採決します。

本請願に対する委員長長の報告は「不採択とすべきもの」とされております。

しかしですよ、ここですよ、本請願を「採択すること」に賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（赤松孝一） 起立少数であります。

よって、請願第3号 子どもたちにゆきとどいた教育を進めるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書は採択しないことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩、資料を配付いたします。

（休憩 午後 6時46分）

（再開 午後 6時47分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じます。会議を再開いたします。

次に、日程第18 閉会中の継続審査（調査）申請書を議題とします。

3常任委員会から、審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他は全て議了いたしました。

ここで、町長よりご挨拶をいただきます。

町 長（太田貴美） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月28日の開会から本日まで28日間にわたり、平成25年度一般会計当初予算をはじめ各会計当初予算11件、今年度の各会計補正予算7件、条例の制定議案9件、条例の一部改正議案8件のほか、辺地総合整備計画の変更案件1件、市町境界の決定に関する意見案件1件、規約の変更案件1件、人権擁護委員候補者の推薦案件1件、財産区管理委員の人事案件1件、専決処分報告案件2件の、都合42件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いいたしましたところ、全議案を原案どおり議決いただきました。まことにありがとうございました。

中でも、お認めいただきました平成25年度一般会計当初予算におきましては、一般職の給与を一律3%、特別職は5%削減し、さらに議員の皆様にも報酬の5%カットのご協力をいただきました。このような中で、投資的経費を大幅に抑制し、各種団体等への補助金につきましても一律5%をお願いするなど、住民の皆様にも大変ご無理を申し上げる予算案をご提案いたしました。総合計画後期基本計画及び第2次行政改革大綱がスタートする年の予算であり、最重点課題であります安心・安全なまちづくりを着実に推進させていただきたいとの思いから、主な事業として、加悦中学校改築事業や通学路の整備、地域防災計画の改定など、交通事故防止対策や地域の基盤整備対策を盛り込んでおりまして、このほかの事業もあわせて、お認めいただきました予算を適正かつ確実に執行し、町民の皆様の負託に応える施策を展開してまいりたいというふうに思います。

また、先ほどは与謝野町議会議員定数条例が、熱いご議論の末、決定をいたしました。今後の町議会の大きな意義を持つ条例でございます。とはいえ議会と行政、これは車の両輪でございます。今後の議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。今まで申し上げました事業が進められますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、去る3月1日には、東日本大震災の発生から2年を迎えまして、議長のご発案によりまして朝、黙祷をささげましたけれども、地震発生時刻の午後2時46分に町内全域でサイレンを吹鳴し、町民の皆様とともに震災の犠牲となられました御魂に黙祷をささげました。深甚なる哀悼の意を表し、今なお復興の途上にある被災地の皆様に関心を寄せて、一日も早い復興を願っているところでございます。

また、本定例会の会期中に行われました名古屋ウィメンズマラソン大会において、本町名誉町民の木崎良子さんが見事優勝を果たされ、ことし8月にモスクワで開催されます世界陸上競技選手権大会女子マラソンの日本代表選手に内定され、さらに本町出身のプロ野球選手でオリックスバファローズ所属の糸井嘉男選手がワールド・ベースボール・クラシックに日本代表として出場され、惜しくも優勝は逃されましたものの大活躍をされたところでございまして、このお二人のご活躍により、町民の皆様に関心と希望を与えていただいたのではないかとこのように思います。

結びになりますが本定例会を最後に、本日まで説明員として出席しておりました、永島農林課長、泉谷保健課長、佐賀福祉課長が、それぞれ旧町時代から新町合併という多難な時期を経て、長年の公務員生活を終えることとなりました。ここに、その多大な貢献に対して、心から感謝の意を表します。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

以上、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
議長（赤松孝一） ありがとうございました。

続きまして、役目上、順番で議長の挨拶ということになっていますが、もうほとんど町長のほうから事細かく本3月議会におきます内容につきましては、ご報告がありましたので、私も今、町長のお話を聞きながら感じたことを率直に申し上げますと、まことに僭越な言葉かも知れませんが、やはり議会のほうは、やや調査研究不足であったなど、また、理事者側、職員側のほうは、やや説明責任に不足があったなど、そのように両者お互いに弱いところがありますが、ここはお互い謙虚に、お互いがますます白熱した協議、審議をする中で、より一層与謝野町が幸せになればと、こんなふうに思っています。

謙虚と言えば大変難しい言葉でございますが、丹後弁でいう、こぼり合いです。お互いがこぼるところはこぼる、言うとき言う、そういった臨機応変なお互いの思いやりの中で、今後ますます、議会と行政とが二元代表制を全うできますことを心からお願いいたしまして、私も未熟な議長でございますので、今回の議事運営につきましては行政の皆さん、また、議員の皆さんに大変ご協力いただきまして、昨晚も本日も大変遅くなりましたことを、まずもっておわびし、今後のご協力を心からお願いいたしまして、本定例会に向けての最後の閉会の挨拶といたします。

本当にご協力ありがとうございました。

これもちまして、第49回平成25年3月定例会を閉会いたします。

（閉会 午後 6時57分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員